



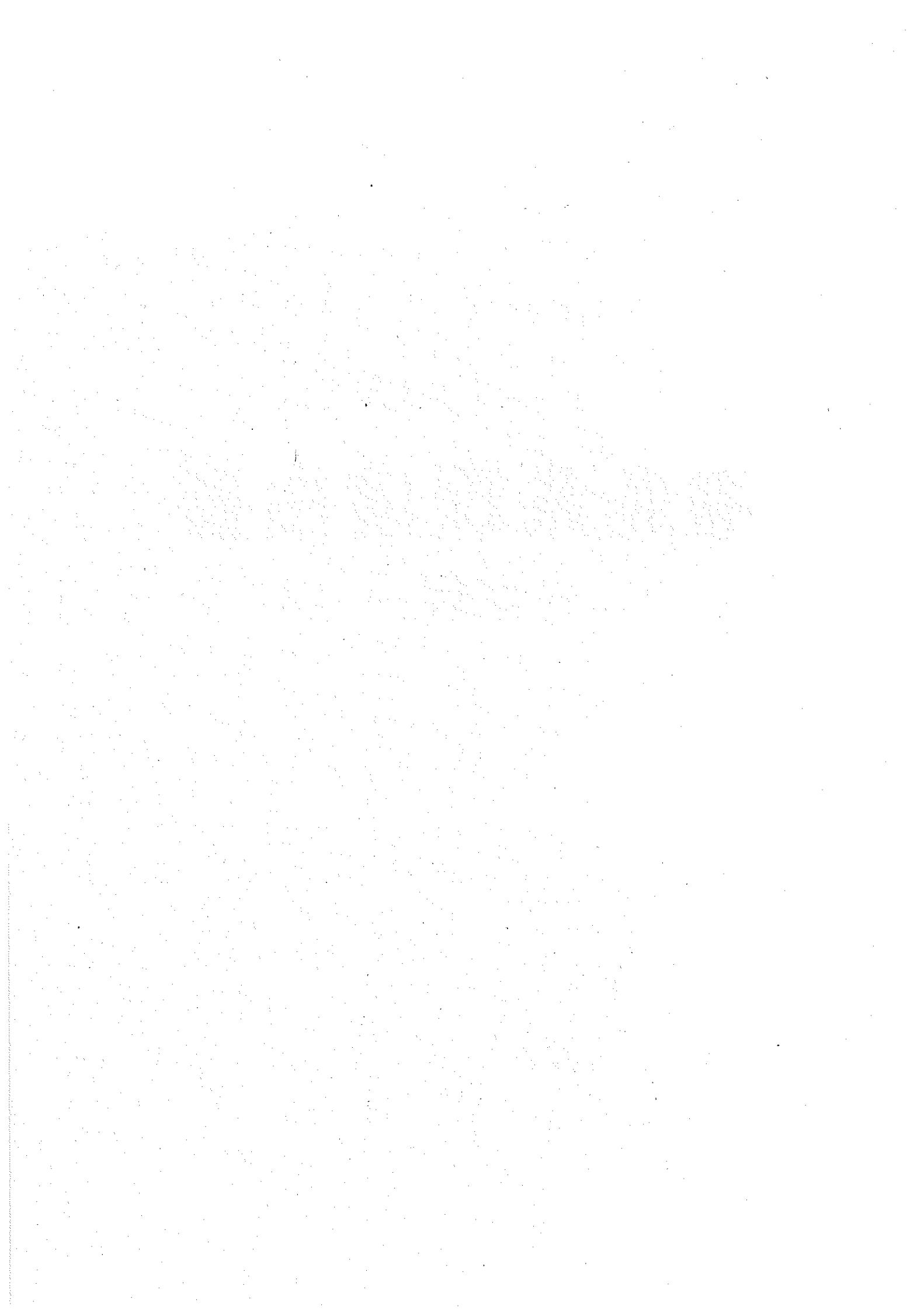
ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

平成30年度版

福島県環境白書 一本編一

平成30年 月
福 島 県



第1章 平成29年度の取組状況

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

(1) 環境放射線モニタリングの実施	3
(2) 除染の推進	3
(3) 中間貯蔵施設	4
(4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進	5
(5) 環境創造センター	5

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

(1) 原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	11
(2) 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施	15

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進	17
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用	19
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化	19
(4) 福島新エネ社会構想の実現	20

2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進	21
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進	22
(3) 廃棄物の適正な処理の推進	22
(4) 環境と調和した事業活動の展開	22

3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	24
(2) 有害鳥獣対策	25
(3) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用	25
(4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全	26
(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全	26
(6) 猪苗代湖等の水環境保全	26

4 良好な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策の推進	28
(2) 化学物質の適正管理等の推進	29
(3) 公害紛争等の対応	29

目次

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築	31
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	32
(3) 情報の収集・提供と発信	33

第2章 施策の実績と今後の方針

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復	34
(1) 環境放射線モニタリングの実施	34
(2) 除染の推進	37
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進	40
2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	42

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進	43
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用	47
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化	48
(4) 新エネ社会構想の実現	49

2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進	50
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進	51
(3) 廃棄物の適正な処理の推進	54
(4) 環境と調和した事業活動の展開	56

3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	58
(2) 有害鳥獣対策	61
(3) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用	62
(4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全	64

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全	65
(6) 猪苗代湖等の水環境保全	66
4 良好的な生活環境の確保	
(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策の推進	68
(2) 化学物質の適正管理等の推進	72
(3) 公害紛争等の対応	74
(4) 環境影響評価の推進	75
5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	
(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築	76
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	78
(3) 情報の収集・提供と発信	79
指標の評価の考え方	80

第3章 福島県の環境行政組織

第1節 本庁機関	81
第2節 出先機関	81
第3節 付属機関等	
1 環境審議会	83
2 公害審査会	83
3 環境影響評価審査会	83
4 景観審議会	83
5 自然環境保全審議会	83
6 その他会議等	84
福島県環境行政組織図	86
名簿-1 福島県環境審議会委員	87
名簿-2 福島県公害審査会委員	88
名簿-3 福島県環境影響評価審査会委員	88
名簿-4 福島県環境影響評価審査会専門委員	89
名簿-5 福島県景観審議会委員	89
名簿-6 福島県自然保護審議会委員	90

第4章 平成29年度・30年度 環境の保全・回復に関する事業一覧 91

参考資料

平成29年度福島県環境日誌	114
生活環境部所掌環境関連法令・条例等	116
用語解説	120
東日本大震災～平成29年度までの主な動き	138
福島県における環境関連計画等	157
福島県環境基本条例	158

第1章 平成29年度の取組状況

この章では、第4次（改定）環境基本計画（平成29年3月改定）の二本の柱（「環境回復の推進」、「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」）に沿って、現状・課題とともに、平成29年度の取組の概要について示します。

平成29年度の取組の概要

【環境回復の推進】

- 除染については、帰還困難区域を除き面的除染が全て終了しました。
- 中間貯蔵施設については、受入・分別施設及び土壌貯蔵施設の運用が開始され、除去土壌等の仮置場から施設への輸送と貯蔵が進められています。
- 汚染廃棄物及び災害廃棄物の処理が着実に進んでおり、特に災害廃棄物については国の直轄地域を除き処理が完了しました。
- 原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」、「教育・研修・交流」の4つの機能を持つ総合的な拠点として三春町と南相馬市に整備した環境創造センターにおいて、環境回復・創造に向けた調査研究や情報発信等の取組を実施しました。
- 廃炉安全監視協議会による現地調査や現地駐在員の配置などにより、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を厳しく監視するとともに、東京電力福島第一原子力発電所周辺における海水や大気等の環境放射線モニタリングについても監視体制を継続しています。

【美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現】

- 「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、学校・事業所等の二酸化炭素排出量削減を促進する「福島議定書」事業を引き続き実施したほか、県が登録した施設・店舗等で冷暖房を共有し、家庭での省エネルギー意識の向上を図るクール（ウォーム）シェアに新たに取り組むなど、温室効果ガスの削減のための各種施策を開きました。
- 再生可能エネルギー普及拡大のため住宅用太陽光発電設備への支援や県有施設等への率先導入を推進するとともに、産業技術総合研究所（以下「産総研」とする）と連携し、再生可能エネルギー関連事業を進めました。
- 「福島県循環型社会推進計画」に基づき、復興・再生に向けた取組と調和を図りながら、省資源・省エネルギーなど環境への負荷を低減するライフスタイルへの転換を促進する各種施策に取り組みました。
- 「福島県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用促進、最終処分量の削減に関する各種施策に取り組みました。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」とする）の影響により、狩猟圧が低下し、野生鳥獣の個体数が増加していることから、県の直接捕獲事業等を実施することにより、生息数の適切な管理に努めるとともに、避難12市町村にお

いて鳥獣被害対策に係る専門員チームの設置を行いました。

- 大気環境測定局の機器の保守及び更新を計画的に進めるとともに猪苗代湖の水質改善に向け、県民が一体となった水環境保全活動を推進しました。
- 環境アドバイザー等派遣事業や小学5年生を対象とした環境教育副読本の作成・配布事業等により環境教育を推進しました。
- 環境創造センター交流棟「コミュタン福島」では、展示や体験研修を通じて放射線に関する知識の普及や福島の環境の今を発信するとともに、季節毎等のイベント、週末の体験学習会を実施しました。

今後の方向性

- 帰還困難区域における除染や特定復興再生拠点の整備の本格化が見込まれることから、さらなる環境回復の加速に向け、必要な取組を進めていきます。
- 災害廃棄物の処理、除染、中間貯蔵施設の整備、仮置場からの除去土壤等の輸送を始めとする震災・原発事故からの環境回復に向けた取組については、関係機関との連携を図り、引き続き迅速かつ確実に実施していきます。
- 福島新エネ社会構想の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現に向けたモデル構築、スマート・コミュニティの構築に積極的に取り組んでいきます。
- 持続的に発展が可能な社会の実現や「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づく温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組を進めるとともに、住民、民間事業者、市町村などあらゆる主体が一体となった地域ぐるみでの省資源・省エネルギーの取組を支援し、環境への負荷を低減するライフスタイルへの転換を促進していきます。
- 原発事故による避難指示や出荷制限に伴う狩猟圧の低下等を背景として急増するイノシシ等の有害鳥獣対策については、捕獲体制の強化のみならず侵入防止柵の設置等の被害防除、河川の刈払い等の環境整備、人材育成等の対策に総合的に取り組んでいきます。
- 環境回復・創造の拠点として整備された環境創造センターでは、きめ細かな環境モニタリングや調査研究、情報収集・発信を行うほか、交流棟「コミュタン福島」を最大限活用し、県内外の子どもたちが環境や放射線について学習できるよう支援を行っていきます。

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

現状・課題

東日本大震災と、それに伴う原発事故は本県に深刻な被害をもたらしました。しかし、様々な主体の努力により除染や災害廃棄物の処理等が進捗するなど、本県の環境回復に向けた取組は着実に進んできました。

一方、汚染廃棄物の処理や除去土壌の適正管理・早期搬出をより一層進めいかなくてはならないことから、汚染廃棄物の処理促進のための取組や、必要な除染等の実施、除去土壌等の中間貯蔵施設への早期搬入等が必要となっています。

平成29年度の取組等

(1) 環境放射線モニタリングの実施

ア きめ細かな監視・測定

- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、総合モニタリング計画に基づき、陸域、海域、食品などのモニタリングを実施し、その結果について随時ホームページで公表しました。
- 県内全域でのモニタリングとして、2km四方ごとにメッシュ調査、学校や公園、観光地などのサーベイメータによる空間線量率の測定、学校プールや水浴場、大気浮遊じん等の環境試料に含まれる放射性物質濃度の測定、自動車に線量計を搭載して走行することによる道路上の空間線量率の測定などを実施しました。
- 原子力発電所周辺のモニタリングについては、P.15に記載されています。

(2) 除染等の推進

ア 市町村除染

県土の除染を確実に推進するため、市町村の除染実施計画に基づく除染を総合的に支援するとともに、県有施設等の除染に取り組みました。

また、除染推進体制を整備するため、除染事業者等の育成や技術的支援、住民理解の促進にも取り組みました。

なお、市町村が除染を行う汚染状況重点調査地域には、36市町村が指定されて

おり、除染実施計画に基づく面的除染は、平成30年3月末までに全て終了しました。

イ 国直轄除染

国が除染を行う除染特別地域には、11市町村が指定されており、平成29年3月末までに計画に基づく面的除染が全て終了しました。

また、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域整備のための除染が双葉町と大熊町において開始されました。

県としては、除染が迅速かつ確実に進むよう、市町村と連携し、取組・進捗状況等を確認する現地調査等を行いました。

(3) 中間貯蔵施設

ア 施設について

事業主体である国による地権者への個別訪問等が行われていますが、契約に至るまでに時間を要している状況にあるため、国に対し地権者説明の体制強化を求めてきたところであり、国は平成28年4月から担当職員を増員し、体制の強化を図りました。

県としても、国による地権者への説明が円滑に進むよう、情報収集や国との調整等のため、平成27年7月から大熊・双葉両町に職員を1名ずつ駐在させるとともに、地権者説明の更なる促進のため、平成28年4月から国に10名の職員を派遣しており、中間貯蔵施設の用地の取得面積は、平成30年3月末現在で約874ha(全体約1,600ha)となりました。

また、国は、平成29年10月から受入・分別施設及び土壤貯蔵施設を稼働し、除去土壤の貯蔵を開始しました。

イ 輸送について

輸送の実施計画に基づき、33市町村から529,549m³の除去土壤等が輸送され、平成30年3月末現在、平成27年度からの累計で758,665m³となりました。これまでに、21市町村で輸送が終了しています。その間、県は、国、市町村との運行計画等の協議・調整を進めるとともに、輸送が安全・確実に実施されるよう、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づき、現地において状況確認を行いました。

また、国は、平成29年11月に、平成30年度の輸送量を180万m³程度、平成31年度も400万m³を目指すこと、平成31年度の輸送量に対応できる施設整備に着手することなどを明記した「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表しました。

(4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

ア 汚染廃棄物の処理

汚染廃棄物については、適正な処理に向け、国・市町村及び関係機関と連携し、国等が整備する汚染廃棄物処理施設に関する技術的指導・助言及び協議・調整、事業者や市町村等が実施する処理施設の周辺住民へのリスクコミュニケーション等の支援に取り組みました。

また、避難地域の市町村で、住宅リフォーム等から発生する廃棄物等の放射線不安に応えるため、住民相談窓口を設置し225件の相談に応じました。

特定廃棄物の埋立処分事業については、国の特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）への廃棄物の搬入及び埋立処分が平成29年11月から開始されました。県は、輸送が安全・確実に実施されるよう、国、県、富岡・楢葉両町と締結した安全協定に基づき、現地において状況確認を行いました。

イ 災害廃棄物の処理

市町村等の災害廃棄物処理を支援するとともに、国、市町村及び関係機関と連携し、災害廃棄物処理の早期完了に向けた取組を行いました。国が直轄で処理を行う地域の市町村を除いては、平成29年度に処理が完了し、国の直轄地域においては、仮設焼却施設が整備され、特定復興再生拠点区域の家屋解体撤去等が開始されるなど、処理促進に向けた取組が進められています。

(5) 環境創造センター（P. 8参照）

ア 環境創造センターにおける取組

- 原発事故からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を回復・創造するための拠点として、三春町と南相馬市に整備した環境創造センターにおいて「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つの取組を総合的に進めています。
- 身近な生活環境や原子力発電所周辺の継続的な環境放射能等のモニタリングを実施するとともに、その結果を広く情報発信しました。
- 放射線計測、除染・廃棄物、環境動態、環境創造の4つの部門において調査研究を進めました。また、平成29年4月から5月に帰還困難区域で発生した林野火災の調査を国の研究機関と協力して実施し、火災による周辺環境への影響がほとんど認められないことを明らかにしました。
- 研究成果報告会や開所1周年記念イベント等において、環境創造センターの研究成果や取組について周知を図りました。

また、ホームページの掲載情報の充実を行うとともに、各種学会やシンポジウムへの参加、論文の投稿、環境創造シンポジウムの開催などにより、様々な

形で情報発信を行いました。

- 交流棟「コミュタン福島」においては、展示や体験研修を通じて放射線に関する知識の普及や福島県の環境の現状についての情報発信を行いました。

また、高校の理科系クラブを対象とした科学への理解を促すプログラムの実施、野生生物共生センター・猪苗代水環境センターにおける学習会の開催など、幅広く放射線や環境に関する意識を深めていただく機会を創出しました。

イ IAEAとの協力（P. 9～10参照）

早急な環境回復を実現するため平成24年12月に原子力に関する高度な知見を有するIAEAとの間で協力覚書を締結し、その協力覚書に基づき、平成25年から平成29年まで放射線モニタリング及び除染の分野における協力プロジェクトを実施しました。

また、平成29年12月に実施期間の終了を迎えた協力プロジェクトをさらに5年間延長する覚書を締結し、これまでのプロジェクトを継続、拡充して取り組んでいくこととしました。

今後の方向性

市町村除染地域については、除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出後の原状回復、フォローアップ除染、森林の放射線量低減のための取組など、国や関係市町村等と連携しながら、必要な取組を着実に実施していきます。また、市町村訪問や意見交換会等の機会を通じ、それぞれが抱える課題を丁寧に把握しながら、きめ細かな対応を行っていきます。

国直轄除染地域については、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備に向けた除染が一部町村で実施されていることから、除染が確実に進むよう、関係町村と連携し、現地調査を実施するなど、県としても必要な取組を進めています。

中間貯蔵施設については、引き続き、国に対して地権者への丁寧な説明と寄り添った対応を求めるとともに、安全協定に基づく状況確認など安全・安心の確保を始め、国の取組をしっかりと確認していきます。

汚染廃棄物及び災害廃棄物については、適正な処理に向け、国・市町村及び関係機関と連携し、継続して取り組んでいきます。また、国が行う特定廃棄物の埋立処分事業については、引き続き、国に対して地元への丁寧な説明と寄り添った対応を求めるとともに、安全協定に基づく状況確認など安全・安心の確保を始め、国の取組をしっかりと確認していきます。

環境創造センターについては、環境回復・創造の拠点として、きめ細かなモニタリング、「放射線計測、除染・廃棄物、環境動態、環境創造」の4つの部門の調査研究、研究成果等の情報収集・発信、環境や放射線についての子どもたちへの学習支援を行

つていきます。また、IAEA協力プロジェクトにおいては、放射線モニタリング及び除染の分野において、これまでのプロジェクトを継続、拡充して取り組んでいきます。

福島県環境創造センターの役割

- 原発事故からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を回復・創造するための拠点として、三春町と南相馬市に環境創造センターを整備し、平成28年7月に全面開所しました。
- 環境創造センターの機能は「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つです。

また、環境創造センターに招致した日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所と連携・協力して、調査研究等を効果的に推進します。

なお、環境創造センターの機能を補完するため、大玉村及び猪苗代町にそれぞれ附属施設を整備するとともに、旧原子力センター福島支所を環境創造センター福島支所として活用することとしました。



4つの機能を有し、本館、研究棟及び交流棟「コミュタン福島」で構成されています。

交流棟「コミュタン福島」には、国際会議、学会等を開催するホール・会議室、環境や放射線についての学習を目的とした展示室や体験研修スペース等を備えています。

[モニタリング]

環境放射能のきめ細かなモニタリング

[調査研究]

河川等の放射性物質除去技術、放射性核種の動態調査など

[情報収集・発信]

モニタリング結果、調査研究成果、福島の現状等を発信

[教育・研修・交流]

環境や放射線に関する学習や研修、各種団体の交流



放射性物質が野生生物や生態系に与える影響の長期的調査、生物多様性の保全に向けた環境学習、野生鳥獣の救護や保護などを行います。



猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の水質や現状について展示し見学者を受け入れるほか、調査研究、環境学習及び水環境保全活動の拠点として利用しています。



環境創造センターの機能のうち、原子力発電所周辺における環境放射能のモニタリング等を行います。

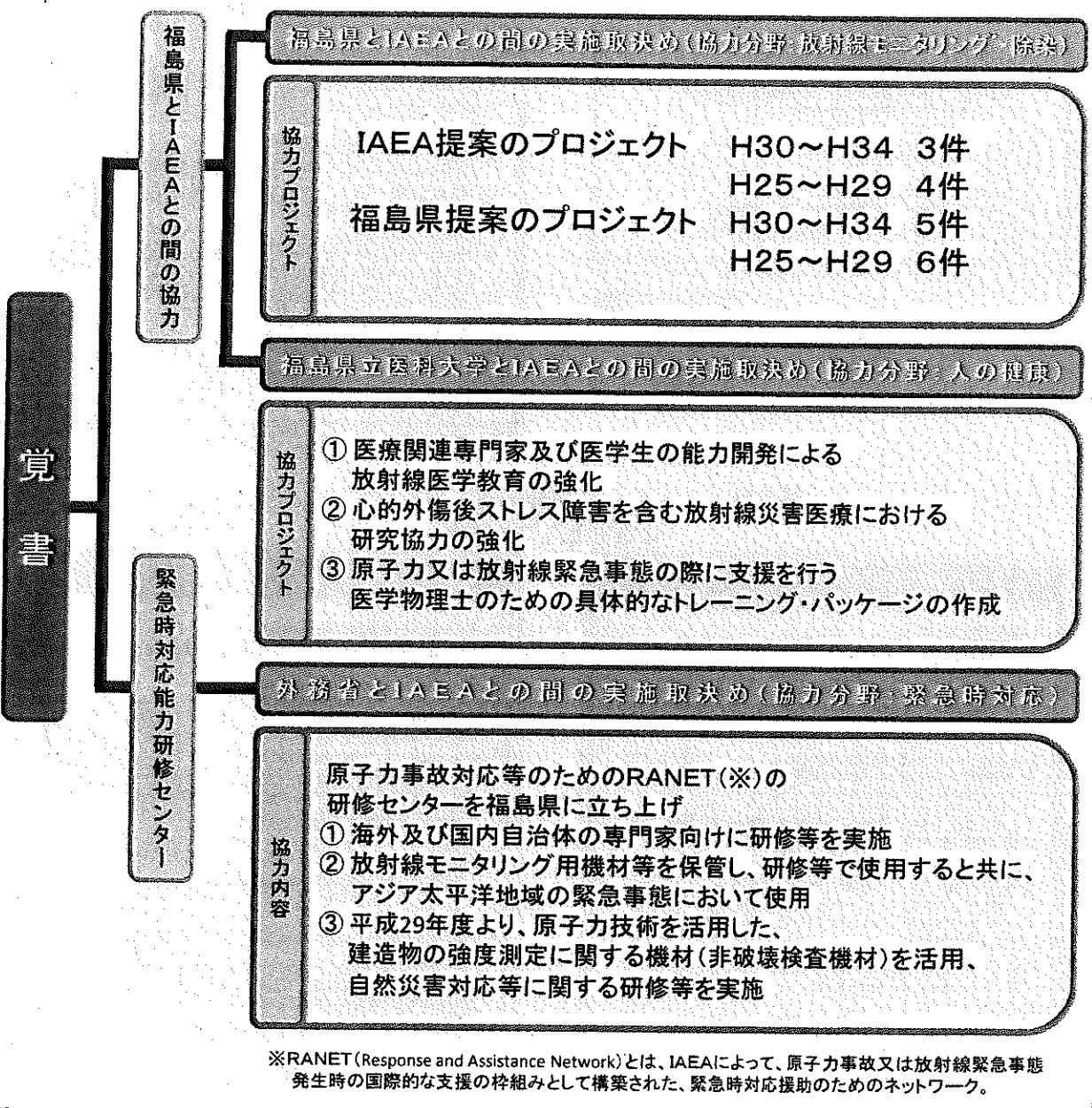


環境創造センターのモニタリング機能のうち、プルトニウム等の分析等を行います。

IAEAとの協力～世界の英知の結集～

早急な環境回復を実現するためには、世界の英知を結集して取り組む必要があることから、平成24年12月15日、原子力に関する高度な知見を有するIAEAとの間で放射線モニタリング及び除染の分野における協力覚書を締結しました。

福島県とIAEAとの間の協力に関する覚書及び実施取決めの概要



※RANET(Response and Assistance Network)とは、IAEAによって、原子力事故又は放射線緊急事態発生時の国際的な支援の枠組みとして構築された、緊急時対応援助のためのネットワーク。

IAEAとの協力～世界の英知の結集～

早急な環境回復を実現するためには、世界の英知を結集して取り組む必要があることから、平成24年12月15日、原子力に関する高度な知見を有するIAEAとの間で放射線モニタリング及び除染の分野における協力覚書を締結しました。

福島県とIAEAとの間の協力プロジェクト (平成30年～平成34年)

IAEA提案のプロジェクト(FCP)

- ① 福島における環境回復
 - 技術的アドバイスのためIAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
 - 環境回復を進める上で生じる新たな課題について支援を行う。
- ② 除染活動から生じた放射性廃棄物の管理
 - 技術的アドバイスのためIAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
 - 地元及び政府の関係機関との意見交換を通じた、放射性廃棄物の保管、放射性廃棄物の処理、放射性廃棄物を取り扱う際の放射線被ばく等に関する支援を行う。
- ③ 森林における放射性物質の長期モニタリングとその対策及び放射線モニタリングに関する支援。
 - 技術的アドバイスのためIAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
 - UAVによる環境マッピング技術の活用に関する専門家会合を開催しフィールドテストを実施する。研修及び技術的支援を実施する。

(平成29年12月25日締結)

福島県提案のプロジェクト(FIP)

- ① モニタリングに基づく放射性セシウムの動態が水圈に与える影響の評価
 - 河川水に含まれる溶存態や懸濁態の放射性セシウム濃度を測定し、濃度分布と経時変化を把握する。
 - 県内を中心とした河川水のモニタリング結果に基づき、数値モデル等を用いて放射性セシウムの移動の予測や検証を行う。
- ② 野生動物における放射性核種の動態調査
 - 野生動物の筋肉組織、胃内容物、食物等の放射性セシウム濃度の測定や、食性解析、行動調査等を実施し、一部の野生動物において放射性セシウム濃度が高い要因を推定する。
- ③ 陸水域における持続可能な放射性物質対策
 - 除染後の河川敷の空間線量率や堆積土砂の放射性セシウム濃度等を継続的にモニタリングし、濃度変化の動向を把握する。
 - 濃度変化が生じた場合には、その要因を推定とともに、必要に応じて効果的な対策を検討する。
- ④ 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の検討
 - 焼却灰中の放射性セシウムの存在形態等を分析し、効果的な難溶化手法又は除去技術を検討する。
 - 放射性セシウムを含む廃棄物を埋め立てた場合の放射性セシウムの挙動を予測する。また、捕集技術を検討する。
- ⑤ 放射性核種の簡易・迅速な分析法の検討
 - 水試料中のトリチウムを効率的に濃縮・測定する方法、有機的に結合したトリチウムを分離・測定する方法を検討する。
 - 環境中のストロンチウム-90を簡易・迅速に分離・測定する方法を検討する。

(①～④平成29年12月25日締結、⑤平成28年10月25日締結)

福島県とIAEAとの間の協力プロジェクト (平成25年～平成29年)

IAEA提案のプロジェクト(FCP)

- ① 福島における除染
 - 技術的アドバイスのためIAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
 - 地元におけるワークショップの開催を通じた、環境モニタリング、被ばく経路調査、被ばくを低減させ又は回避する可能性、日常生活のための放射線安全、住民の帰還等に関する支援を行う。
- ② 除染活動から生じた放射性廃棄物の管理。
 - 技術的アドバイスのためIAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
 - 地元及び政府の関係機関との意見交換を通じた、放射性廃棄物の保管、放射性廃棄物の処理、放射性廃棄物を取り扱う際の放射線被ばく等に関する支援を行う。
- ③ 無人航空機(UAV)による環境マッピング技術の活用。
 - 福島におけるモニタリングに使用するため、UAVに搭載した可動型ガンマ線分光システムのプロトタイプを開発する。
 - 専門家会合を開催しフィールドテストを実施する。研修及び技術的支援を実施する。
- ④ 森林における放射性物質の長期モニタリングとその対策及び分かりやすいマップ作成のための放射線モニタリング・データ活用上の支援。
 - 技術的アドバイスのため、IAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
- ⑤ 放射線安全及びモニタリング・プロジェクトの管理支援。
 - 福島とIAEAとの協力プロジェクトを調整するため、福島におけるIAEAの連絡役として、IAEA専門家を任命し、必要に応じて技術的アドバイスを提供する。

(平成24年12月15日締結)

福島県提案のプロジェクト(FIP)

- ① 河川等における放射性核種の動態調査
 - 河川水や懸濁物質に含まれる放射性セシウム濃度を測定し、濃度分布の把握と数値モデルによる移動の予測や検証を行う。
- ② 野生動物における放射性核種の動態調査
 - イノシシをはじめとした野生動物の筋肉組織、胃内容物等の放射性核種濃度測定や、野生動物の食性を含む行動調査を実施し、野生動物における放射性核種の挙動を把握する。
- ③ 河川・湖沼等における放射性物質対策
 - 福島県内の河川・湖沼等における放射性物質の環境動態に関する知見及び国内外の現地調査・文献調査等を通じた放射性物質対策に関する知見を収集・整理した上で、河川・湖沼等に関する効果的な放射性物質対策を検討する。
- ④ GPS歩行サーバーによる環境マッピング技術の開発【平成28年3月終了】
 - 無人航空機サーバーに併せて実施するGPS歩行サーバーについて、データの解析方法、マッピングによる可視化の方法等について検討する。
- ⑤ 一般廃棄物焼却施設における放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の検討
 - 焼却施設の燃焼温度等の燃焼条件を変化させ、燃え殻や飛灰の放射性核種濃度を測定し、燃焼条件と燃え殻・飛灰への放射性物質の移行変化の関係を把握する。
 - 焼却残渣(燃え殻・飛灰)からの放射性セシウムの溶出特性を調査し、焼却残渣から放射性セシウムを除去又は難溶化する方法を検討する。
- ⑥ 放射性核種の簡易・迅速な分析法の検討【平成28年10月追加】
 - 水試料中のトリチウムを効率的に濃縮・測定する方法、有機的に結合したトリチウムを分離・測定する方法を検討する。
 - 環境中のストロンチウム-90を簡易・迅速に分離・測定する方法を検討する。

(①～③平成25年4月10日締結、④及び⑤平成25年10月30日締結、⑥平成28年10月25日締結)

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

現状・課題

現在、廃炉が決定された東京電力福島第一原子力発電所においては、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき廃炉に向けた取組が進められています。

作業環境については、原発事故直後に比べ、軽装備で作業が出来るエリアが拡大するなど大幅に改善していますが、汚染水問題は解決しておらず、溶融燃料の取り出しに向けては、長く困難な作業が続きます。

平成29年度の取組等

(1) 原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

- 県、関係市町村及び様々な分野の専門家で構成する廃炉安全監視協議会や県民、各種団体及び学識経験者で構成する廃炉安全確保県民会議の現地調査や会議等により、廃炉に向けた取組やトラブルへの対応状況等を確認し、必要な対策を国及び東京電力に対して申し入れています。
- 平成29年度は、原子力発電所の設備に関する専門研修を実施する等、専門性の向上を図りました。
- これまで福島第一原子力発電所に係る安全確保協定については、立地町である大熊・双葉両町と県及び東京電力が締結していましたが、原子力発電所事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、平成28年9月に周辺11市町村※を対象とした新たな安全確保協定を締結しました。

※周辺11市町村：いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村

ア 福島第一原子力発電所の監視等

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた国及び東京電力の主な動き等や県の対応状況等については、以下のとおりです。

① 国及び東京電力の主な動き等

年	月日	事項
平成29年 (2017)	4月1日	政府は、富岡町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除
	6日	福島第一・1/2号機排気筒において、一部点検が未実施だった東側の1箇所に破断を確認
	6月30日	福島第一原発事故で強制起訴された東京電力の旧経営陣3人の初公判
	7月19日	福島第一・3号機の格納容器内部調査を開始、水中遊泳ロボットを投入しペデスター内に溶融物が固化したと思われるもの等を確認
	22日	福島第一・3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向か、共用プールの保管スペースを確保するため、貯蔵されている使用済燃料をキャスク仮保管設備へ輸送
	28日	経済産業省は高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する「科学的特性マップ」を公表
	31日	福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根を設置開始
	8月2日	福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン1基の地下水位が低下し一時的に建屋内水位と逆転
	4日	県は東京電力に対し、サブドレン水位低下に関する申し入れを実施
	14日	東京電力は2016年3月24日から28日の間において、汚染水処理設備（キュリオン）の運転上の制限を逸脱した運用があったことを公表
	22日	福島第一・陸側遮水壁（凍土壁）最後の未凍結箇所（1箇所）凍結開始
	30日	東京電力は福島第一のキャスク仮保管設備に保管している乾式キャスク2基に、装填が認可されていない使用済燃料（回収ウラン燃料）4体が装填されていることを公表
	31日	原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2017」を公表
	9月1日	政府は廃炉・汚染水対策チーム会合を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中期ロードマップ」改訂案を提示

平成30年 (2018)	26日	政府は廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂
	28日	福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン 42 基のうち 6 基において、水位計の設定誤りによる建屋内滞留水水位と周辺地下水位の逆転が確認されたため、サブドレン地下水の汲み上げをすべて停止
	29日	福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン 6 基の水位計設定誤りについて、運転上の制限逸脱状態から復帰を宣言
	11月1日	東京電力小早川社長、原子力規制委員会において報告した「福島第一原発の廃炉などに関する責任と決意」を説明するため鈴木副知事を訪問
	20日	福島第一・2号機原子炉格納容器ガス管理設備において、臨界監視用ガス（キセノン-135）の放射能濃度が監視できない状態となり、運転上の制限の逸脱を宣言
	27日	福島第一・3号機の使用済燃料プール循環冷却一時系ポンプ（B）が一時停止
	12月6日	日本原子力研究開発機構は、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉計画を原子力規制委員会に申請
	13日	厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（白血病、3例目）
	19日	福島第一・1号機原子炉建屋カバー解体作業が完了
	1月19日	福島第一・2号機の格納容器内部調査を実施、伸縮性パイプの先端にカメラを取り付けた装置により、燃料デブリとみられる小石状、粘土状の堆積物を確認
	22日	福島第一・1号機オペフロ北側のガレキ撤去を開始
	26日	福島第一原発事故で強制起訴された東京電力旧経営陣3人の第2回公判
	2月8日	福島第一原発事故で強制起訴された東京電力旧経営陣3人の第3回公判
	21日	福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根の設置完了
	28日	福島第一原発事故で強制起訴された東京電力旧経営陣3人の第4回公判
	3月1日	東京電力は福島第一・陸側遮水壁（凍土壁）の効果に関する評価を公表

② 県の対応状況等

年	月 日	事項
平成29年 (2017)	4月28日	第54回廃炉安全監視協議会開催、福島第一・燃料取り出しに係る作業状況を確認
	5月17日	平成29年度第1回廃炉安全確保県民会議開催
	29日	第16回労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会開催
	6月7日	平成29年度第2回廃炉安全確保県民会議（現地視察）開催
	16日	第55回廃炉安全監視協議会開催、作業の進捗状況や汚染水対策を確認
	8月4日	県は東京電力に対し、サブドレン水位低下に関する申し入れを実施
	9月5日	平成29年度第3回廃炉安全確保県民会議開催
	7日	第56回廃炉安全監視協議会開催、技術戦略プラン及び中長期ロードマップ改訂案を確認するとともに、地元市町村及び専門委員の意見を集約
		第17回環境モニタリング評価部会開催
	8日	第57回廃炉安全監視協議会開催、福島第一・サブドレンピットの一時的な水位低下事象等を確認
	15日	原子力関係部長会議を開催、廃炉安全監視協議会で取りまとめた「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂案に対する意見を了承
	10月12日	第17回労働者安全衛生対策部会開催、福島第一・車両解体作業現場及びフランジタンク解体現場を確認
	16日	平成29年度福島県原子力防災訓練（災害対策本部設置運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練）実施
	17日	第58回廃炉安全監視協議会開催、福島第二・地震・津波に対する防護対策の実施状況及び初動対応を確認
	10月19日	平成29年度第4回廃炉安全確保県民会議（現地視察）開催
	27日	第59回廃炉安全監視協議会開催、サブドレン水位計設定誤りに関する原因と今後の再発防止対策及び中長期ロードマップの改訂内容について確認

平成30年 (2018)	28日	平成29年度福島県原子力防災訓練（住民避難訓練、緊急被ばく医療活動訓練）実施
	11月14日	平成29年度第5回廃炉安全確保県民会議開催
	15日	知事が福島第一を視察
	12月6日	第18回環境モニタリング評価部会開催
	1月23日	第18回労働者安全衛生対策部会開催
	2月5日	平成29年度第6回廃炉安全確保県民会議開催
	8日	第60回廃炉安全監視協議会開催、燃料取り出しの状況について確認
	14日	第19回環境モニタリング評価部会開催

イ 福島第二原子力発電所の状況等

- 平成29年8月14日、事務本館の設備機械室のエアコンの電動機から発煙。外部への放射能の影響なし。
- 平成29年10月13日、第5回廃炉安全監視協議会開催、地震動及び津波の評価の見直しの経緯、防護対策の考え方、実施状況、地震・津波に対する初動対応について立入調査を実施。
- 平成30年2月8日、1・2号機廃棄物処理建屋の冷凍機室で火災。楢葉町駐在職員が直ちに現地確認を実施。外部への放射能の影響なし。
- 平成30年2月13日、2号機ダクト点検口から管理区域の空気が、中央制御室（非管理区域）へ流入している可能性があることを確認。外部への放射能の影響なし。

(2) 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施

- 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について、モニタリングポスト（39局）による空間線量率をリアルタイムで公表しているほか、調査結果報告書を四半期毎にとりまとめ、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（環境モニタリング評価部会）」において確認し、公表しています（平成29年5月：平成28年度第4四半期分、平成29年9月：平成29年度第1四半期分、平成29年12月：第2四半期分、平成30年2月：第3四半期分）。
- 東京電力福島第一原子力発電所において放射性物質を含む粉じん等が敷地外に飛散する場合を想定し、平成27年度からリアルタイムダストモニタ等の運用を開始し、発電所周辺地域における大気モニタリングを強化しています。平成29年度は連続ダストモニタ3地点を増設しました。このことにより、連続ダストモニタは合計17地点、ダストサンプラーは42地点となりました。

今後の方向性

引き続き、廃炉安全監視協議会の現地調査等を実施し、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を厳しく監視していくとともに、これらの取組を迅速かつ分かりやすく県民に情報提供していきます。

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

現状・課題

地球温暖化は人間活動による二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性がきわめて高いとされており、1986年から2005年の世界的平均地上気温は、1850年から1900年に比較して0.61°C上昇（出典：IPCC 第5次評価報告書）し、本県においても、福島地方気象台の気温観測値が100年あたり1.4°Cの割合で上昇（出典：東北地方の気候の変化(第2版)）しています。

平成28年11月には、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとなるパリ協定が発効するなど、低炭素社会の実現を目指す世界的な取組が始動しましたが、今後の取組に関わらず、一定の気温上昇が避けられないといわれており、その影響への対応（適応策）も必要となっています。

このような中、東日本大震災以降、火力発電所の稼働率が上がったことなど温室効果ガスの排出量を増加させる要因もあることから、省エネルギーの推進等による温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの普及拡大等が必要です。

平成29年度の取組等

（1）温室効果ガス排出の抑制

ア 省資源・省エネルギーの取組

- 事業者、民間団体、行政等様々な主体で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を開催し、地球温暖化対策の実践について協議するとともに各地方会議でも普及啓発活動を実施しました。
- 学校・事業所等それぞれの団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を掲げ、知事と約束を取り交わす「福島議定書」事業により、各団体の自主的な省資源・省エネルギー活動を促進しました。
- 家庭や学校における節電・節水などの省エネルギーに向けた取組を促進するため、「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」を実施しました。
- 福島議定書参加事業所等が参加するエコドライブ講習会へ講師を派遣するなど、エコドライブの推進に取り組みました。
- 地域における省エネ意識を向上させるため、中小企業や市町村立学校の照明

をLED等の高効率照明に切り替えること等をモデル的に支援し、その効果を広く発信することを通して省エネ意識の醸成に取り組みました。

- 保育園・幼稚園等の未就学児を対象にエコに関する思いを育む七イベントの開催を支援するとともに、小学校を対象に省エネ効果のある植物による緑のカーテンを育てる取組を支援し、園児、児童更には家庭への環境意識の啓発に取り組みました。
- 高校生が主体となって行う学校や地域での省エネ・省資源に向けた活動を支援し、その成果の発表等を通じて地域における環境意識の醸成に取り組みました。
- 小学生や中学生・高校生を対象とした地球にやさしい暮らし方をテーマにする、絵はがきのコンテストを実施しました。
- 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全のための施設整備等に必要な資金の融資をあっせんする、環境創造資金融資事業を実施しました。
- うつくしま地球温暖化防止活動推進員を養成し、地球温暖化防止に向けた地域での草の根運動を推進しました。
- 家庭でのエネルギー使用量の削減及び省エネルギー意識の向上を図るため、県が登録した施設等（クール（ウォーム）シェアスポット）において冷暖房を共有するクール（ウォーム）シェアを推進しました。
- 平成29年3月に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づく温室効果ガスの削減目標や新たに盛り込んだ気候変動の影響に対する適応策等を広く県民に周知するため、各種イベントへの出展や啓発資材の配布等の普及啓発活動を行いました。

イ 県の一事業者としての取組

- 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減の取組を行いました。
- 「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」に基づいて整備した施設の運用後におけるエネルギー消費性能の検証を行うため、新たに「県有建築物のエネルギー消費性能評価実施要領」を定めました。

ウ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 各市町村に対し、平成20年度に策定した「歩いて暮らせるまちづくりビジョン」の「5つの実行戦略」の具体的な事例を示すことなどにより、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを促進しました。
- 小型モビリティ（電気自動車）の体験試乗会の開催に合わせ、ZEH（ゼロ・

エネルギー・ハウス) 及びZEB(ゼロ・エネルギー・ビル)に関する啓発資料の展示及び配布を行いました。

エ 低炭素社会の実現に向けた森林整備の推進

森林の有する、二酸化炭素を吸収し貯蔵するなどの多面的機能の持続的発揮を図るため、一般造林事業や森林環境基金による森林整備事業により、健全な森林を造成する一連の森林施業に対して支援を行いました。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

- 住宅用太陽光発電設備設置補助事業を行い、県内に住宅を有する個人等に対し補助を行いました(3,494件)。
- 地域主導による再生可能エネルギーの普及拡大を進めるために、地元企業などの再生可能エネルギー発電への参入や県民の再生可能エネルギーへの理解を促す事業に対して、事業費の一部を補助しました。
- 平成28年度から30年度(3年間)の計画として、「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン(第2期)」を策定しました。新しいプランでは、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「再生可能エネルギー関連産業の育成・集積」に加え、新たに「エネルギーの効率利用(省エネルギー)」などの視点を盛り込みました。
- 市町村等が所有する、災害時に防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー等の導入に対して補助を行いました(11施設)。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

- 産総研の福島再生可能エネルギー研究所では、平成26年の開所以来、世界最先端の研究が行われており、平成29年度の被災地企業のシーズ支援プログラムでは、県内企業18社19件の再生可能エネルギーに関する技術支援が行われました。
- 工業高校生を対象に、再生可能エネルギー関連ものづくりの第一線で活躍される方を講師とした講座等の実施、また、再生可能エネルギー研究所の見学及び産総研研究員による関連技術の紹介等を行いました。
- 再生可能エネルギー関連産業の育成のため、企業などによる再生可能エネルギー研究開発への助成等を行いました。
- 再生可能エネルギー関連産業推進研究会(平成30年3月末入会団体:680団体)において、太陽光、風力等の4分科会を各3回程度実施するとともに、会員企業と展示会「第11回再生可能エネルギー世界展示会」に出展しました。
- ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア(リーフふくしま)を平成29年11月8日~9日に、ビッグパレットふくしまで開催し、192団体の出展、6,985名の来場者がありました。
- 再生可能エネルギーに関する専門家を先進地である欧州に派遣するとともに、

県内企業と共同で欧州最大級のエネルギー分野の見本市「E-world energy & water 2018」に出展しました。

(4) 福島新エネ社会構想の実現

- 阿武隈山地及び福島県沿岸部における再生可能エネルギーの導入拡大のため、共用送電線の敷設及び再生可能エネルギー発電設備への補助を行いました。
- 県内企業等が研究開発を進めてきた再生可能エネルギー関連技術について、その事業化・実用化のための実証研究事業に対して支援を行いました。
- 新地町、相馬市においてスマートコミュニティ構築の設備導入事業が開始され、檜葉町、浪江町及び葛尾村において、設備導入に向けたマスターplanが策定されました。
- 福島市、三島町、広野町において、スマートコミュニティ構築に向けたポテンシャル調査が実施されました。
- 浪江町棚塩産業団地において国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による「再生可能エネルギー由来水素プロジェクト」が進行中です。
- 水素供給設備導入支援事業では、「ふくしま移動式水素ステーション」（平成30年4月商用運転開始）の設置を支援しました。
- 燃料電池自動車導入促進事業により、県内に7台の燃料電池自動車が新たに導入されました。
- 県庁公用車に燃料電池自動車を1台導入しました。

今後の方向性

深刻な環境問題である地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出量を削減するため、「福島議定書」事業、エコチャレンジ事業、クール（ウォーム）シェアの取組を推進するとともに、住民、民間事業者、市町村などあらゆる主体が一体となった地域ぐるみでの省エネルギーの取組を支援していきます。

また、福島新エネ社会構想の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現に向けたモデル構築、スマート・コミュニティの構築に積極的に取り組んでいきます。

2 循環型社会の形成

現状・課題

人間活動が自然環境に与える負荷は依然として大きい状況にあり、本県はこれまで、「福島県循環型社会形成推進計画」等に基づき持続可能な社会の形成に向けて様々な取組を進めてきました。

これにより、産業廃棄物排出量の抑制や最終処分率の削減などに成果が現れています。しかし、一般廃棄物のリサイクル率等は、東日本大震災後若干減少し、その後はほぼ横ばいの状況が続いています。

循環型社会の形成に向け、食品ロスの削減等、環境に負荷をかけない意識への転換とともに、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の更なる促進などが求められます。

平成29年度の取組等

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換

- 「福島県循環型社会形成推進計画」に基づき、環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換を促進するため、復興・再生に向けた取組との調和を図りながら循環型社会の形成に取り組みました。
- 中小企業や市町村立学校の照明をLED等への高効率照明にすること等をモデル的に支援し、その効果を広く発信することを通して省エネ意識の醸成に取り組みました。
- 保育園・幼稚園等の未就学児を対象にエコに関する思いを育てる七イベントの開催を支援するとともに、小学校を対象に省エネ効果のある植物による緑のカーテンを育てる取組を支援し、園児、児童及び家庭への環境意識の啓発に取り組みました。
- 高校生が主体となって行う学校や地域での省エネ・省資源に向けた活動を支援し、その成果の発表等を通じて地域における環境意識の醸成に取り組みました。
- 小学生や中学生・高校生を対象とした地球にやさしい暮らし方をテーマにした絵はがきのコンテストを実施し、環境に負荷をかけない意識の普及啓発に広く取り組んだほか、レジ袋削減のためマイバッグ推進デーなどのキャンペーンを通して、日常生活における実践を促進しました。
- 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を開催し、地球温暖化対策の実践について協議するとともに、省エネルギーの取組を促進するため、「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」を実施しました。

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用

- 平成27年3月に見直しした「福島県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用促進、最終処分量の削減についての目標を達成するため、各主体が各種施策に取り組みました。
- 家庭から排出されるごみについて、各家庭がその排出実態を意識することにより、家庭におけるごみの発生抑制、再生利用の取組を促進するため、「3R総合推進事業」を実施しました。
- 産業廃棄物排出量の抑制等を目的として、排出事業者及び産業廃棄物処理業者が行う先進性のある施設の整備等に対して補助を行いました。また、産業廃棄物処理業者による処理施設への理解促進の取組に対して補助を行いました。
- ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、優良なリサイクル製品を認定するとともに、その利用拡大を図るため普及啓発等を行いました。
- 食品ロスの削減を図るため、飲食業関連事業者や児童・幼児を対象に啓発ポスター・チラシの作成・配布を行いました。また、幼稚園・保育所で幼児向けの食べきり学習会を開催しました。

(3) 廃棄物の適正な処理

ア 正しい知識の普及啓発

産業廃棄物の排出事業者や処理業者を対象に、廃棄物の適正処理、最新のリサイクル技術や放射性物質汚染対処特別措置法などの知識の習得を目的に研修会を開催しました。

イ 業者への監視・指導の強化

廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施するとともに、最終処分場の放流水の水質検査や、放流水、埋立物及び中間処理物のダイオキシン類調査を行いました。

ウ 不法投棄防止対策の強化

不法投棄の未然防止や早期発見のため、県で委嘱した不法投棄監視員を県内各市町村に配置するとともに、地域住民による監視体制づくりへの支援や、夜間や休日のパトロール等を実施しました。

(4) 環境と調和した事業活動の展開

ア 環境にやさしい事業活動の促進

- 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全のための施設整備等に必要な資金の融資をあっせんする環境創造資金融資事業を実施しま

した。

- 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減の取組を行いました。

イ 環境負荷低減に資する取組の創出・育成

- 産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、優良なリサイクル製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」に認定するとともに、その利用拡大を図るため普及啓発等を行いました。
- 産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（うつくしまリサイクル施設等整備費補助金）を実施し、産業廃棄物の排出抑制を目的とした施設導入に対し支援を行いました。

ウ 環境と共生する農業の促進

エコファーマー、特別栽培、有機栽培の拡大を図るため、県内全域を対象にJA生産部会等による組織ぐるみの取組を推進しました。

今後の方向性

循環型社会を形成していくには、県民一人一人が環境問題に対する高い意識を持ち、主体的に行動することが大切であることから、中小企業等への高効率照明の導入支援や、未来を担う子どもたちに対する環境意識の啓発等によって、地域における省資源・省エネルギーの意識の向上を図り、環境への負荷を軽減するライフスタイルへの転換を推進します。

ごみの減量化を進めるために県民に対する啓発や市町村、国、事業者等との連携に努めるとともに、事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性のある施設整備や高度な処理技術導入のための調査研究に対する支援を行い、廃棄物の排出抑制や再生利用率の向上を推進します。特に、食品ロス削減に向けて、家庭への啓発に努めるとともに、外食産業等の事業系廃棄物の削減に向けて食べ残しの削減に積極的な飲食店・事業所を認定し、この取組を支援していきます。

3 自然共生社会の形成

現状・課題

本県は「ラムサール条約」登録湿地である尾瀬地区や大小300を超す湖沼からなる裏磐梯地区を始め、豊かな自然と多様な動植物に恵まれていますが、東日本大震災の影響により、自然環境、生態系は大きな影響を受け、希少な野生動植物（松川浦周辺のヒヌマイトトンボ、夏井川河口のコアジサシ等）の生息地の一部も大きく環境が変化しました。

かつて日本一であった猪苗代湖の水質も、中性化に伴うCOD値の上昇や大腸菌群数が環境基準を超過するなど水質悪化が懸念されています。

また、近年、ツキノワグマの目撃例の増加や人の生活圏への出没、人的被害に加えて、イノシシなどの生息数の増加や生息域の拡大により農林水産物被害などが深刻化しています。

平成29年度の取組等

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい

ア 自然公園等での自然環境の保全推進

登山者による踏み付けなどにより発生した植生荒廃地について、その地域の登山愛好者などからなるボランティア団体と協働で植生復元作業を実施しました（磐梯朝日国立公園浄土平地域及び東吾妻山山頂周辺）。

イ 森林や農地等のもつ多面的な機能の確保

- 農業生産活動を通じた多面的機能の確保、農業者等による農地・水路等の草刈り、泥上げ、農道脇への花の植栽などの共同活動、老朽化が進む農地周りの水路等を補修・更新することによる施設の長寿命化等の取組を支援しました。
- 森林は木材等の林産物の供給はもとより、県土の保全、水源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成など多面的機能を有しており、これらの機能を高度に發揮するため、森林の適正な管理を推進しています。

ウ 自然とのふれあいの場の整備推進等

それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮したワンドの保全や復元、一連区間の魚道の設置等の河川整備を実施しています。

(2) 有害鳥獣対策

- 市町村と連携しながら農作物被害を防止するため、集落アンケート調査による被害状況調査、福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針の策定、人材育成活動、市町村協議会等が行う被害対策など、地域ぐるみで取り組む効果的な鳥獣被害防止対策を支援しました。
- イノシシについて、平成29年度の捕獲頭数は前年と同様、目標の18,000頭を上回りました。また、避難12市町村においては、人身事故を防止するためのマニュアル作成やイノシシ鳥獣被害対策を進めるための手法検討等を推進するため、鳥獣被害対策に係る専門員チームの設置を行いました。
- ツキノワグマについて、集落環境診断や河川の刈り払い等、地元市町村を始め、地域住民や関係機関等と一体となって取り組むモデル事業により総合的な被害対策を実施しました。

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用

ア ふくしまレッドリストの見直し

生物多様性を保全するにあたり、絶滅するおそれがある種について保全対策を検討するための重要な指標となる希少野生動植物リスト(ふくしまレッドリスト)の見直し調査を平成25年度から平成28年度まで実施し平成29年度にふくしまレッドリスト2017版として公表しました。

イ 野生動植物の保護・救護の取組

- 公共事業により生物多様性が無秩序に損なわれることがないよう、事業者への希少種情報の提供、福島県野生動植物保護アドバイザーからの助言など調整を実施しました。
- 生物多様性の恵みの維持、啓発、利用の推進にあたり補助役を担う福島県野生動植物保護センターを対象とした研修会を実施しました。

ウ 野生鳥獣の適切な管理

- 生息数の増加や生息域の拡大が著しい野生鳥獣については、生態系への影響や農林水産物被害など、人とのあづれきが生じていることから、平成27年5月に「第二種特定鳥獣管理計画」を施行し、生息環境管理や被害防除対策、個体数管理などを効果的に組み合わせ、適切な管理を行っています。
- イノシシについては平成27年度から、ニホンジカについては平成28年度から、「指定管理鳥獣捕獲等実施計画」を策定し、県の直接捕獲事業等を実施するなど、指定管理鳥獣の個体数の管理を行っています。

(4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全
津波被災地域の河川河口部・沿岸域においては、津波跡地に塩生湿地や湿地が生じ、これまで県内で生育が知られていなかった絶滅危惧植物の繁茂が確認されました。生育地を保全するために湿地を残すなど、新たに確認された希少種に対する配慮を行いながら復旧事業等の整備を実施しています。

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

ア 尾瀬地区の自然環境保全の促進

- 本州最大の高層湿原を有する尾瀬国立公園の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため、特殊植物等保全事業を継続して実施しています。
- 尾瀬の貴重な湿原植生をニホンジカから守るため、南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会において、防鹿柵巡視等を行いました。

イ 裏磐梯地区の自然環境保全の促進

自然公園等の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に参画し、子どもたちが体験しながら自然とふれあい環境保全の大切さを学ぶための活動を支援しました。

(6) 猪苗代湖等の水環境保全

- 猪苗代湖では近年、湖水の中性化が進んでおり、それに伴いCOD値の上昇や大腸菌群数の増加など水質の悪化が懸念されるため、調査研究等を実施し、水質悪化メカニズムの解明を進めています。
- 平成25年3月に策定した「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に基づき、紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業の一環として、猪苗代湖の清掃活動等を推進しました。
- 流域における生活排水対策として、窒素りん除去型浄化槽の普及促進を図るとともに、同浄化槽の性能を十分に發揮させるため、維持管理に関する講習会を開催しました。
- 県民が一体となった水環境保全活動を推進し、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」が平成29年6月24日に舟津浜にて開催した県民参加による猪苗代湖のボランティア清掃には、過去最多となる約641人が参加しました。

今後の方向性

自然環境の保全と自然とのふれあいの促進のため、引き続き自然環境を保護しながら、公園施設等を整備し、快適で安全な利用の促進を図ります。

尾瀬国立公園への福島県側からの入山者数を増加させるため、尾瀬での環境学習や尾瀬の魅力を広く国内外に発信する事業を展開していきます。

また、原発事故による避難指示や出荷制限等により、狩猟圧が低下し、平成24年度以降イノシシ等野生鳥獣の有害・個体数調整捕獲数は大幅に増加している状況にあるため、捕獲体制の強化のみならず侵入防止柵の設置等の被害防除、河川の刈払い等の環境整備、人材育成等の対策に総合的に取り組んでいきます。

猪苗代湖の水質については横ばいの状況であることから、水質悪化メカニズムの解明に向けた調査研究に取り組み、生活排水対策を一層推進するとともに、水質汚濁の原因のひとつであるヒシの効率的な回収等を実施し、「水質日本一」の復活を目指します。

4 良好的な生活環境の確保

現状・課題

水環境については公共水域の環境基準をほとんどの水域で達成しています。また、大気環境については全ての測定地点で光化学オキシダント以外の環境基準を達成しています。なお、ダイオキシン類については、水環境・大気環境とも全ての調査地点で環境基準を達成しています。

公害苦情件数については、震災直後に大幅に増加したのち、近年は減少傾向にあるものの震災前の水準には戻っていません。また、環境影響評価制度を基に、自然環境や生態系の保全に配慮した事業の実施を促進していく必要があります。

平成29年度の取組等

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策

ア 大気環境保全対策

- 大気汚染防止法に基づいて、大気環境測定局を配置し測定機器の保守及び更新を計画的に進めるとともに、環境基準項目等の常時監視を行いました。
- ばい煙発生施設等に対する立入調査を行い、ばい煙排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。

イ 水環境保全対策

- 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視を行うとともに、特定施設に対し、排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。
- 平成25年3月に策定した「福島県水環境保全基本計画」「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に基づき水環境の安全・安心を確保するため公共用水域や地下水の常時監視事業等を推進しました。

ウ 土壤環境保全対策

土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染が確認された土地を区域指定し、汚染の拡散防止及び汚染土壤の適正処理について指導を行いました。

エ 騒音、振動、悪臭の被害防止

騒音規制法に基づき、自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を経年的に把握しています。

オ オゾン層の保護及び酸性雨対策の推進

県内においては、酸性雨の影響は特に見られていませんが、調査を経年的に実施し、酸性雨状況を監視しています。

カ 公害防止協定の締結

大規模火力発電所の建設工事に伴う公害防止に関する覚書を県、新地町、相馬市、事業者との4者で締結しました。

(2) 化学物質の適正管理等

ア 化学物質による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の環境調査、排出状況調査及び特定施設の監視・指導等を行いました。

イ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

福島県化学物質適正管理指針に基づいて、工場等における化学物質の使用状況等を把握するとともに、化学物質リスクコミュニケーションを推進するため、事業者への支援を行いました。

(3) 公害紛争等の対応

公害紛争処理法に基づく調停の実施、公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行うとともに、公害苦情処理に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行いました。

(4) 大規模な開発行為への対応

平成29年度は、発電所新設計画など25事業について環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例等に基づき、事業者の行う環境影響評価に対し、審査、指導等を行いました。

今後の方向性

大気環境基準については、光化学オキシダントが環境基準未達成となっていますが、これは全国的な傾向であり、現在、国が現象の解明を進めています。県としては、引き続き光化学オキシダントの常時監視を行い、注意報等発令時の迅速な対応に努めます。

水質環境基準については、毎年、特定の湖沼において環境基準未達成となっており、引き続き水質の監視に努めるとともに合併処理浄化槽への転換を着実に進めるなど汚水処理人口普及率の上昇に努めます。

公害苦情件数は平成24年以降、ゆるやかな減少傾向を示しており、引き続き公害苦情の速やかな処理、解決に努めます。

環境影響評価制度については、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例等の対象事業に対する審査、指導等を引き続き適正に行います。

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

現状・課題

県民の環境問題に対する意識は高まってきており、市民団体や事業者など様々な主体が、地域の環境保全や環境教育に取り組んでいます。これらの主体は、それぞれが重要な役割を果たしていますが、相互に連携することで、相乗的な効果も期待できます。今後、環境保全活動等の輪を広げ、取組をより効果的なものとするために、これら主体間のネットワークを強化することが重要です。

また、自然環境学習等は郷土への理解や環境保全の促進を図るため重要ですが、原発事故の影響から屋外での活動等が減少している状況もあり、今後とも県民の安全と安心に配慮しながら、活動への参加者数を更に増やしていく必要があります。

環境創造センター交流棟「コミュタン福島」では、福島で安心して暮らせるように展示や体験研修を通じて放射線や環境に関する情報発信をする必要があります。

平成29年度の取組等

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

ア 環境教育・学習の充実

- 平成26年3月に策定した「福島県環境教育等行動計画」に基づき、各主体が相互に協力しながら、協働による環境保全・回復活動の推進に取り組みました。また、環境創造センターの全面開所及び福島県環境基本計画の改定を踏まえ、平成30年1月に「福島県環境教育等行動計画」の改定を行いました。
- 環境アドバイザー等派遣事業などを通じて、市町村、公民館、各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等の多様な場における環境教育・学習機会の充実を図るとともに、全国水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者養成講座等の実施により、地域において環境教育を推進する指導者を育成する事業を実施しました。また、せせらぎスクールの参加数は、36団体（延べ1,582人）でした。
- 貴重な自然が残る「尾瀬」において、538名の小中学生に対し豊かな自然環境の保全や生物多様性の重要性、自然との共生について体験活動を通じた学習の機会を提供しました。
- 環境問題に関する理解の促進を図り、環境保全に関する取組を実践できる人材を育成していくため、環境教育副読本を作成しました。この副読本は県内小

学5年生を対象としており、県内の学校等に配布し授業等での活用に供することとしています。

イ 連携・協働による環境保全・回復活動の推進

- 環境創造センター交流棟「コミュタン福島」において「環境教育フェスティバル」を開催し、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究の諸機能を有する「ふくしま環境活動支援ネットワーク」をさらに活性化させるとともに、構成団体と学生間の交流を促進しました。
- 個人、民間団体等が提供する自然体験活動等を行う場や環境保全・回復に関する出前講座や自然体験活動などを行うNPO・民間団体・企業等を認定・登録する「ふくしま環境教育支援認定・登録制度」について、制度及び認定・登録実績をホームページ等で広く周知しました。
- 様々な活動主体や学識経験者等と連携して猪苗代湖の環境回復に取り組む「紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議」(平成24年5月設立)の下、協力体制の構築と情報の共有に取り組みました。
- 学校・事業所等それぞれの団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を掲げ、知事と取り交わす「福島議定書」事業により、各団体の自主的な省資源・省エネルギー活動を促進しました。
- 家庭や学校における節電・節水などの地球温暖化防止のための取組を促進するため、「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」を実施しました。
- 小学生や中学生・高校生を対象とした地球にやさしい暮らし方を表現する、絵はがきのコンテストを実施し、環境に負荷をかけない意識の普及啓発に広く取り組んだほか、レジ袋削減に向けたマイバッグ推進デーなどのキャンペーンを通して、日常生活における実践を促進しました。
- 県民の環境保全に関する意識の高揚を図るため、「うつくしま、ふくしま。環境顕彰」として環境保全等の取組に顕著な功績のあった4団体を顕彰しました。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

ア 自然景観や歴史的景観の保全、継承

県民や事業者、市町村の要請に応じ、各種専門家（建築、造園、土木、色彩等）を派遣する景観アドバイザー制度により、ハード整備やまちづくりに関する振興策など多岐にわたり助言を行いました。

イ 景観形成活動・環境美化活動の推進

- 電線地中化や裏配線、軒下配線による無電柱化を推進し、街なみの景観や都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みました。
- 福島県クリーンふくしま運動推進協議会が実施する環境美化推進事業に対して助成を行い、散乱ごみ対策を促進しました。

(3) 情報の収集・提供と発信

- 福島県環境基本条例及び福島県環境基本計画に基づき、「平成29年度版福島県環境白書」を作成しました。同白書では、平成28年度における本県の環境の状況と環境の保全・回復に関して講じた施策を中心に取りまとめ、環境審議会において報告するとともに、ホームページ等により広く公表しました。
- 「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用し、ホームページで環境アドバイザー等派遣事業やせせらぎスクール指導者養成講座等、環境教育・学習関連事業の情報提供などを行いました。
- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、総合モニタリング計画に基づき、陸域、海域、食品などの放射線モニタリングを実施し、その結果についてホームページで広く発信しました。その結果等について、環境教育・学習としても広く活用しました。
- 環境創造センター交流棟「コミュタン福島」では、展示や体験研修を通じて放射線に関する知識の普及や福島の環境の現状に関する情報発信に取り組むとともに、季節毎等のイベント、週末の体験学習会を実施しました。

今後の方向性

平成30年1月に改定した「福島県環境教育等行動計画」に基づき、環境保全・回復活動を推進するため、環境アドバイザーの派遣等を引き続き実施していくとともに、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用した主体間の連携強化に取り組みます。また、優れた自然環境の中で体験を伴う環境学習を推進するため、今後も尾瀬で行う環境学習やせせらぎスクール等、屋外での活動に対して支援していきます。さらに、環境創造センター交流棟「コミュタン福島」を活用し、展示や体験研修を通じて放射線に関する知識の普及に取り組むとともに、福島の環境の現状について国内外に発信していきます。

第2章 施策の実績と今後の方向性

平成29年度における主な施策の実績（環境指標等の状況を含む）と今後の方向性について、第4次（改定）環境基本計画（平成29年3月改定）の施策体系に沿って示します。

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

(1) 環境放射線モニタリングの実施

<主な取組>

環境放射能等測定事業【関連資料：統計資料編 資料1 (p.1)】<放射線監視室>

【概要】環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握する。

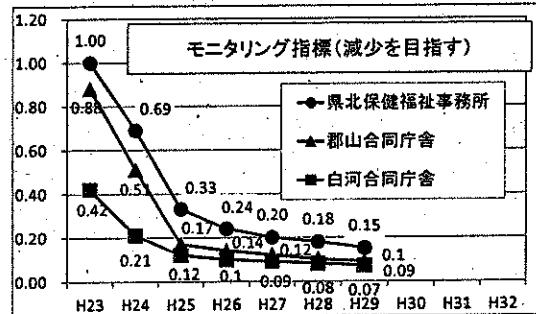
【実績】空間線量率について約3,700地点で定点測定、延べ約8,000地点で随時測定を実施した。
放射性核種については大気浮遊じん、土壤、海水等の分析を実施した。

○環境指標1 環境放射線量(各地方振興局等における空間線量率)

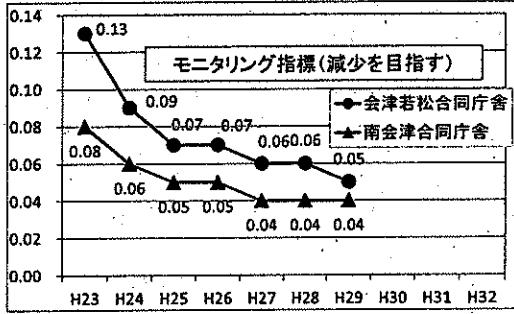
【関連資料：統計資料編 資料1 (p.1)】(担当 放射線監視室)

目標区分：<

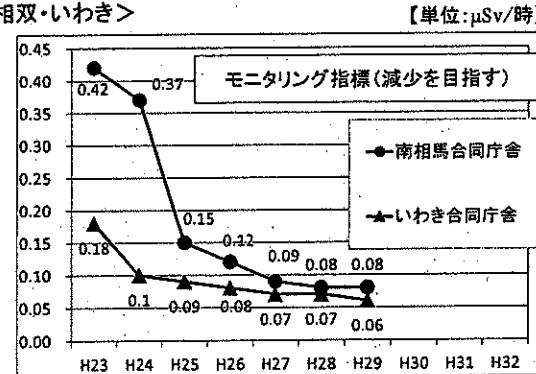
<県北・県中・県南>



<会津・南会津>



<相双・いわき>



<コメント等>

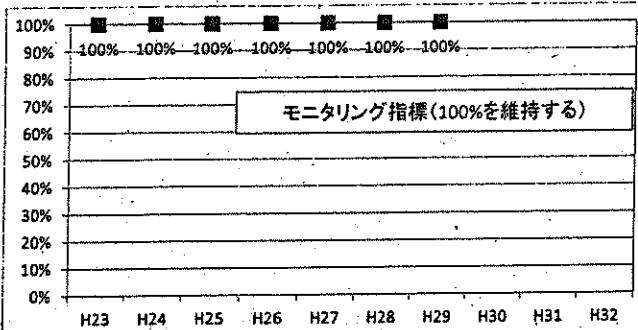
県内の空間線量率は、放射性セシウムの自然減衰や除染の進捗により、着実に低下してきており、中でも、会津と南会津では原発事故前の自然放射線レベルにまで回復している。

【参考】
原発事故前(平成22年度)における県内の空間線量率(自然放射線)のレベルは、0.02~0.13 μSv/h(地上1m)。

※実績は全て、各年9月の平均値です。

○環境指標2 水浴場の放射性物質基準適合率【関連資料：統計資料編 資料3 (p. 7)】
【担当：放射線監視室】

目標区分：→ (100%を維持)



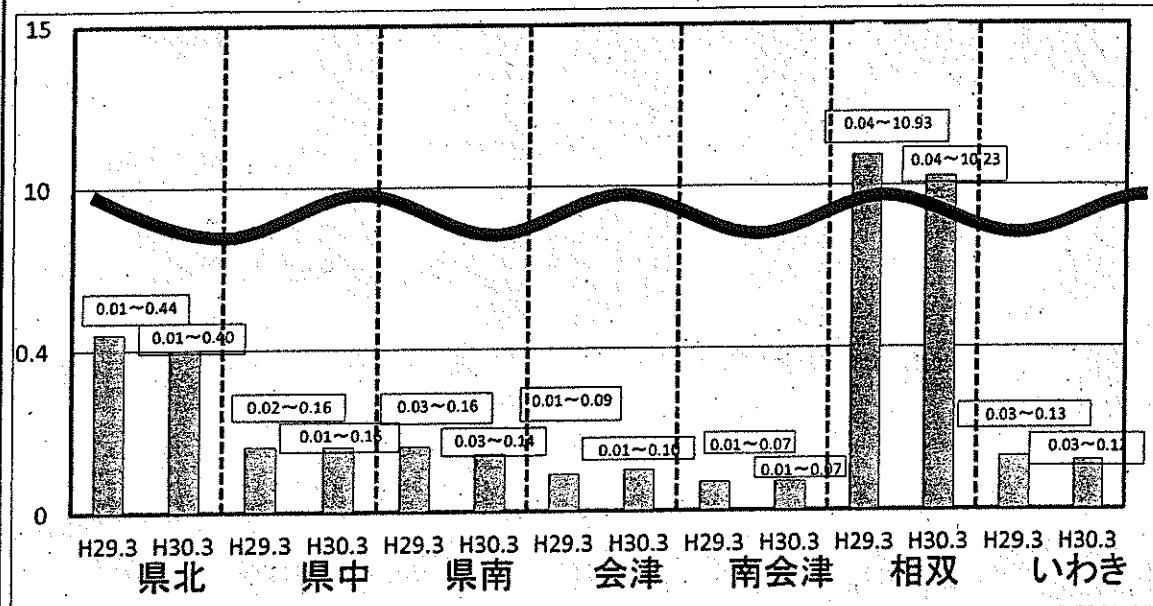
<コメント等>

水浴場の目安を上回る放射性セシウムは検出されていない。

※実績は、各年9月現在での最新の数値です。
※水浴場の放射性物質（放射性セシウム）の目安値は、平成23年6月24日から平成24年6月7日までは、50Bq/L、平成24年6月8日以降は10Bq/Lです。

○関連資料 空間線量率の測定(県内全域の定時定点モニタリング)【統計資料編 資料1 (p. 1)】
【担当：放射線監視室】

【単位：μSv/時】

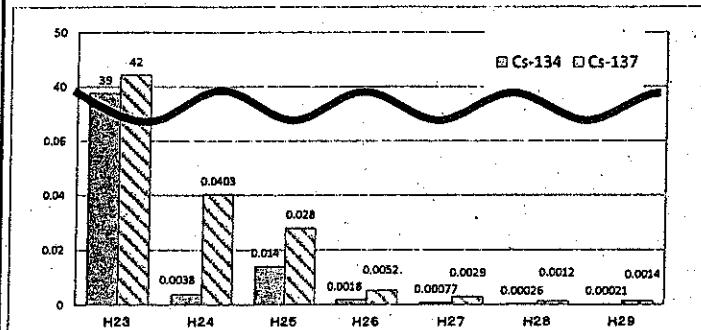


<コメント等>

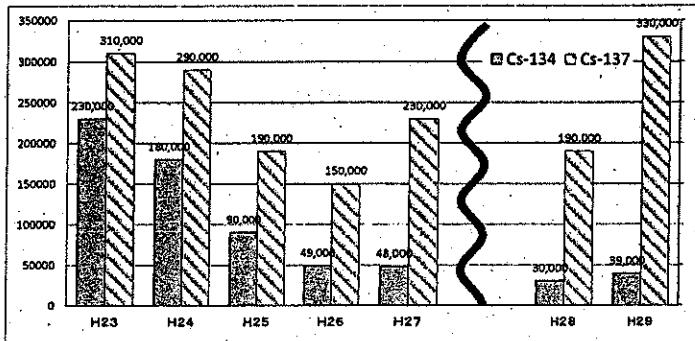
県内の空間線量率は、放射性セシウムの自然減衰や除染の進捗により、着実に低下してきており、中でも、会津と南会津では原発事故前の自然放射線レベルにまで回復してきている。

○関連資料 放射性核種分析【統計資料編 資料2 (p. 4)】【担当:放射線監視室】

大気浮遊じん

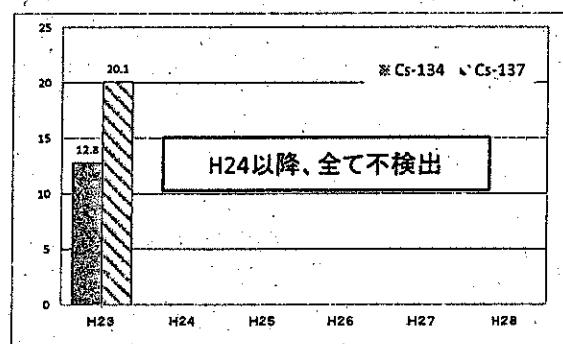
【単位: Bq/m³】

土壌 【単位: Bq/kg 湿土 (H23~H27)、Bq/kg 乾土 (H28~)】



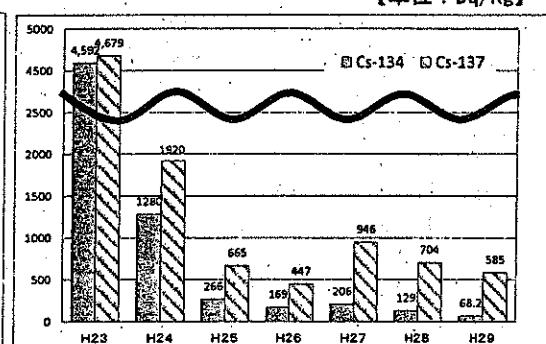
海域(水質)

【単位: Bq/L】



海域(底質)

【単位: Bq/kg】



<今後の方向性>

○きめ細かな測定、結果の公表

引き続き、県民のニーズを踏まえたきめ細かな環境放射線モニタリングを実施し、正確な情報の発信に努めていきます。

○監視の強化

特に原子力発電所周辺や海域等のモニタリングを強化し、監視を継続していきます。

これらの結果については、廃炉安全監視協議会環境モニタリング評価部会において検討・評価されますので、その結果を四半期報及び年報として取りまとめ、分かりやすくホームページで公表していきます。

<コメント等>

東日本大震災直後、放射性核種の濃度が急激に上昇したが、大気浮遊じんについては、年月の経過とともに徐々に低下してきている。

土壤については、1地点が過去最大値となったが、大気浮遊じん等の結果から原子力発電所からの新たな放出等に伴う影響によるものではないと考えられる。

海域の水質については、平成24年度以降全ての検体において不検出となっている。

海域の底質については、平成25年度にかけて年月の経過とともに低下し、その後横ばい傾向にある。

※各グラフについては、各年度毎の最大値を記載している。

(2) 除染等の推進

<主な取組>

- ①市町村除染対策支援事業【関連資料：統計資料編 資料5、6（p.10,11）】<除染対策課>
 【概要】市町村が策定する除染実施計画に基づく除去土壤等の適正管理や搬出等を総合的に支援する。
 【実績】住宅除染実施数（率）：418,583戸（100%） ※平成30年3月末時点
- ②除染推進体制整備事業<除染対策課>
 【概要】仮置場の適正な維持管理等を行うため、事業者等の育成・技術的支援・住民理解の促進に取り組む。
 【実績】除染事業者等の育成（業務従事者：148名、現場監督者：77名、業務監理者：96名）
 技術的支援（市町村除染技術支援事業：3件）
 住民理解の促進（除染に関するリスクコミュニケーションセミナー：1回など）

○環境指標3 除染特別地域における住宅等除染の進捗率（計画棟数に占める実績棟数の割合）

【関連資料：統計資料編 資料4（p.9）】【担当：除染対策課】

目標区分：↗

目標値	H24	H25	H26	H27	H28
実施率 （※ ¹ ）	田村市：99% 檜葉町：38% 川内村：100% 飯館村：1%	田村市：100% 檜葉町：100% 川内村：100% 大熊町：100% 飯館村：9% 川俣町：17% 葛尾村：59% 南相馬市：— 富岡町：0.1% 浪江町：0.6%	田村市：100% 檜葉町：100% 川内村：100% 大熊町：100% 飯館村：96% 川俣町：100% 葛尾村：100% 南相馬市：8% 富岡町：24% 浪江町：11%	田村市：100% 檜葉町：100% 川内村：100% 大熊町：100% 飯館村：100% 川俣町：100% 葛尾村：100% 南相馬市：88% 富岡町：100% 浪江町：48% 双葉町：100%	田村市：100% 檜葉町：100% 川内村：100% 大熊町：100% 飯館村：100% 川俣町：100% 葛尾村：100% 南相馬市：100% 富岡町：100% 浪江町：100% 双葉町：100%

*除染特別地域は、国が除染実施計画を策定し、除染を進める地域（11市町村）です。

※¹建物除染の計画棟数（※²）に占める実績棟数の割合を記載しています。

※²建物、道路、農地、森林のうち、建物を代表的な指標として選定しています。なお原則として、宅内の母屋と附属室をそれぞれ1棟とするなど、家屋ごとにカウントしています。

※³全体計画数に対する累計の進捗率を実績値としています。指標設定時と実績値のどちら方が異なっているため目標の達成状況を「—」とされています。

目標値の達成状況

—（※³）

<コメント等>

除染特別地域に指定されている11市町村（田村市、檜葉町、川内村、大熊町、飯館村、川俣町、葛尾村、南相馬市、富岡町、浪江町、双葉町）の面的除染は、帰還困難区域を除き、平成28年度末までに全て終了した。

帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域整備のための除染が双葉町と大熊町で開始された。

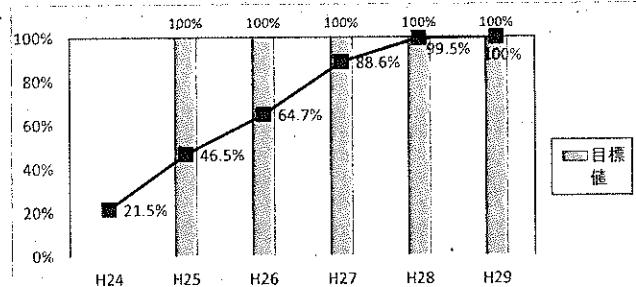
*指標は目標値の達成状況にて評価しています。
 詳しくはP.73に記載されております。

○環境指標4 市町村除染地域における住宅除染の進捗率(計画戸数に占める実績戸数の割合)

【関連資料：統計資料編 資料5 (p. 10)、資料6 (p. 11)】【担当：除染対策課】

目標区分：ア

※1



※1 実績値については、各年度末時点での累計の進捗率を記載しています。
建物除染の計画戸数(※2)に占める実績戸数の割合を記載しています。

※2 住宅、公共施設、道路、農地、森林のうち、住宅を代表的な指標として選定しています。なお原則として、宅内に複数家屋がある場合も合わせて1戸とするなど、宅地毎にカウントしています。

目標値の達成状況

- (※3)

<コメント等>

市町村除染地域における住宅の面的除染は、平成29年度末までに全て終了した。

○環境指標5 汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)等のモニタリングポスト設置箇所における空間線量率が毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 未満となる地点の割合 【関連資料：統計資料編 資料7 (p. 13)】【担当：除染対策課】

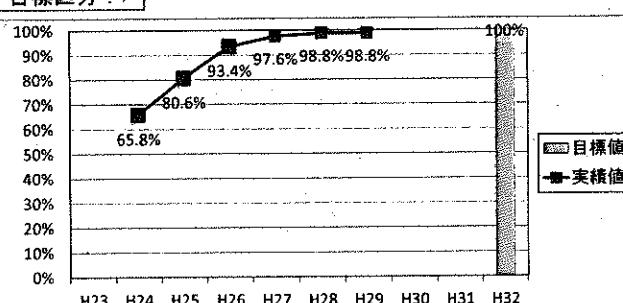
目標区分：ア

目標値の達成状況

-

<コメント等>

モニタリングポスト設置箇所における空間線量率が毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ 未満となる地点の割合は、平成24年度は65.8%だったが、平成29年度では98.8%と年々上昇している。



※実績値は、各年9月の平均値です。

○環境指標6 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送量(累計)【担当：中間貯蔵施設等対策室】

目標区分：ア

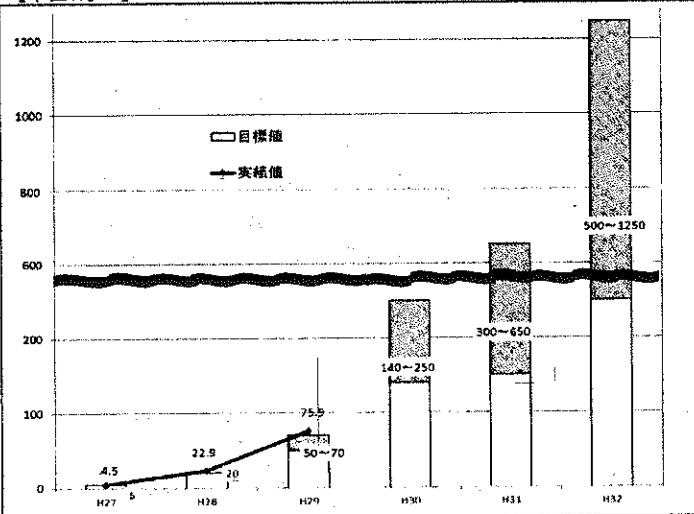
目標値の達成状況

-

<コメント等>

国が平成28年3月に示した「今後5年間の見通し」の輸送量に対し、最大輸送量を上回る実績となっている。これまでに21市町村の輸送が完了し、残り31市町村からの輸送が進められている。
H32年度までで、500～1250万m³程度の輸送量が見込まれている。

【単位:万m³】



＜今後の方向性＞

○除染等の推進

市町村除染地域については、除去土壤等の適正管理と早期搬出、フォローアップ除染、森林の放射線量低減のための取組など、国や関係市町村等と連携しながら、必要な取組を着実に実施していきます。また、市町村訪問や意見交換会等の機会を通じ、それぞれが抱える課題を丁寧に把握しながら、きめ細かな対応を行っていきます。

国直轄除染地域については、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備に向けた除染が双葉町及び大熊町で開始されましたが、除染が確実に進むよう、関係町村と連携し、現地調査を実施するなど、県としても必要な取組を進めています。

(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

<主な取組>

①災害廃棄物処理基金事業【関連資料：統計資料編 資料8（p.14）】<一般廃棄物課>

【概要】市町村等が行う東日本大震災に係る災害廃棄物処理の費用に対して、国の補助金に上乗せして、

東日本大震災災害廃棄物処理基金から補助金を交付する。

【実績】福島県災害廃棄物処理基金事業補助金を4市町（特定被災地方公共団体）に対し補助し、災害廃棄物処理の促進を図った。

②放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業<中間貯蔵施設等対策室>

【概要】放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めるため、廃棄物処理施設周辺の住民理解の醸成

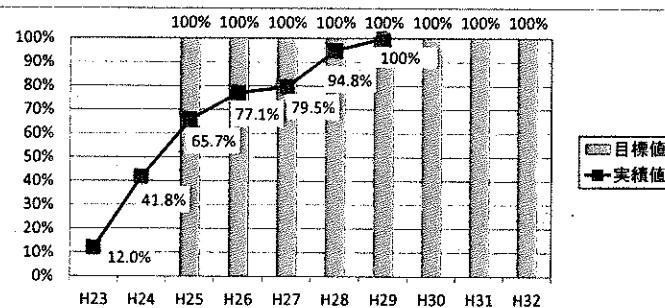
など様々な施策を行う。

【実績】施設の排ガスや放流水中の放射性物質の放射能濃度検査や処理施設における放射線監視施設の設備に対する支援など汚染廃棄物処理の促進に向けた取組みを行った。

○環境指標7 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率

【関連資料：統計資料編 資料8（p.14）】【担当：一般廃棄物課】

目標区分：ア



目標値の達成状況



<コメント等>

国が直轄で処理を行う地域の市町村を除き、平成29年度に処理が完了した。

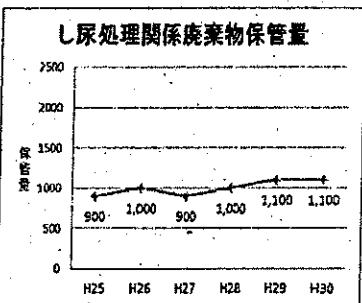
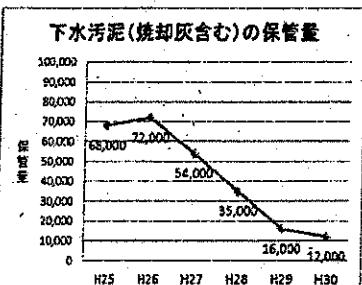
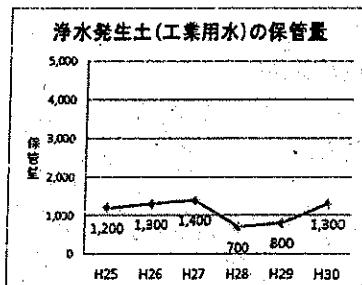
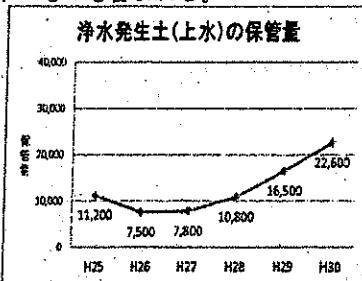
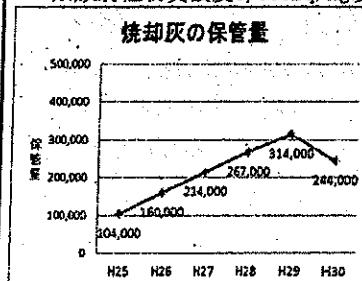
今後とも国の直轄地域における処理の加速化に向け連携を図っていく必要がある。

○関連資料 汚染廃棄物の保管状況【担当: 中間貯蔵施設等対策室】

種類	H25 (a)	H26	H27	H28	H29	H30 (b)	変化量 (a)-(b)
焼却灰	約104,000t	約160,000t	約214,000t	約267,000t	約314,000t	約244,000t	84,000t
浄水発生土(上水)※1	約11,200t	約7,500t	約7,800t	約10,800t	約16,500t	約23,000t	15,500t
浄水発生土(工業用水)※2	約1,200t	約1,300t	約1,400t	約700t	約800t	約1,300t	0t
下水汚泥(焼却灰含む)	約68,000t	約72,000t	約64,000t	約35,000t	約16,000t	約12,000t	△50,000t
し尿処理関係	約900t	約1,000t	約800t	約1,000t	約1,100t	約1,100t	100t

※時点は3月末。ただし、※1は、9日時点。※2は、H25年のみ15日時点。H26～H28は20日時点。

※放射性物質濃度8,000Bq/kg以下のものも含まれる。



<コメント等>

放射性物質汚染対処特別措置法により、水道施設、公共下水道及び流域下水道、工業用水道施設、特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設である焼却施設、集落排水施設から排出される汚染廃棄物は、最終処分されるまでの間、各施設に保管されている。

焼却灰については汚染廃棄物の焼却処分により増加しているが、一部で8,000Bq/kg以下の処理が進み、一時期より保管量は減少している。

浄水発生土(上水)については、適正処理に向かって、今後も水道事業体への助言等の支援を行っていく。

浄水発生土(工業用水)については、放射性物質濃度が低い浄水発生土の産廃処分を定期的に実施している一方、新たな浄水発生土が発生していることから概ね横ばいになっている。

下水汚泥については、日々発生汚泥の放射性物質濃度が低い廃棄物の焼却処分や再利用が進むとともに、保管汚泥の減容化(焼却処理等)により減少している。

し尿処理関係で発生した廃棄物の保管状況は概ね横ばいとなっている。

汚染廃棄物については、焼却等減容化が進んでいる一方、焼却灰が増加していることから、引き続き適正な処理に向けた取組が求められている。

<今後の方向性>

○汚染廃棄物の適正処理

汚染廃棄物については、引き続き適正な処理に向け、国及び関係機関と連携し、国等が整備する汚染廃棄物処理施設に関する技術的指導・助言及び協議・調整、事業者や市町村等が実施する処理施設の周辺住民へのリスクコミュニケーション等の支援に努めます。

○災害廃棄物の適正処理

対策地域外の処理は終了し、現在は国が直轄で行う対策地域内で災害廃棄物の処理が行われています。県としても、国・市町村と連携し、処理の促進に向け積極的に支援していきます。

○中間貯蔵施設について

平成28年3月に環境省は、復興・創生期間の最終年となる平成32年度までに500～1,250万m³程度の除去土壌等を搬入する「当面5年間の見通し」を公表しました。更に平成29年12月に平成30年度の事業方針として、180万m³程度の輸送や平成31年度の輸送量に対応する施設整備に着工することなどを公表しました。県としては、安全協定に基づき、今後とも状況確認等を行い、中間貯蔵施設事業が安全・確実に実施されるようしっかりと対応していきます。

また、施設の整備は、地権者の理解が何よりも重要であることから、引き続き、国に対し、地権者に對して分かりやすい、丁寧な説明と寄り添った対応を求めていきます。

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

＜主な取組＞

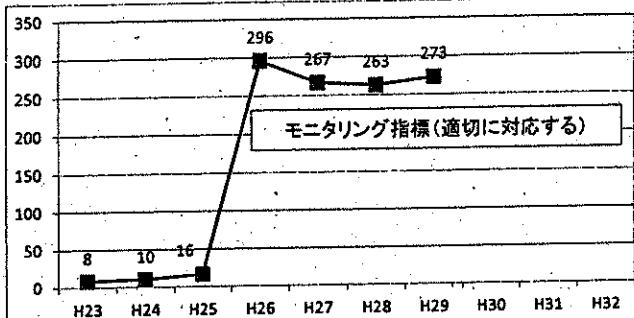
原子力発電所の安全確認（原子力安全対策課）

【概要】廃炉安全監視協議会による原子力発電所の現地調査を実施する。

【実績】汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取組やトラブルへの対応状況等について、県、市町村、様々な分野の専門家で構成する廃炉安全監視協議会を開催し、現地調査等を行っている。

○環境指標8 原子力発電所現地確認調査回数【担当：原子力安全対策課】

【単位：回】



※1年間に実施した、安全確保に関する協定に基づく立入調査等の回数です。

＜コメント等＞

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水対策や1号機建屋カバー解体に向けた作業などの廃炉に向けた取組、汚染水漏えいなどのトラブルの対応状況等について、その都度、廃炉安全監視協議会の現地調査等を実施し、作業状況等を確認してきた。

＜今後の方針性＞

○原子力発電所の監視強化と県民の安全確保

引き続き、廃炉安全監視協議会の現地調査等を継続して実施し、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を厳しく監視していくとともに、これらの取組を、ホームページや報道等を通じて、迅速かつ分かりやすく県民に情報提供していきます。

また、国の原子力災害対策指針の改定を踏まえ、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」を見直し、防災体制の充実・強化を図るとともに、関係市町村と連携しながら「福島県原子力災害広域避難計画」等の具体化を進めるなど、県民の安全を確保していきます。

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出の抑制

<主な取組>

①地球温暖化防止のための「福島議定書」事業【関連資料：統計資料編 資料10 (p. 16)】<環境共生課>

【概要】学校・事業所等の団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を定めた「福島議定書」を知事と取り交わし、自主的に地球温暖化対策に取り組む。優秀な取組をした団体に対しては表彰を行う。

【実績】平成29年度参加団体数：(事業所) 1,507団体 (学校) 471校
平成29年度表彰：最優秀賞9団体ほか、合計37団体(平成28年度上級編を含む)

②復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業<環境共生課>

【概要】節電、節水等の省エネ活動を行った家庭、学校の取組を報奨すること等を通して、広く県民の自主的な環境負荷低減活動を促進する。

【実績】平成29年度参加者数 家庭版2,744世帯、学校版457校

③一般造林事業<森林整備課>

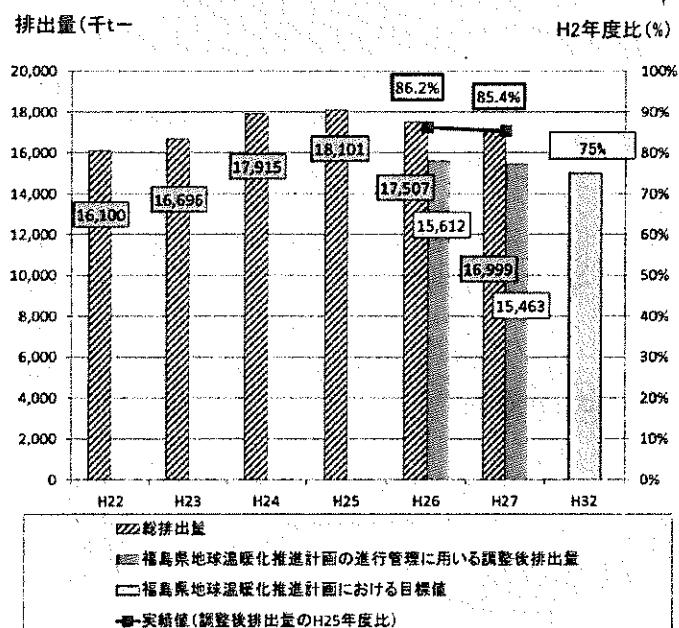
【概要】森林の有する多面的機能の高度発揮を図るために、植栽から下刈、除間伐等の一連の森林施業を支援する。

【実績】1,827ha

○環境指標9 温室効果ガス排出量(H25年度比)

○関連資料 温室効果ガスの総排出量と伸び率 【統計資料編 資料9 (p. 15)】【担当：環境共生課】

目標区分：ー(数値がより低いことが望ましい)



目標値の達成状況	
ー	ー

＜コメント等＞
省エネ等によるエネルギー使用量の減少や、電気事業者の電力の排出係数の改善等により、温室効果ガス排出量は2年連続で減少した。

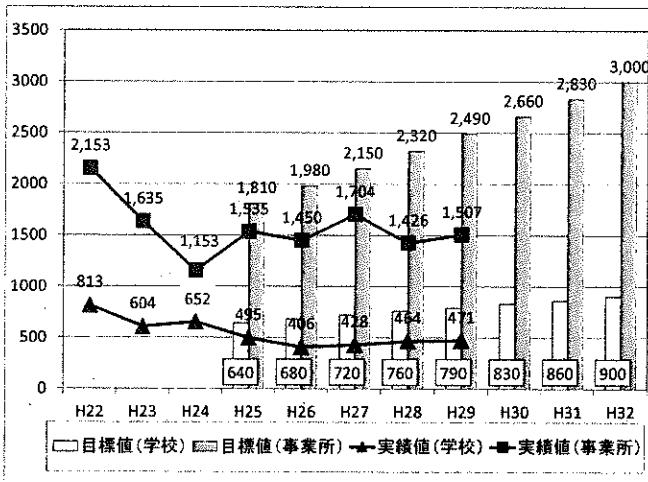
※平成29年3月に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」では、基準年度(H25)の総排出量と調整後排出量の比較によって進行管理を行っている。

※調整後排出量とは、総排出量に森林吸収量や再生可能エネルギー導入量等を反映させたもの

○環境指標10 「福島議定書」事業参加団体数【関連資料：統計資料編 資料10 (p. 16)】【担当：環境共生課】

目標区分: /

【単位：団】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

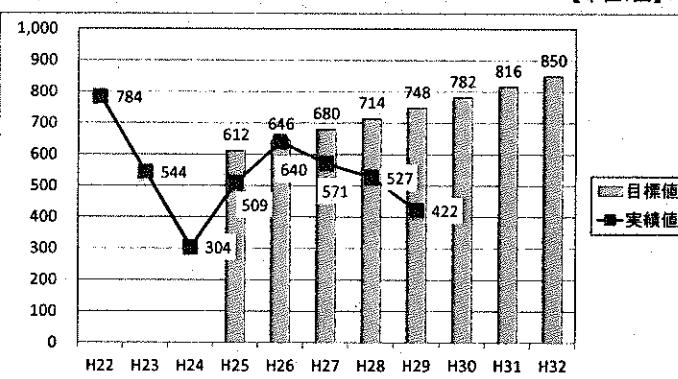
事業所への直接訪問等により参加を呼びかけた結果、平成29年度の参加事業所数は増加した。また参加校数については、市町村教育委員会への訪問活動や各学校への働きかけの強化により、3年連続で増加となった。今後は手続等の簡素化を図るなど参加しやすい仕組みを整えるとともに、関係団体を通じた広報活動、事業所や市町村への直接訪問を通して、事業所、学校ともに参加数の増加を目指す。

※達成状況については、学校と事業所の平均達成状況で評価しています。

○環境指標11 うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数【担当：環境共生課】

目標区分: /

【単位：回】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

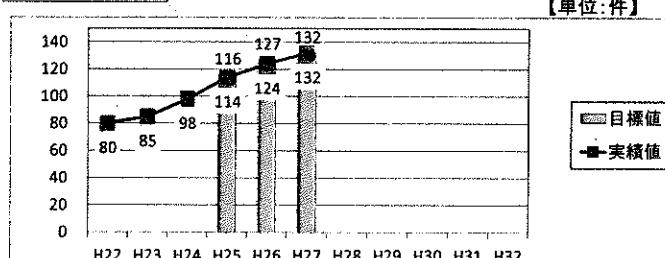
推進員の高齢化が進み、新規委嘱希望者も減少傾向にあることから、活動回数は減少した。

地球温暖化防止活動推進センターとの連携により、活動の場の拡大及び新規委嘱希望者の掘り起こしを行い、活動の活性化を図る。

○環境指標12 県有建築物の環境性能診断件数【担当：宮崎課】

目標区分: /

【単位：件】



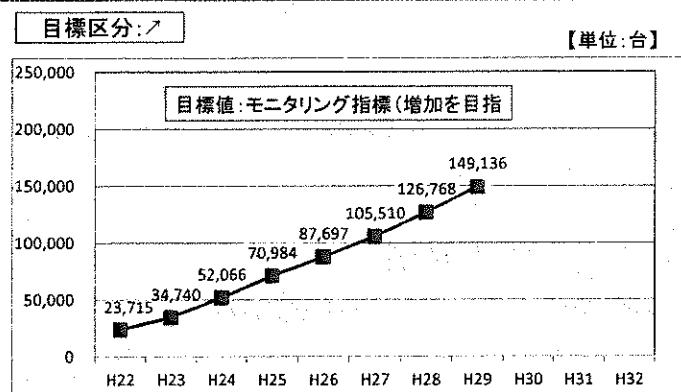
目標値の達成状況

◎

<コメント等>

平成27年度に、計画対象132施設全ての診断を完了した。

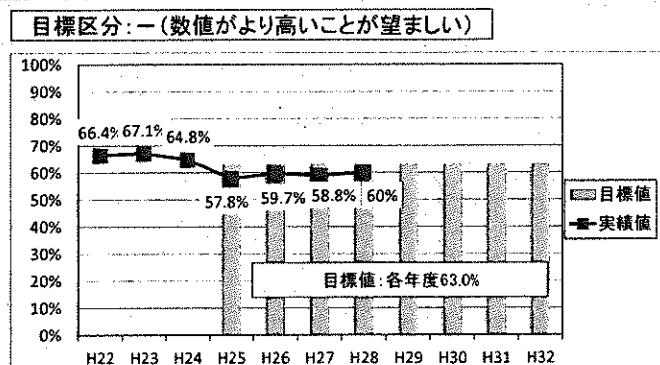
○環境指標13 クリーンエネルギー自動車の普及台数【関連資料：統計資料編 資料11 (p. 18)】
【担当：環境共生課】



＜コメント等＞
低公害車は、国による減税政策等により普及が進んでいる。

※クリーンエネルギー自動車は、ハイブリッド車、電気自動車、メタノール車、天然ガス車の合計です。
※平成24年度から集計区分の変更があったため低公害車としておりましたが、再度、平成26年度のデータから集計区分の変更があり、従前の指標により比較することが可能になりました。数値の連續性を考慮し、クリーンエネルギー自動車の普及台数としています。

○環境指標14 営業用貨物自動車輸送トン数比率【担当：生活環境総務課】

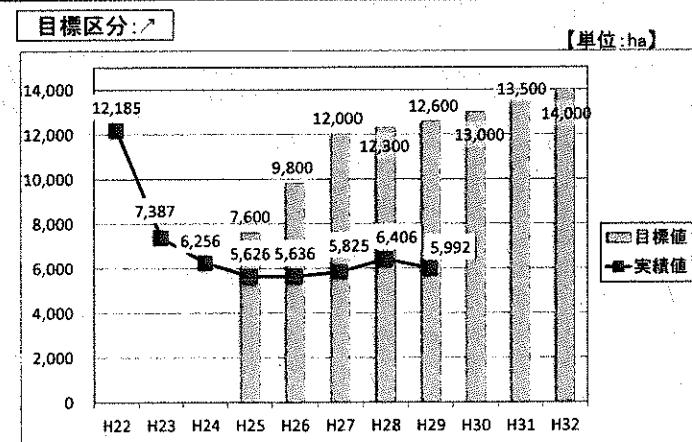


目標値の達成状況 ○

＜コメント等＞
平成28年度は平成27年度よりも割合が増加したが、未だ目標値には至っていない。
今後は関係団体に対し営業用貨物自動車の利用を推奨していく等、周知を図る。

※年間の全貨物輸送量（営業用貨物自動車輸送トン数+自家用貨物自動車輸送トン数）のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合です。

○環境指標15 森林整備面積【担当：森林計画課、森林整備課】



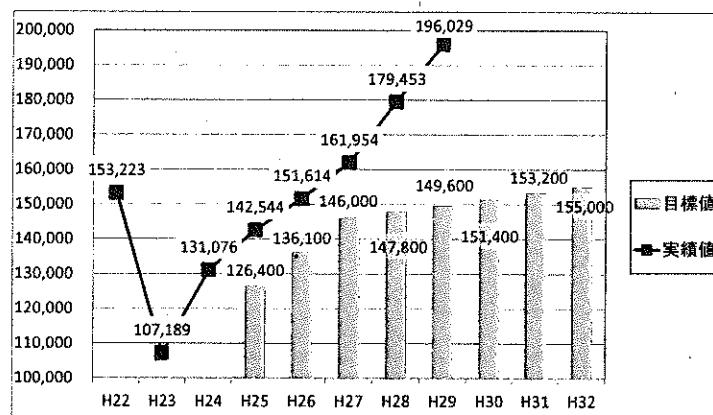
目標値の達成状況 ×

＜コメント等＞
原発事故による放射性物質の影響から森林所有者等による森林整備が震災前の水準まで回復していない。
森林の更新や荒廃のおそれのある森林の整備、放射性物質対策を一体的に行う森林整備の推進を図りながら、森林整備面積の増加を目指す。

○環境指標16 森林づくり意識醸成活動の参加者数【担当:森林保全課】

目標区分:

【単位:人】



目標値の達成状況



<コメント等>

震災の影響により平成23年度の参加者は減少したものの、その後は増加に転じ、平成29年度には全国植樹祭の開催に向けた機運醸成活動により196千人まで増加した。全国植樹祭を契機に高まった森林づくり活動の機運を一過性にすることなく継続していくため、今後も地方植樹祭や森林づくりイベントを開催する等、更なる参加者の増大を図る。

<今後の方向性>

○省エネルギーの取組の推進

「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を核とした県民運動として、「福島議定書」事業による学校や事業所における省エネルギーの取組の推進、家庭を対象としたエコチャレンジ事業による節電、节水活動、クール（ウォーム）シェアの取組等を通して、県民総参加による省エネルギーの取組を推進します。

○森林整備の推進

市町村等の公的主体が間伐などの森林整備と表土流出防止対策等の放射性物質対策を一体的に行う「ふくしま森林再生事業」を実施し、森林の再生を進めていきます。

また、ふくしま県民の森、福島県総合緑化センターの森林除染が完了したところであり、引き続き森林づくりの情報や常に新しい空間線量等のデータをホームページ等で公表することで、森林づくり活動への参加意識の啓発を図ります。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

<主な取組>

①再生可能エネルギー普及拡大事業<エネルギー課>

【概要】本県を再生可能エネルギー先駆けの地とするため、住宅用太陽光発電設備設置費用や再生可能エネルギーの事業化にかかる調査費用等の支援を実施する。

【実績】

- ・住宅用太陽光発電設備設置補助事業を行った。(3,494件)
- ・その他、事業可能性調査や設備導入への支援等を行った。
(事業可能性調査7件、設備導入補助5件)

②再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業<環境共生課>

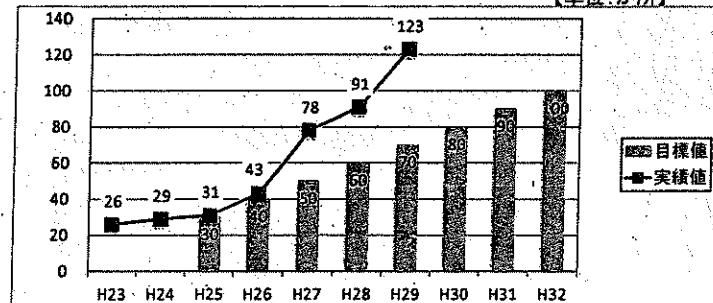
【概要】市町村等が所有する、災害時に防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー等の導入支援を行う。

【実績】平成29年度補助施設数：公共施設13

環境指標17 県有施設への再生可能エネルギー率先導入数(累計)【担当 エネルギー課】

目標区分:↗

【単位:か所】



目標値の達成状況



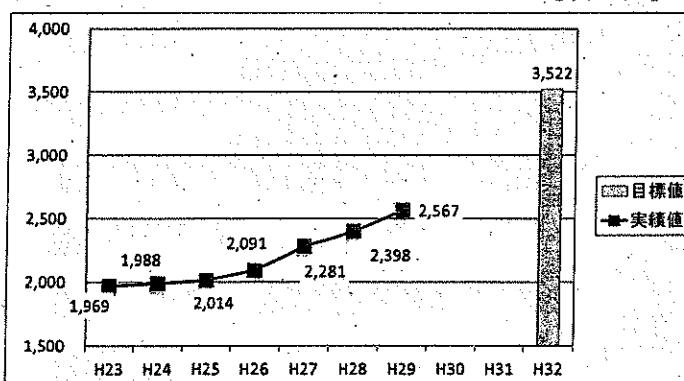
<コメント等>

前年度実績値より大幅に増加した主な理由は、復興公営住宅等において太陽光発電の導入が進められたためである。

○環境指標18 再生可能エネルギーの導入量(原油換算)【担当 エネルギー課】

目標区分:↗

【単位:千kJ】



目標値の達成状況



<コメント等>

平成32年度の目標値は、県内で必要な一次エネルギー量の約4割としており、目標達成には更なる大規模設備の導入（特に太陽光、風力発電）が必要である。大規模設備の導入には長時間を要するため、早い段階からの導入推進に努める。

<今後の方向性>

○ 再生可能エネルギーの普及拡大

平成24年3月に策定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」で謳われている「2040年頃までに、県内のエネルギー需要量100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」という導入目標のもとに、県有施設における率先導入や民間事業者の取組への支援を進めるなど、再生可能エネルギー先駆けの地を目指し全力で取り組んでいきます。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

<主な取組>

福島新エネ社会構想等推進技術開発事業<産業創出課>

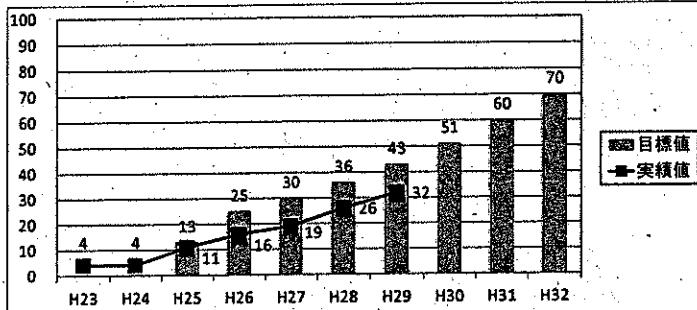
【概要】「福島新エネ社会構想」を踏まえ、「再エネの導入拡大」「水素社会実現のモデル構築」の実現に向け、再生可能エネルギー関連技術等を有する県内企業等に対する支援により、関連産業の育成・集積を促進する必要がある。

【実績】ハイテクプラザが福島再生可能エネルギー研究所と連携して、再生可能エネルギーに関する研究等を行うとともに、再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業や産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助事業、海外連携型再生可能エネルギー研究開発支援事業において計15件の研究開発や実証研究を支援した。

○環境指標19 再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数【担当:企業立地課】

目標区分:△

【単位:件】



*目標値は、平成25年度からの累計です。

目標値の達成状況 △

<コメント等>

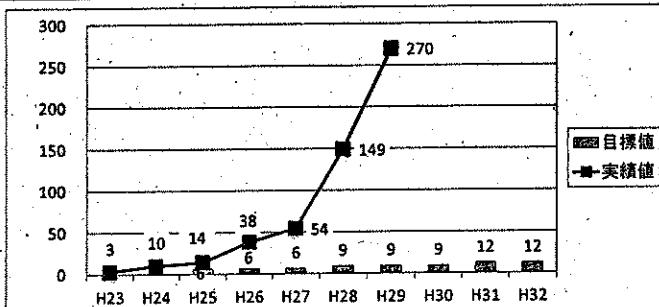
再生可能エネルギーを利用した発電施設は年々増加しているものの、本件の対象となる発電設備等の製造工場の立地については、現時点では目標どおり進んでいない。

各種優遇制度や技術開発支援等、再生可能エネルギー関連産業集積のための様々な取り組みを広く紹介するとともに、福島県の優れた立地環境をさらにPRし、国内外の企業の誘致を図る。

○環境指標20 再生可能エネルギー関連の産学官共同研究実績件数(累計)【担当:産業創出課】

目標区分:△

【単位:件】



目標値の達成状況 ○

<コメント等>

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて県による研究開発への支援等のほか、産総研福島再生可能エネルギー研究所の開所などもあり、産学官の共同研究実績件数は順調に推移している。

<今後の方向性>

○ 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所との連携を密にし、引き続き、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を進めるため、関連産業に係る人材育成、ネットワーク形成、研究開発、販路拡大、情報発信等の施策を一体的に推進していきます。

(4) 福島新エネ社会構想の実現

<主な取組>

①再生可能エネルギー復興支援事業<エネルギー課>

【概要】阿武隈山地及び沿岸部における再生可能エネルギーの導入推進を図るため、送電線、発電設備等の導入を支援する。

【実績】共用送電線沿岸部送電ルート平成30年2月起工。平成29年度までに7発電所（太陽光発電所6、風力発電所1）が運転開始

②再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業<産業創出課>

【概要】本県発の事業創出、関連産業の育成・集積を図るため、その事業化のための実証研究を支援する。

【実績】補助金採択7件

③スマートコミュニティ支援事業<エネルギー課>

【概要】スマートコミュニティの導入を支援し、スマートコミュニティの全県大での展開につなげる。

【実績】可能性調査3件

④水素エネルギー普及拡大事業<エネルギー課>

【概要】水素社会実現のモデル構築に向けて、県内における水素ステーションの導入、FCV（燃料電池自動車）の導入等の推進を図る。

【実績】商用用水素ステーション1件導入補助。燃料電池自動車県内7台導入補助。県庁公用車に燃料電池自動車を1台導入

<今後の方向性>

福島新エネ社会構想の柱である「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」の実現に向けて、国、県、関連企業が一丸となり、取り組んでいきます。

2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換

<主な取組>

地球にやさしい“ふくしま”ライフスタイル普及促進事業<環境共生課>

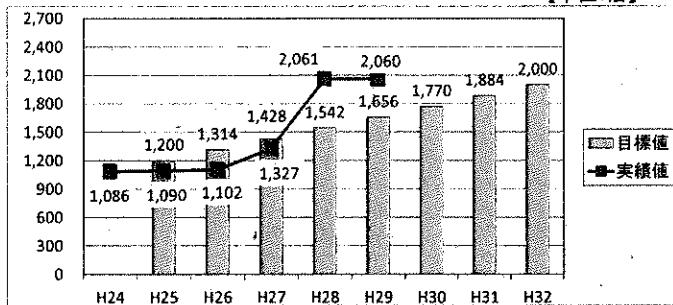
【概要】マイバッグ推進など県民に広く環境意識の啓発を図り、環境の保全や廃棄物の減量化など地球にやさしいライフスタイルの普及を進める。

【実績】マイバッグ推進デーキャンペーンの実施。

○環境指標21 マイバッグ推進デー協力店【担当:環境共生課】

目標区分: /

【単位:店】



目標値の達成状況



<コメント等>

目標値は達成したが、新たな事業者の参加が得られるよう、普及啓発に努める。

*県では毎年8日、9日をマイバッグ推進デーとしており、この取組に協力するとして登録された店舗を「マイバッグ推進デー協力店」といいます。

<今後の方向性>

○ 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換

循環型社会形成推進計画に掲げる「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」の実現に向けて、県民に広く環境意識の普及啓発を図っていきます。

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用

<主な取組>

産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業【関連資料：統計資料編 資料15（p. 22）】<産業廃棄物課>

【概要】産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルを促進し、産業廃棄物の排出抑制等を目的とした取組及び産業廃棄物処理施設への理解促進の取組に対して支援を行う。

【実績】次の支援を行った。

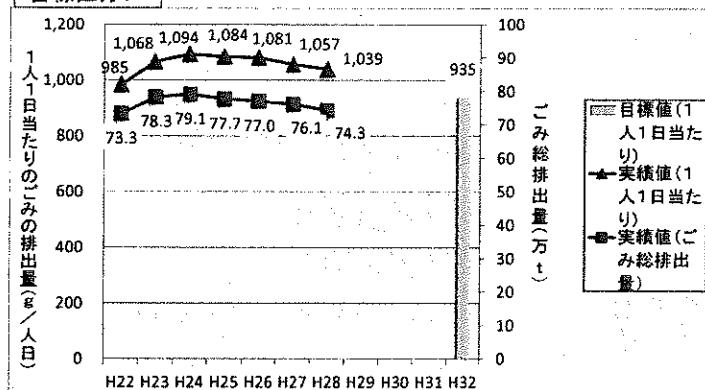
- ・施設整備 1事業者1件 コンクリート殻及び水スラッジの再生利用
- ・理解促進 3事業者3件 見学者受入施設の整備

○環境指標22 一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)

○関連資料 ごみ総排出量及び県民一人一日当たりのごみ総排出量の推移

【統計資料編 資料12（p. 19）】【担当：一般廃棄物課】

目標区分：一



目標値の達成状況

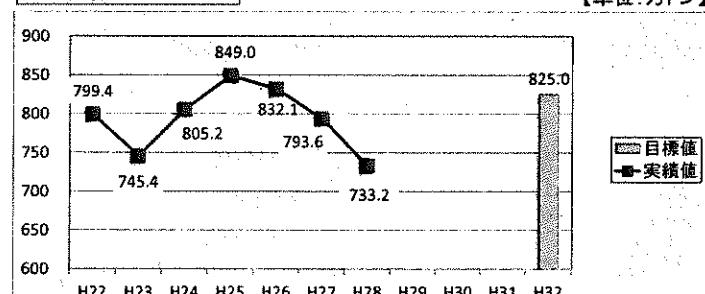
<コメント等>

平成23年度より東日本大震災の影響で大きく増加し、その後、25年度以降は減少に転じているが、震災前の水準には戻っていないため、引き続きごみの減量化の促進を図る必要がある。

○環境指標23 産業廃棄物の排出量【担当：産業廃棄物課】

目標区分：一

【単位：万トン】



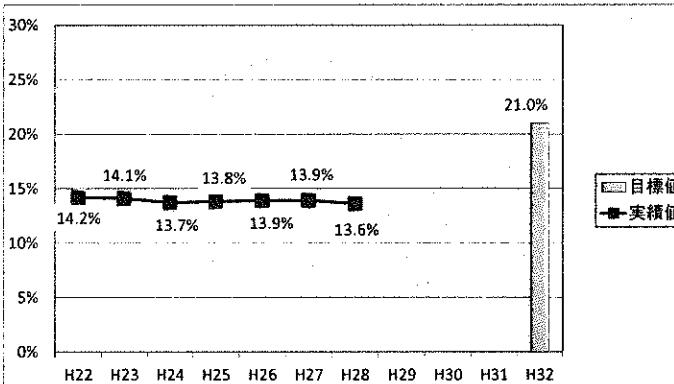
目標値の達成状況

<コメント等>

平成26年度以降減少し、平成27年度からは平成32年度の目標値を達成している。引き続き、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進に向けた施策を推進していく。

○環境指標24 一般廃棄物のリサイクル率【担当:一般廃棄物課】

目標区分: /



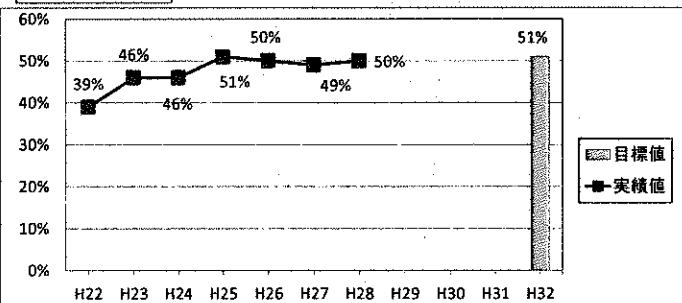
目標値の達成状況

<コメント等>

平成24年以降横ばいの状況が続いている。福島県廃棄物実態調査の結果等からリサイクル業者や店頭回収等、これまで把握されていなかった民間ベースでの回収量が増えていることが示唆されたため、今後、それらの把握について検討する必要がある。

○環境指標25 産業廃棄物再生利用率【担当:産業廃棄物課】

目標区分: /



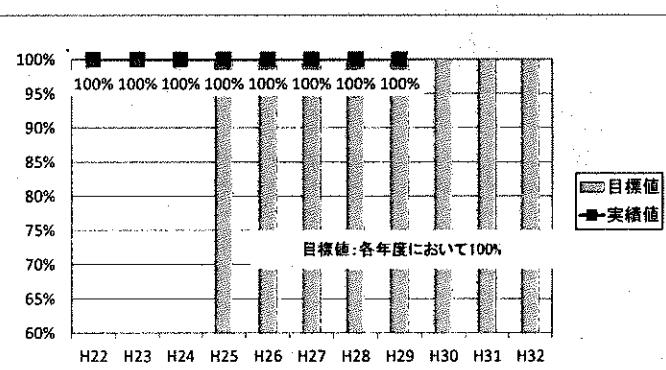
目標値の達成状況

<コメント等>

平成25年に目標値を達成したが、それ以降は目標値を達成していない。産業廃棄物の再生利用促進に向けた施策をさらに推進していく。

○環境指標26 建設副産物リサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)【担当:技術管理課】

目標区分: → (100%を維持)



目標値の達成状況

◎

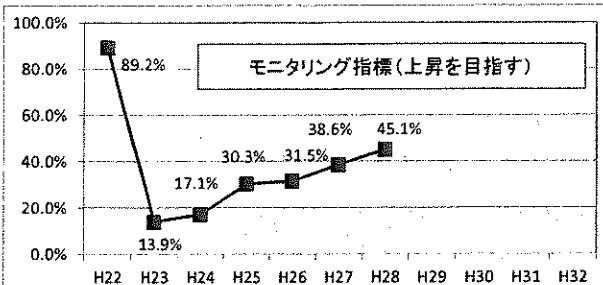
<コメント等>

アスファルト塊・コンクリート塊については、再資源化施設（中間処理施設）へ搬出することを原則としているため、リサイクル率の目標値を毎年達成している。今後も引き続き建設副産物の確実なリサイクルの促進に取り組む。

※県及び市町村の建設工事等から発生する建設副産物（アスファルト塊・コンクリート塊）のリサイクル率です。

○環境指標27 下水汚泥リサイクル率【担当:下水道課】

目標区分: ↑



<コメント等>

下水汚泥に放射性物質が含まれ、リサイクルが困難であったが、放射能濃度の低下と共に受け入れ先が確保され、リサイクル率が上昇している。

<今後の方向性>

○ 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

平成27年3月に見直した「廃棄物処理計画」に基づいた適切な執行管理を行っていきます。ごみの減量化を促進するため、市町村・国・事業者等と連携しながら、県民に対するごみの減量化等に係る啓発・情報提供に努めています。

排出事業者や処理事業者が実施する排出抑制等を目的とした、先進性のある施設整備や高度な処理技術の導入のための調査研究、処理施設等に対する理解促進のための取組等に対し支援を行うことで、産業廃棄物の排出抑制や、再生利用率の向上を図ります。

(3) 廃棄物の適正な処理

<主な取組>

不法投棄防止総合対策事業<産業廃棄物課>

【概要】不法投棄未然防止対策の強化や拡大防止のための総合的な防止対策を実施する。

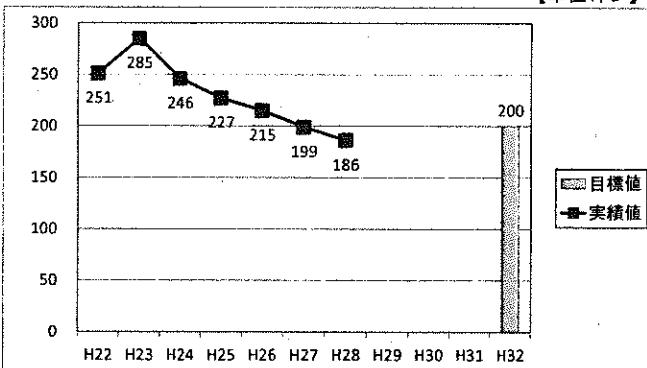
【実績】不法投棄監視員やカメラを活用した監視活動、不法投棄の調査等を行った。

また、地域住民の監視体制づくりを支援するための補助金を支給した。

○環境指標28 一般廃棄物最終処分場埋立量(1日当たり)【担当:一般廃棄物課】

目標区分: ▲

【単位:トン】



目標値の達成状況

<コメント等>

平成23年度に東日本大震災の影響で大きく増加したが、24年度以降は減少傾向となっている。

しかし、原発事故の影響により最終処分されずに保管されている焼却灰があるため、その推移を確認しつつ、引き続きごみ減量化の促進に努める必要がある。

※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定（平成27年3月）を反映させております。

○環境指標29 産業廃棄物最終処分率【担当:産業廃棄物課】

目標区分: ▲

目標値の達成状況

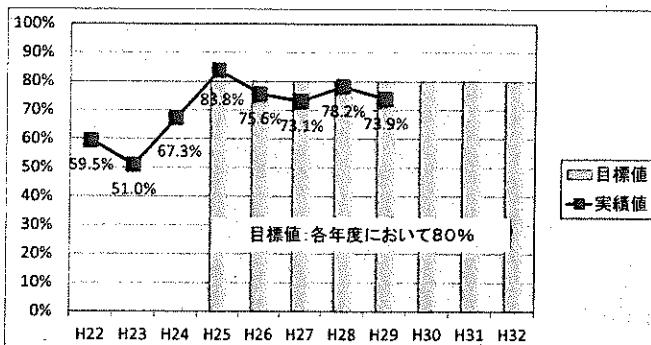
<コメント等>

平成25年度以降減少し、平成26年度からは平成32年度の目標値を達成している。引き続き、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進に向けた施策を推進していく。

※目標値について、福島県廃棄物処理計画の改定（平成27年3月）を反映させております。

○環境指標30 農業用使用済プラスチック組織的回収率【担当:環境保全農業課】

目標区分: ▼



目標値の達成状況

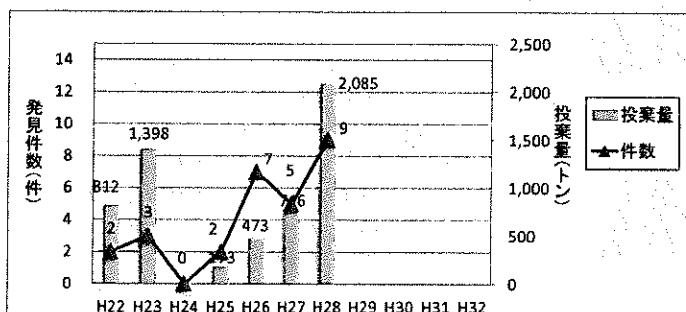
<コメント等>

原発事故以降、放射性物質による汚染の懸念から回収が滞っていたが、平成25年度以降は順調に回収が進んでいる。

平成29年度は目標値を下回ったものの、一定程度の組織的回収が行われた。

○環境指標31 産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量【関連資料: 統計資料編 資料19 (p. 25)】
【担当: 産業廃棄物課】

目標区分: ▼



目標値の達成状況

<コメント等>

平成25年度以降、不法投棄発見件数は増加傾向にあり、投棄量も増加している。

引き続き不法投棄防止に向け監視活動や啓発活動を実施していく。

<今後の方向性>

○ 県民への正しい知識の普及啓発

一般廃棄物の最終処分場埋立量を減らすためには、ごみを減量化することが必要であるため、市町村・国・事業者等と連携しながら、県民に対するごみの減量化等に係る啓発・情報提供に努めていきます。

○ 不法投棄防止対策の強化

産業廃棄物の不法投棄は悪質化・巧妙化しており、不法投棄の未然防止及び早期発見が重要となるため、不法投棄監視員やカメラによる監視活動、不法投棄防止の啓発活動、地域住民による監視体制づくりへの支援等を今後も引き続き実施していきます。

(4) 環境と調和した事業活動の展開

<主な取組>

①環境と共生する農業再生事業<環境保全農業課>

【概要】エコファーマーが支える産地の維持を図りつつ、特別栽培農産物や有機農業の担い手育成支援、活動支援を図る。

【実績】エコファーマー認定件数：12,366件

②ふくしまエコオフィス推進事業<環境共生課>

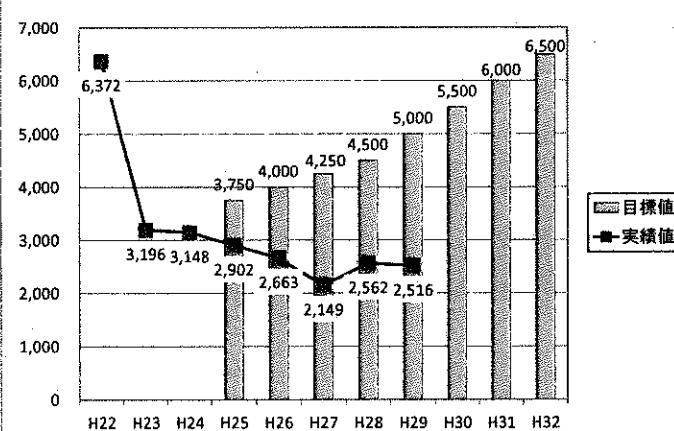
【概要】「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策等の環境負荷低減活動に取り組む。

【実績】県庁版福島議定書の実施等により温室効果ガス排出量の削減に取り組んだ。
県機関のグリーン購入割合：90.0%

○環境指標32 認証を受けた特別栽培農産物の作付面積【担当：環境保全農業課】

目標区分：△

【単位：ha】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

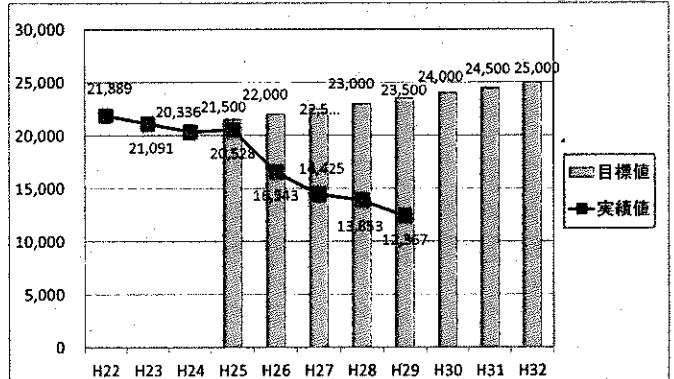
平成27年度の肥料偽装表示問題による面積減少から持ち直し、各地域では特別栽培を基準とした特色ある米作りが増えている。一方で、原発事故による避難や作付け制限の他、風評により価格低迷が依然として続き、目標値からは乖離した状況が続いている。

今後は、環境保全型農業直接支払交付金等を活用しながら、組織的な取組を推進すること等により、特別栽培農作物の作付拡大を図る。

○環境指標33 エコファーマー認定件数【担当：環境保全農業課】

目標区分：△

【単位：件】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

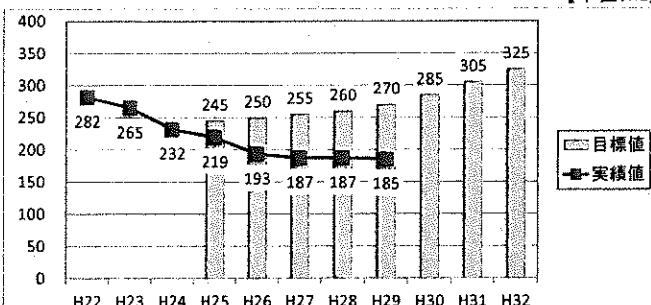
エコファーマーに長期間取り組む生産者は、その認定要件である、化学肥料や化学農薬における新たな追加削減目標の設定が困難なこと等により認定継続を行わないことが多いが多く、認定件数は減少傾向にある。

農業生産者を中心に推進啓発のための研修を行い、認定件数の増加を図る。

○環境指標34 有機農産物の作付面積【担当:環境保全農業課】

目標区分: □

【単位:ha】



目標値の達成状況

X

<コメント等>

東日本大震災及び原発事故の影響により、減少傾向が続いている。

今後は、新たな販路の確保や消費者等の本県有機農業に対する理解促進により、生産、販売体制の再構築を図る。

○環境指標35 県機関におけるグリーン購入割合【担当:環境共生課】

目標区分: □

目標値の達成状況

○

<コメント等>

グリーン購入対象商品がない特殊物品の購入が生じたため、目標の値を下回った。引き続き、グリーン購入の推進について庁内の周知を図る。

<今後の方向性>

○ 環境負荷軽減に資する取組の創出、推進

産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（うつくしまリサイクル施設等整備費補助金）や環境創造金融資事業を実施するなど、廃棄物の排出抑制等を目的とした事業者の取組に対して、引き続き支援を行っていきます。

○ 環境に配慮した物品等の購入促進

県は自らグリーン購入に率先して取り組むほか、県民が環境負荷の少ない物品等を優先的に購入するよう普及啓発に取り組んでいきます。

○ 環境と共生する農業の促進

農業者の組織する生産部会代表者やJA等関係団体の営農指導員を対象に推進研修会を開催し、取組の動機付けと誘導を図ります。また、消費者への認知度向上のため「環境と共生する農業推進マーク」の積極的な活用とともに、制度や地域の取組を紹介するなどPR活動を実施します。

3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい

<主な取組>

①自然公園等事業<自然保護課>

【概要】環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。

【実績】東北自然歩道線歩道整備工事（鎌沼工区） 木道工 L=320.8m
尾瀬歩道整備工事 木道工 L=148.0m デッキ工 N=1基

②中山間地域等直接支払事業<農村振興課>

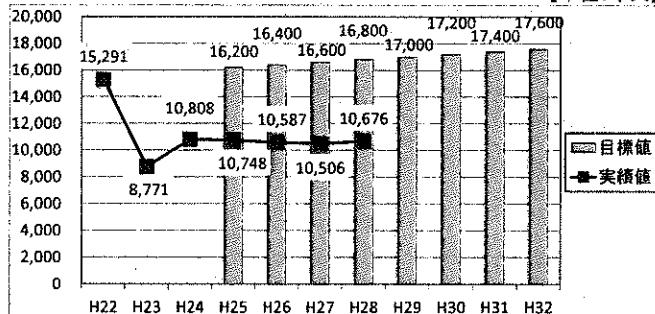
【概要】交付金の対象となる農用地において、協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等に対し、交付金を交付する。

【実績】交付面積：15,229ha 交付金額：1,839,650千円

○環境指標36 自然公園の利用者数【関連資料：統計資料編 資料22 (p. 29)】【担当：自然保護課】

目標区分：▲

【単位：千人】



目標値の達成状況

×

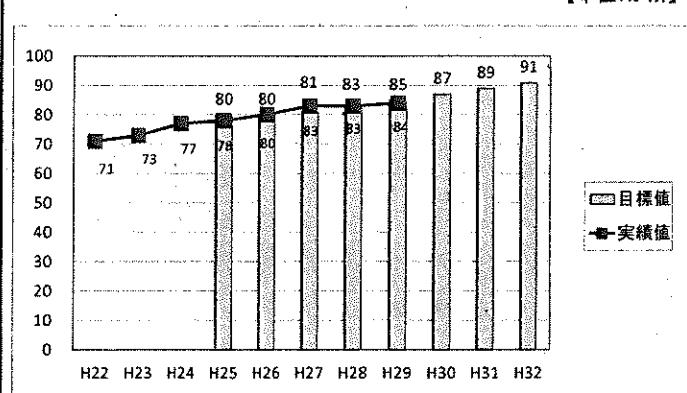
<コメント等>

警戒区域等が設定された地域では、東日本大震災前に比べ大幅に減少した状況が続いている。自然公園利用者数は回復傾向にあるが、火山活動、台風、豪雨などの自然の影響を受け全体の利用者数は平成24年度から震災前の約7割で横ばいとなっている。今後も尾瀬での体験学習や尾瀬の魅力を広く国内外に発信する事業を展開するとともに、公園を利用しやすい環境を確保するため公園施設の整備等を進めていく。

○環境指標37 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数(累計)【担当:河川整備課】

目標区分: /

【単位:か所】



目標値の達成状況



<コメント等>

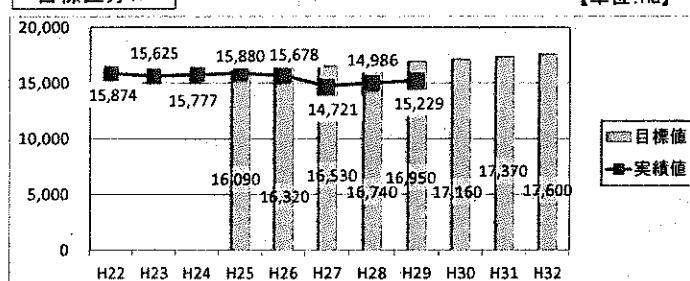
河川における環境保全について広く一般に浸透しており、当該施設も増加傾向にあるが、平成29年度は目標を下回る結果になった。

復旧・復興事業を優先し、親水施設事業の着手数が減少していることから、今後は予算確保に努めていく。

○環境指標38 中山間地域等における地域維持活動を行う面積【担当:農村振興課】

目標区分: /

【単位:ha】



目標値の達成状況



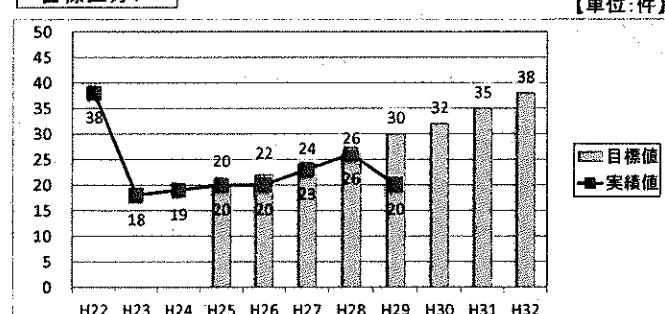
<コメント等>

中山間地域の高齢化の進行等により面積は減少傾向にあったが、平成27年度から交付金の返還を免除する場合の要件が追加される等、緩和措置等がなされたことから、制度の利便性が向上し増加に転じている。

○環境指標39 上下流連携による源流域保全活動事例数【担当:土地・水調整課】

目標区分: /

【単位:件】



目標値の達成状況

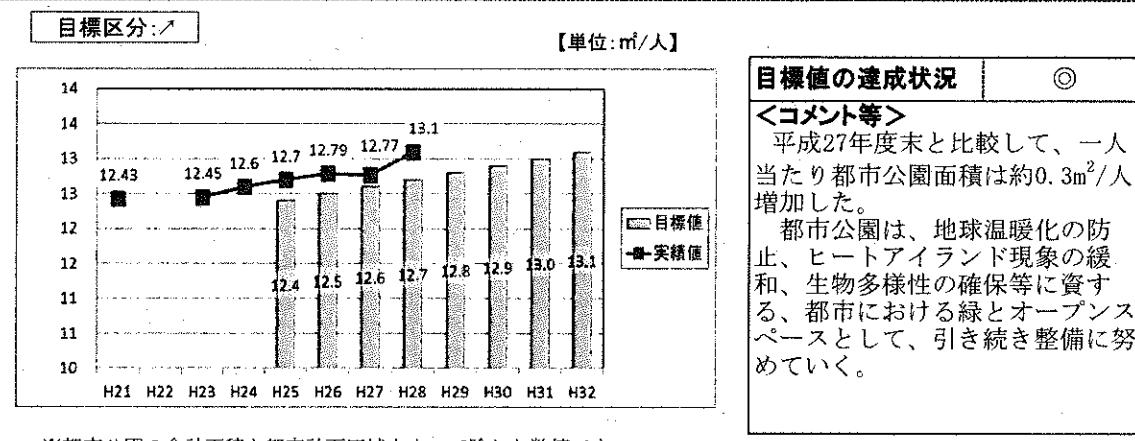


<コメント等>

東日本大震災の影響により半数以下に減少した活動事例数は、震災後増加傾向にあったが、平成29年度は減少し目標を下回った。

休止中の上下流活動団体の状況に応じて、活動再開に向けた支援をしていく。

○環境指標40 一人当たりの都市公園面積 【関連資料：統計資料編 資料32 (p. 37)】
【担当：まちづくり推進課】



※都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除した数値です。

※都市公園の合計面積は、避難指示区域等の面積も含みます。

<今後の方向性>

○ 自然環境の保全と適正な利用の推進

自然公園等の保護と適正な利用を総合的に推進するため、引き続き、保護管理、巡回指導、自然保護思想の普及啓発等を実施し、自然環境を保護しながら、公園施設等を整備し、快適で安全な利用の促進を図っていきます。

○ 森林や農地等の持つ多面的な機能の確保

特に中山間地域等において、農業生産活動等を通じて耕作放棄地の発生を防止するとともに、土壤浸食・土砂崩壊の防止や水源かん養機能の維持に努めるなど多面的な機能を確保していきます。

また、森林について、適正な管理を通じて、木材の安定供給はもとより、県土の保全や水源のかん養、自然環境の保全など多面的機能を確保します。

(2) 有害鳥獣対策

<主な取組>

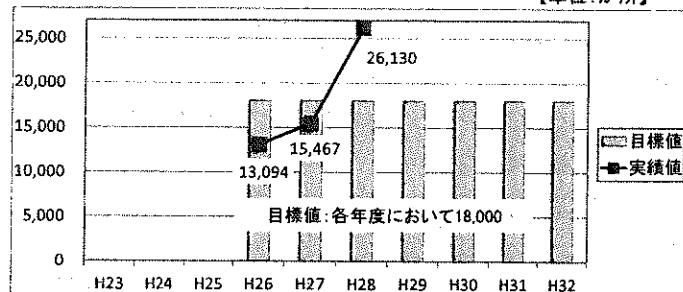
【概要】野生鳥獣による人身被害や農林水産物被害を防止するための対策を行う。

【実績】被害が大きいイノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ及びカワウについて、個別に計画を策定し対策を計画的に進めている。また、イノシシ、ニホンジカについては指定管理鳥獣捕獲等実施計画を策定し、生息域の縮小や個体数の減少、農業被害の低減などを目指して、県による直接捕獲も実施するなど個体数管理を実施している。

環境指標41 イノシシの年間捕獲頭数【担当:自然保護課】

目標区分:ア

【単位:か所】



目標値の達成状況



<コメント等>

平成27年度途中から県による直接捕獲が新たに始まったこともあり、28年度には目標とする年間捕獲頭数を達成することができた。

<今後の方向性>

引き続き人身被害や農林水産物被害を防止するため、生活環境管理、被害防除対策、個体数管理の3つの対策を組み合わせて実施していきます。

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用

<主な取組>

①野生生物管理事業【関連資料：統計資料編 資料24（p. 30）】<自然保護課>

【概要】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護管理員の設置等を行う。

【実績】鳥獣保護管理員数定員90名（一部旧警戒区域等を除き84名設置）

②傷病鳥獣保護事業<自然保護課>

【概要】傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、野生生物共生センターを県が管理運営する。

【実績】海洋性鳥獣の保護（（公財）ふくしま海洋科学館）、その他野生鳥獣の保護（野生生物共センター）

傷病救護件数173件（鳥獣143、獣類30）

③ふくしまの生物多様性保全支援事業<自然保護課>

【概要】野生動植物保護サポーター研修会の開催及び生物多様性の適切な保全を図るために指標となる「ふくしまレッドリスト」を見直すための現地調査や打ち合わせの実施。

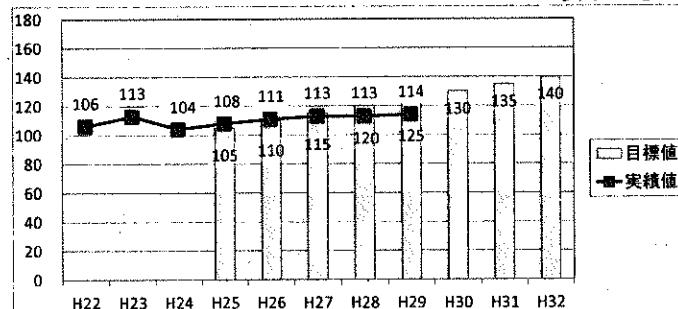
【実績】サポーター研修会1回開催（サポーター登録人数114名）

「ふくしまレッドリスト2017年版」の公表

○環境指標42 野生動植物保護サポーター登録数【担当：自然保護課】

目標区分：▲

【単位：人】



目標値の達成状況



<コメント等>

東日本大震災の影響で平成24年度は減少したものの、徐々に震災前の登録数まで戻っている。今後は、サポーターの高齢化を踏まえ、特に必要とされる若年者の確保に向けて、募集時の広報にさらなる工夫を行っていく。

○環境指標43 生物多様性について理解している人の割合【担当：自然保護課】

目標区分：▲

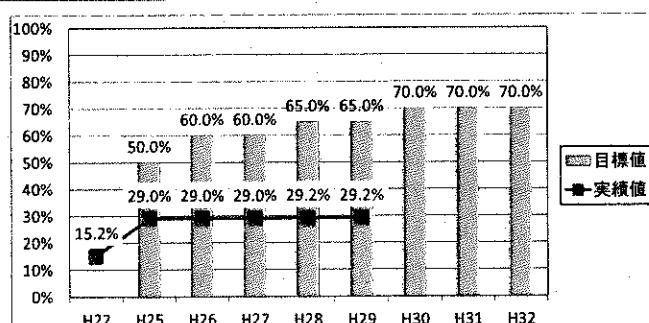
目標値の達成状況



<コメント等>

県政世論調査によると生物多様性について理解している人の割合は横ばいである。

今後も引き続き、環境教育副読本への記載や環境創造センター交流等での展示を行うとともに、HP等を活用して積極的に情報を発信することで、県民の意識向上を図っていく。



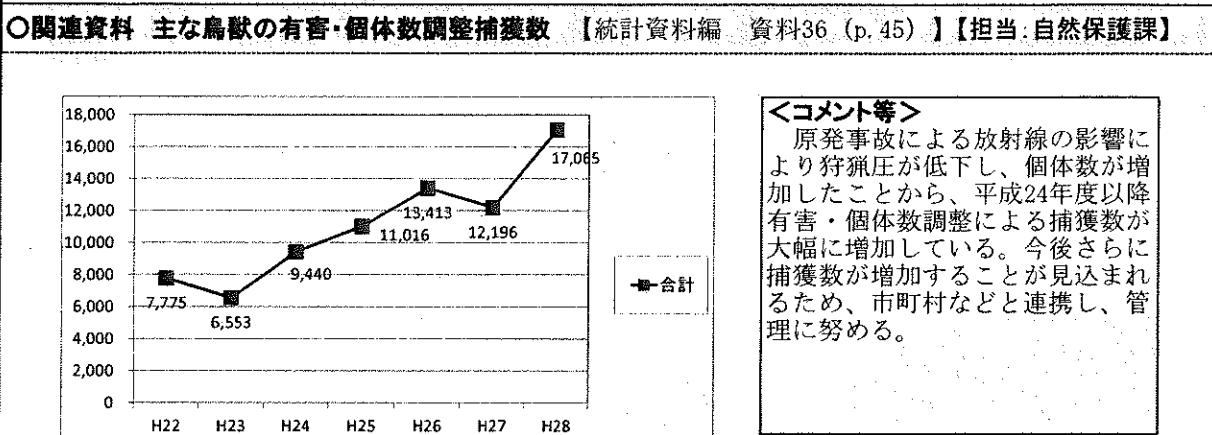
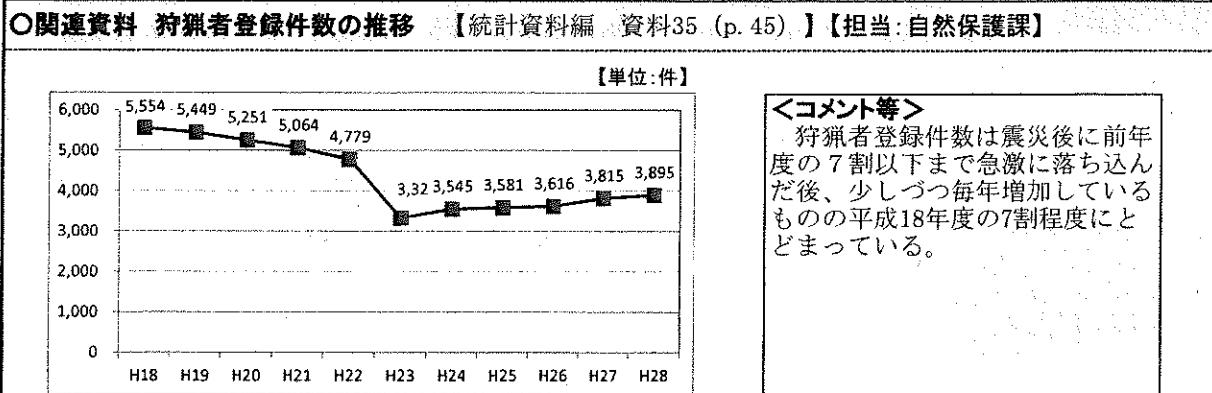


表 主な鳥獣の有害・個体数調整捕獲数

	スズメ類	カラス類	カモ類	ヒヨドリ	ムクドリ	カワウ	イノシシ (イノブタ含む)	ツキノワグマ	ニホンザル	ハクビシン	合計 (体)
平成22年度	1,151	3,586	1,038	76	287	10	931	302	100	294	7,775
平成23年度	926	2,291	720	231	311	268	1,027	55	564	160	6,553
平成24年度	539	2,939	971	230	298	234	2,876	300	620	433	9,440
平成25年度	443	2,055	815	244	3	391	6,259	160	443	203	11,016
平成26年度	102	1,651	646	252	314	521	8,419	430	711	367	13,413
平成27年度	384	1,153	656	187	377	619	7,924	144	483	378	12,305
平成28年度	299	1,927	575	236	302	579	11,270	339	773	765	17,065

＜今後の方向性＞

○ 生物多様性の保全

生物多様性の保全の推進については、「ふくしま生物多様性推進計画（第2次）」に掲げる基本目標「自然と人が育む、生物多様性豊かな“新生ふくしま”」を実現するため、個々の課題を確認しながら取り組みを推進していきます。

○ 野生鳥獣の保護管理の取組の推進

引き続き、傷病野生鳥獣の救護や鳥獣保護区の設定、保護管理員の配置などにより、鳥獣の保護繁殖に取り組んでいきます。

また、野生鳥獣の生息数管理のための捕獲事業については、免許取得に要する経費の支援や鳥獣捕獲に対する助成などにより、取組の強化を図っていきます。

(4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全**<主な取組>**

(再掲)

ふくしまの生物多様性保全支援事業<自然保護課>

【概要】生物多様性の適切な保全を図るための指標となる「ふくしまレッドリスト」を見直すための調査の実施

【実績】生物多様性指標見直し調査（植物・昆虫類・鳥類・哺乳類・両生は虫類・淡水魚類）

<今後の方針性>**○ 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全**

東日本大震災の状況等を踏まえて改定した「ふくしま生物多様性推進計画」に沿った取組を推進し、生物多様性に配慮した対応の重要性について啓発していくとともに、復興に向けての各復旧工事において生物多様性に配慮した対策を検討する際には、事業者が福島県野生動植物保護アドバイザー等からの適切な助言を受けられるための取組を継続していきます。

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区的自然環境保全

<主な取組>

①尾瀬地域保護適正化事業 <自然保護課>

【概要】本州最大の高層湿原を有する尾瀬国立公園の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため、各種施策を実施する。

【実績】第四次尾瀬総合学術調査への協力、植生復元作業の実施、環境等調査の実施。

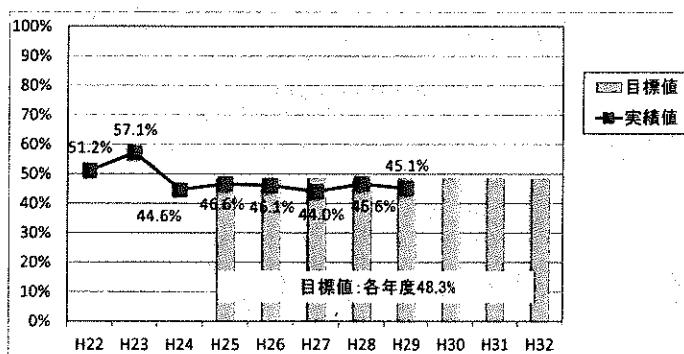
②自然公園保護管理適正化事業（裏磐梯自然体験活動推進事業）<自然保護課>

【概要】自然公園等の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された関係団体の管理運営に参画するとともに、子どもたちが体験しながら自然とふれあい環境保全の大切さを学ぶための活動を支援する。

【実績】「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」とともに裏磐梯ビジターセンターの管理運営をした。

○環境指標44 尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合【担当: 自然保護課】

目標区分: →



目標値の達成状況



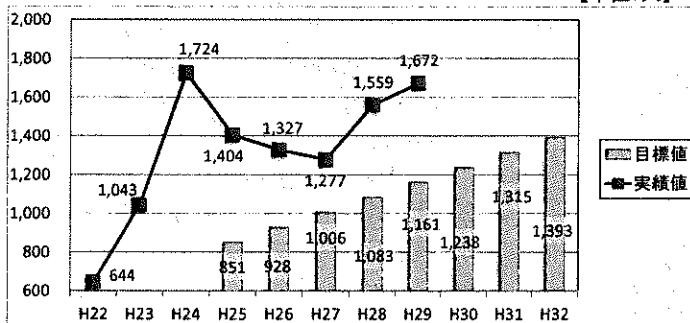
<コメント等>

昨年と比べて5月及び6月初旬も雪が遅くまで残っていたこと、10月の週末や連休に台風の来襲が多くなったことなどから、全体の入山者数が伸び悩み、土日に入山する割合も昨年度に比べやや減少した。今年度から「スタートアップふくしま尾瀬事業」を開始し、入山者数の増加を図っていく一方で、引き続き尾瀬の貴重な自然の保護に努めていく。

○環境指標45 裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数【担当: 自然保護課】

目標区分: ↗

【単位: 人】



目標値の達成状況



<コメント等>

職員自らが桜・モミジ・雪の結晶を手作りし、展示を行う工夫をしたほか、毎朝、昆沙門沼の写真を撮り、ウェブサイトに公開したことなどにより、参加者数の増につながった。

<今後の方向性>

○ 尾瀬地区の自然環境保全の促進

尾瀬国立公園における植生復元や公園施設整備、国・群馬県等と連携して実施するニホンジカの食害への対策の推進などの取組を進め、美しい環境の保全に努めるとともに、今年度から「スタートアップふくしま尾瀬事業」を実施し、入山者数の増加に努めています。

○ 裏磐梯地区の自然環境保全の促進

各種行為に対する規制や指導をしながら、自然環境保護と利用が両立できるような取組を進めています。

(6) 猪苗代湖等の水環境保全

<主な取組>

紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業【関連資料：統計資料編 資料46～49（p. 61～80）】<水・大気環境課>

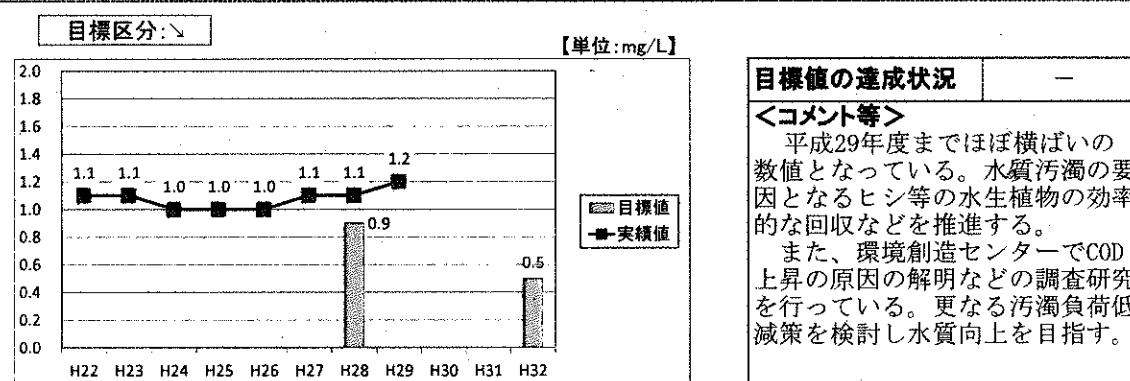
【概要】紺碧の猪苗代湖を復活させ未来に継承していくため、県民や事業者、行政などの猪苗代湖に関わるあらゆる主体が一丸となり、猪苗代湖の環境保全活動の推進を図る。また、猪苗代湖における水質変動メカニズムを把握するため、猪苗代湖及び流入・流出河川等を調査する。

【実績】プロジェクト会議の開催（平成29年6月9日）

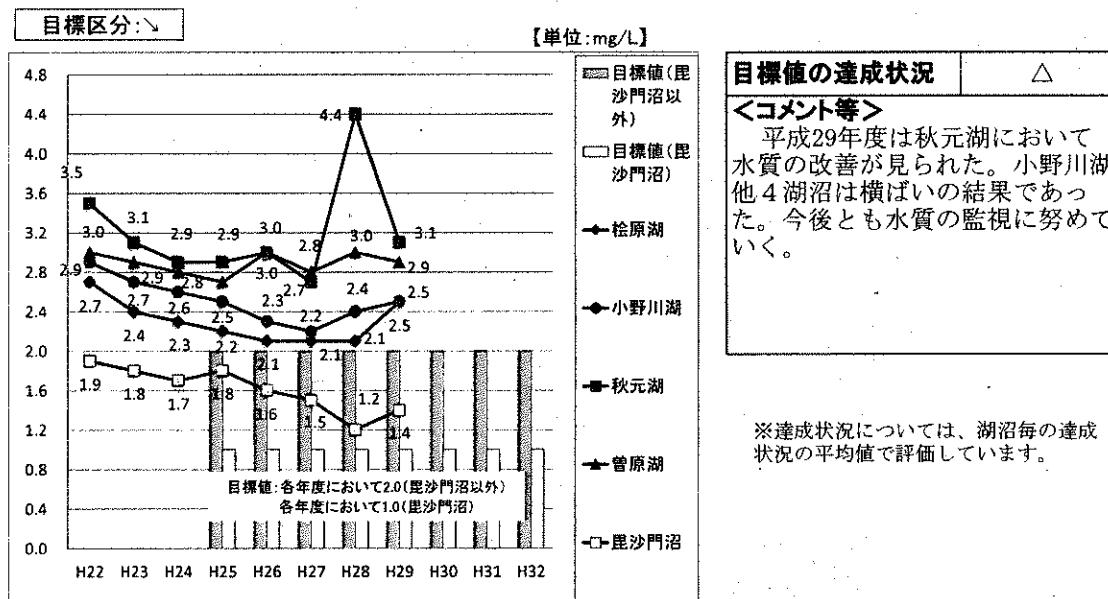
各種水辺環境保全事業を実施

猪苗代湖及び主要流入河川の季節変動と経年変化調査を実施

○環境指標46 猪苗代湖のCOD値【関連資料：統計資料編 資料49（p. 69）】【担当：水・大気環境課】



○環境指標47 裏磐梯湖沼群のCOD値【関連資料：統計資料編 資料49（p. 69）】【担当：水・大気環境課】

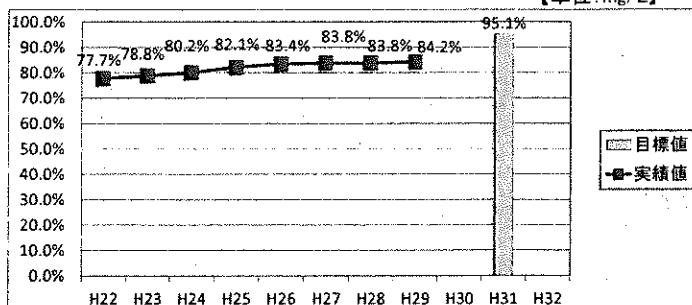


○環境指標48 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の汚水処理人口普及率※【担当:水・大気環境課】

目標区分: /

※下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用する人口の割合です。

【単位: mg/L】



目標値の達成状況

一

<コメント等>

汚水処理人口普及率は年々上昇している。
普及啓発等を引き続き実施するとともに関係機関等と連携を強化し、目標値達成を目指す。

<今後の方針性>

○ 猪苗代湖をはじめとする水環境の保全

平成25年3月に見直しを行った「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」において、水環境保全のための基本目標を「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」としており、大学等の研究機関や環境保全団体との連携をさらに強化し、水環境保全に関する実践活動、啓発活動を推進するとともに、窒素・りん除去型浄化槽の整備や水質改善に関する調査研究等に取り組むなどし、猪苗代湖については計画の目標年度における「水質日本一」の復活を目指していきます。

4 良好的な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策

<主な取組>

①大気汚染常時監視事業【関連資料：統計資料編 資料37～40（p. 46～51）】<水・大気環境課>

【概要】大気汚染常時監視システム等により大気汚染の状況を把握する。

【実績】大気汚染常時監視を実施。

②浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進支援事業【関連資料：統計資料編 資料51（p. 85）】<一般廃棄物課>

【概要】合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町村に対し、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進支援事業による県費補助を行うとともに、指導監督を行う。

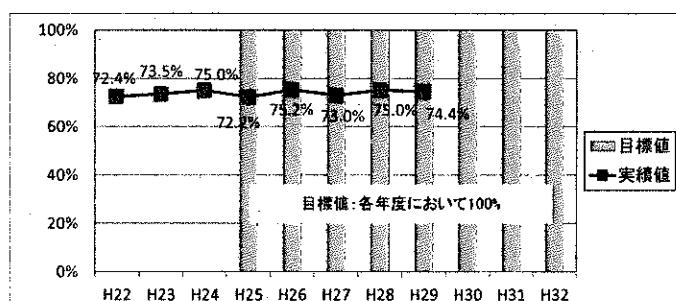
【実績】浄化槽設置整備事業において41市町村へ110,114千円、浄化槽市町村整備推進支援事業において6市町へ15,134千円の補助を行った。

○環境指標49 大気環境基準達成率 【関連資料：統計資料編 資料37（p. 46）】

○関連資料 主な大気汚染物質年平均濃度の推移 【統計資料編 資料38（p. 49）】【担当：水・大気環境課】

<大気環境基準達成率>

目標区分：△



※大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質濃度を測定している常時監視測定期局において、環境基準を達成した割合です。

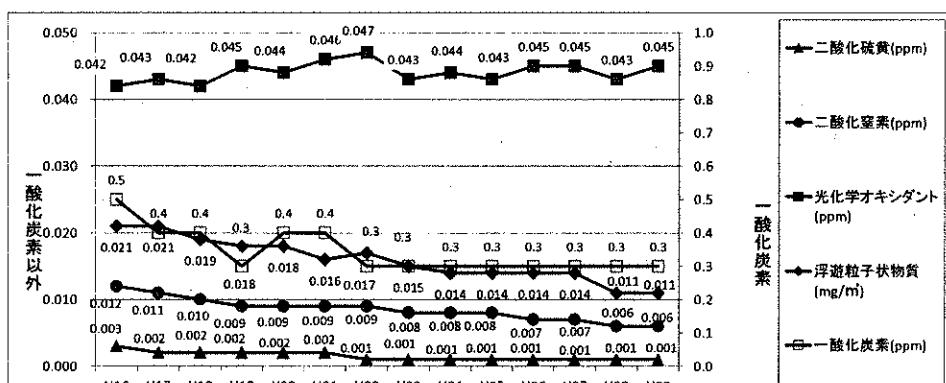
目標値の達成状況 △

<コメント等>

達成率が70%台で推移しているのは、光化学オキシダントの環境基準未達成によるものであり、これは全国的な傾向である。国の光化学オキシダント調査検討会において、現象解明を進めている。

現象解明状況を継続注視し、注意報発令時の適切な対応を図っていくことが不可欠である。

<主な大気汚染物質年平均濃度の推移>

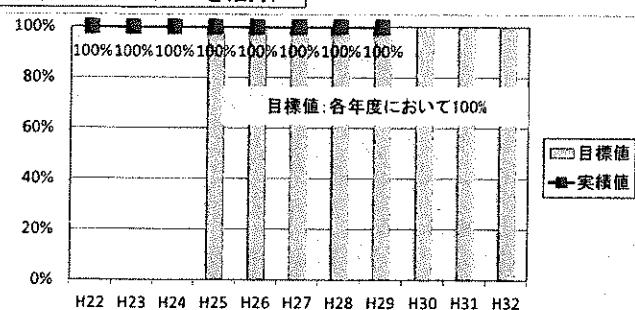


※ここでの年平均値は各測定期局の年平均値合計を全測定期局で除したものである。

○環境指標50 大気環境基準達成率(有害大気汚染物質)

【関連資料：統計資料編 資料39 (p. 50)、資料40 (p. 51)】【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況

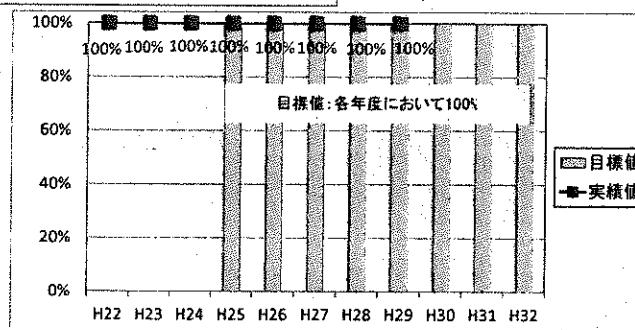


<コメント等>

県内の有害大気汚染物質の環境基準達成率は100%を維持している。

○環境指標51 水質環境基準達成率(健康項目) 【関連資料：統計資料編 資料44 (p. 57)】
【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況



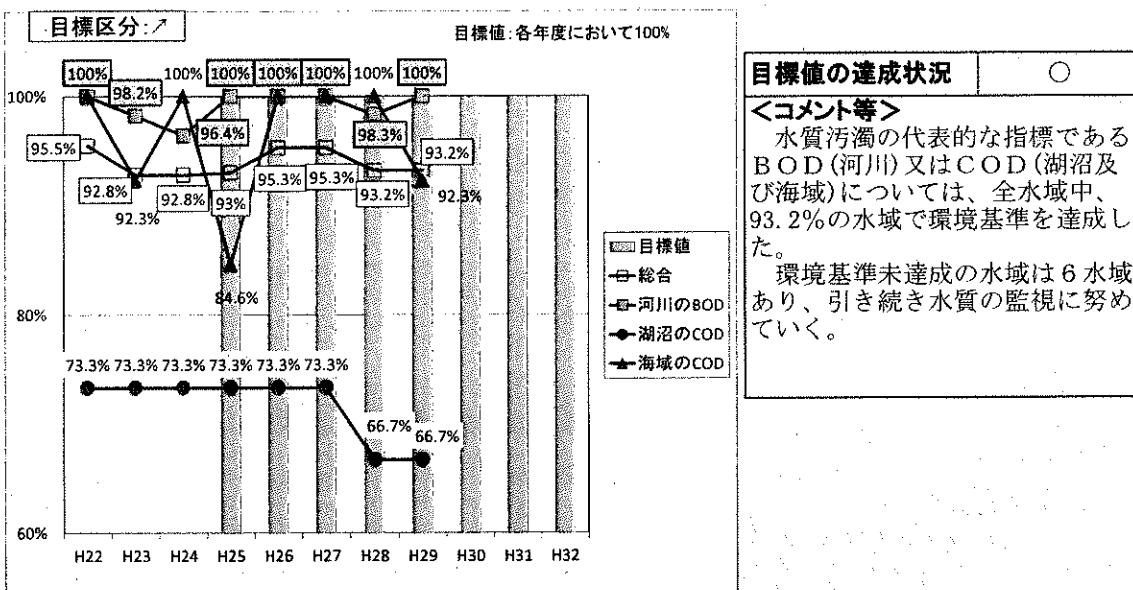
<コメント等>

カドミウム等27項目の健康項目に関して、河川、湖沼及び海域の80地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成し、100%を維持している。

過去7年間において、環境基準の超過はなかった。

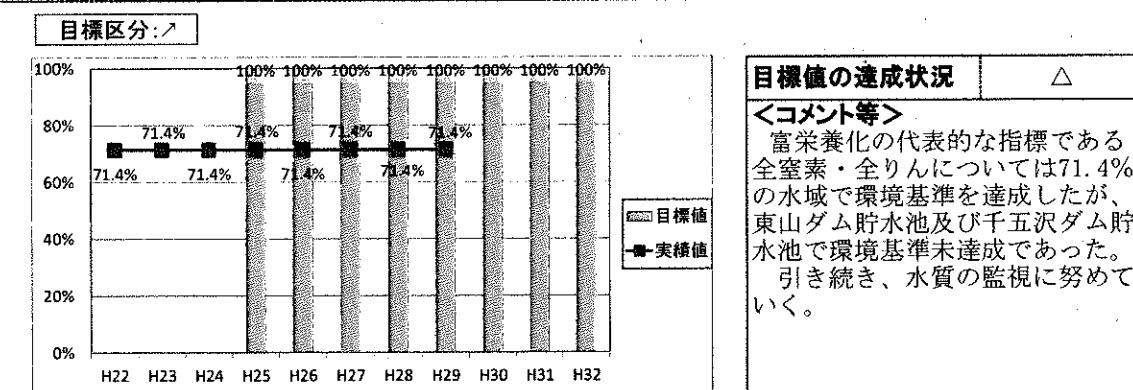
○環境指標52 水質環境基準達成率(河川のBOD及び湖沼、海域のCODの総合)

【関連資料：統計資料編資料44（p. 57）、資料45（p. 60）、資料46（p. 61）、資料48（p. 64）、資料49（p. 69）】【担当：水・大気環境課】



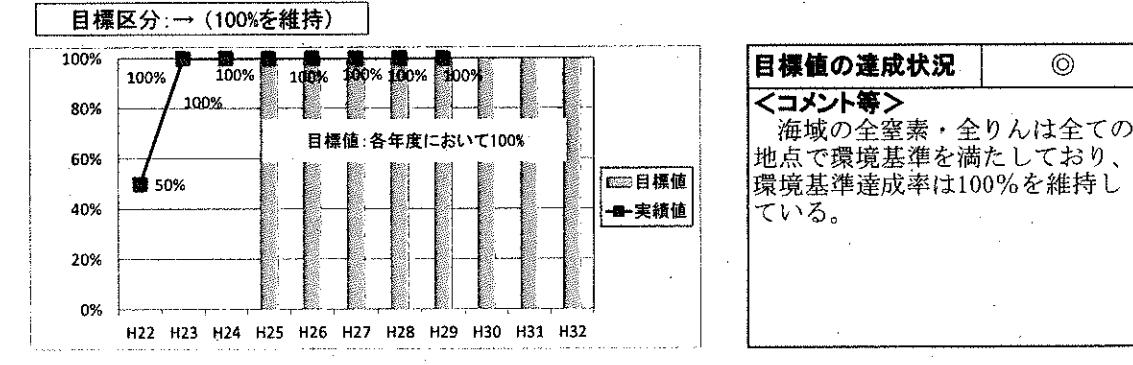
○環境指標53 水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん)

【関連資料：統計資料編 資料44（p. 57）、資料46（p. 61）、資料47（p. 62）、資料49（p. 69）】【担当：水・大気環境課】



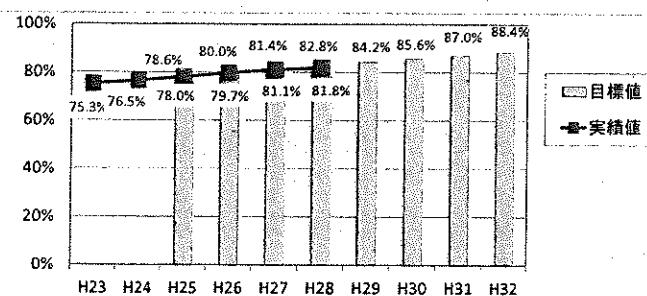
○環境指標54 水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん)

【関連資料：統計資料編 資料44（p. 57）、資料46（p. 61）、資料47（p. 62）、資料49（p. 69）】【担当：水・大気環境課】



○環境指標55 污水処理人口普及率【担当:下水道課】

目標区分:



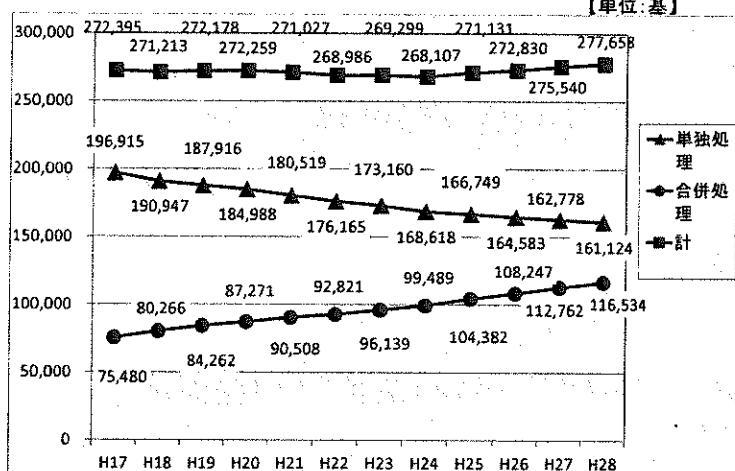
目標値の達成状況

<コメント等>

目標値に対し、実績値は概ね順調に上昇している。

○関連資料 濾過槽の設置状況の推移 【統計資料編 資料51(1) (p. 80)】【担当:一般廃棄物課】

【単位:基】



<コメント等>

合併処理浄化槽への転換は着実に進んでおり、単独処理浄化槽は減少傾向にある。

しかし、単独処理浄化槽は未だに多く残っており、引き続き、補助金の交付等により市町村への支援が必要である。

<今後の方向性>

○ 大気環境保全対策の推進

大気環境基準について、光化学オキシダントが環境基準未達成となっていますが、これは全国的な傾向であり、現在、国が現象の解明を進めています。県としては、引き続き光化学オキシダントの常時監視を行い、注意報等発令時の迅速な対応に努めます。

○ 水質環境保全対策の推進

水質環境基準未達成の水域について、引き続き水質の監視に努めるとともに、水質の改善に向け関係機関と連携を図っていきます。

(2) 化学物質の適正管理等

<主な取組>

①ダイオキシン類発生源総合調査事業【関連資料：統計資料編 資料55, 56 (p. 92~95)】

<水・大気環境課>

【概要】ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中及び特定施設が排出する排ガス等のダイオキシン類濃度を把握。

【実績】発生源施設の煙道排ガス、排出水、発生源周辺大気及び土壌、一般環境大気及び土壌、公共用水域水質・底質、地下水質のダイオキシン類濃度調査を実施。

②産業廃棄物排出事業者等化学物質管理促進事業【関連資料：統計資料編 資料54 (p. 90)】

<水・大気環境課>

【概要】福島県化学物質適正管理指針に基づき県内の工場等における化学物質の適正な取り扱いを指導し、

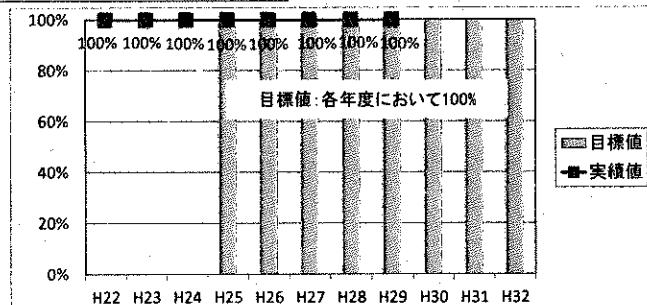
化学物質リスクコミュニケーションの推進。

【実績】事例発表交流会、企業訪問、事業者によるリスクコミュニケーションに係るセミナーを開催。

○環境指標56 ダイオキシン類環境基準達成率

【関連資料：統計資料編 資料55 (p. 92)、資料56 (p. 94)】【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況



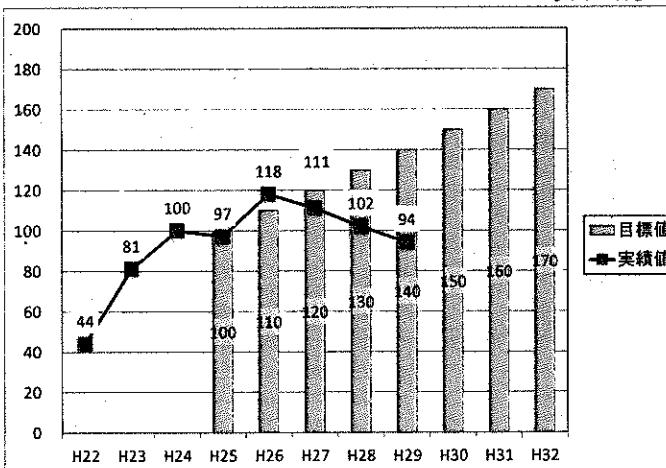
<コメント等>

一般環境中のダイオキシン類濃度は、すべての地点で環境基準等を満たしており、環境基準等達成率は100%を維持している。

○環境指標57 工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数【担当：水・大気環境課】

目標区分：↗

【単位：件】

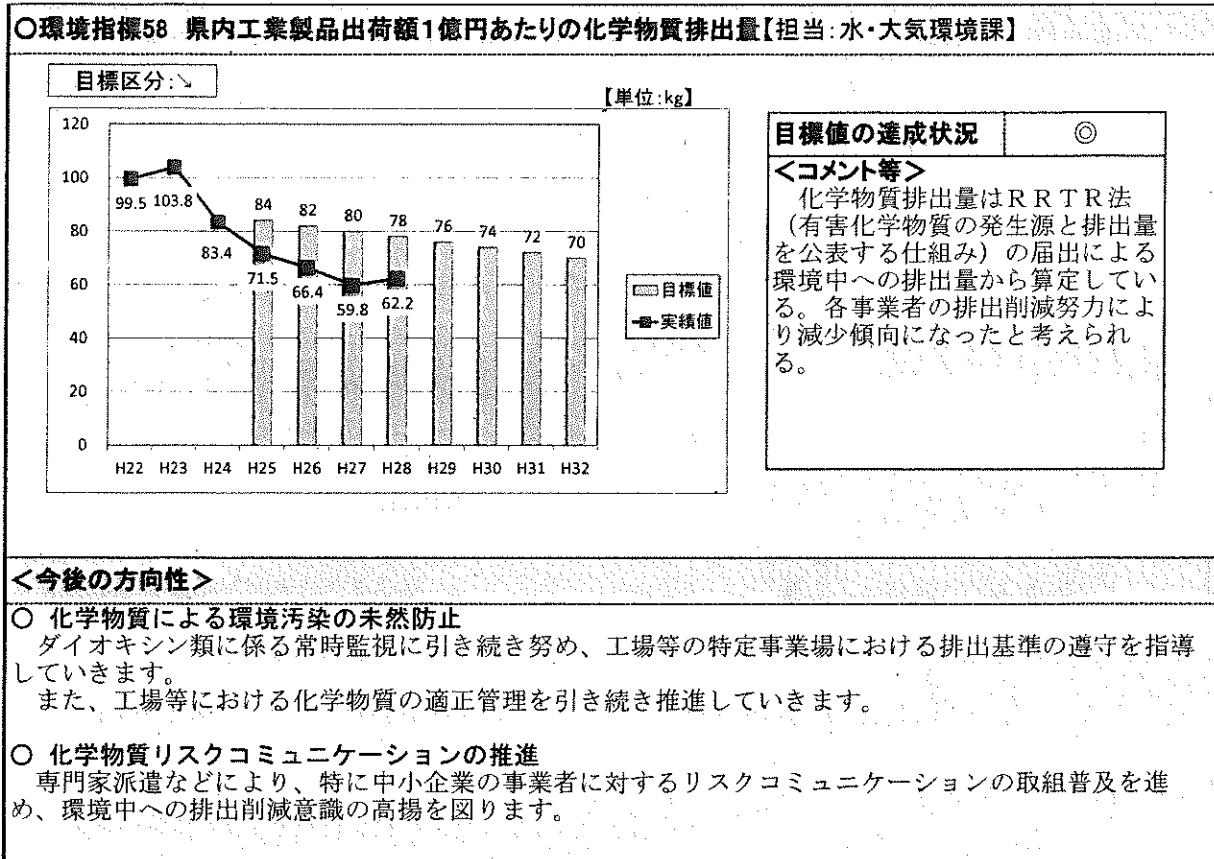


目標値の達成状況



<コメント等>

リスクコミュニケーションは中小企業では未実施である傾向があるため、中小企業におけるリスクコミュニケーションの普及が課題である。また、実施している企業も、継続して行う傾向が少ないため、リスクコミュニケーションの継続性が課題である。課題の解決と目標値の達成に向け、リスクコミュニケーション推進セミナーの実施等を通じて、企業における取組を促す。



(3) 公害紛争等の対応

<主な取組>

①公害審査会の運営事業<水・大気環境課>

【概要】公害審査会等を開催し、公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。

【実績】公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行った。

②公害苦情調査事業 【関連資料：統計資料編 資料58 (p. 98)】<水・大気環境課>

【概要】公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。

【実績】適切な公害苦情処理に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行った。

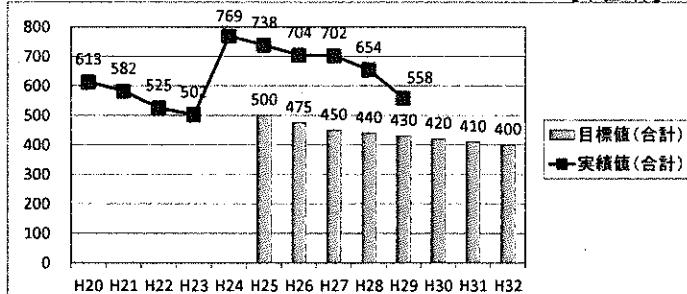
○環境指標59 公害苦情件数 【関連資料：統計資料編 資料58 (p. 98)】

○関連資料 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比 【統計資料編 資料58(3) (p. 99)】

【担当：水・大気環境課】

目標区分：△

【単位：件】



目標値の達成状況 △

<コメント等>

公害苦情件数はゆるやかな減少傾向を示しており、目標値の達成に向けて公害苦情の速やかな処理、解決に努める。

なお、平成24年度は前年度に比べて公害苦情件数が大きく増加しているが、これは原発事故により住民の生活環境や住環境が変わったため、雑草等の繁茂や害虫発生など典型7公害以外の苦情が増えたことによるものである。

表 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

	典型7公害							典型7公害以外	合計(件)
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成22年度	73	61	3	120	7	0	127	134	525
平成23年度	65	59	1	75	9	0	95	198	502
平成24年度	90	50	1	125	15	0	105	383	769
平成25年度	91	61	2	117	6	1	92	368	738
平成26年度	79	55	0	125	6	2	112	325	704
平成27年度	96	34	1	141	8	0	110	312	702
平成28年度	62	52	1	131	9	0	100	299	654
平成29年度	79	32	0	133	9	1	91	243	588

<今後の方針>

○公害苦情等への適切な対応

公害苦情等については、より良い生活環境の保全、及び将来の公害紛争の未然防止のためにも極めて重要な問題であることから、各市町村への適切なアドバイスを継続して行っていくなど、迅速かつ適正な解決に努めています。

(4) 大規模な開発行為への対応

<主な取組>

環境影響評価推進事業<環境共生課> 【関連資料：統計資料編 資料61 (p. 102)】

【概要】 環境に著しい影響を及ぼすおそれがある一定規模の事業について、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行い、環境の悪化を未然に防止し、良好な環境の確保を図る。

【実績】 適切な評価を実施（環境影響評価審査会 9回）

<今後の方針性>

○ 環境影響評価制度の運用等による環境保全

環境の保全に配慮した事業の実施がなされるよう、引き続き法令、条例等に則り、適切に対処していきます。

なお、東日本大震災に係る復旧・復興事業については、当該事業の円滑な実施に配慮しつつ、特定環境影響評価の実施等を含め、適正な環境影響評価の実施を指導するなど、震災からの迅速な復興と環境保全の両立を図っていきます。

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

<主な取組>

①環境アドバイザー等派遣事業<生活環境総務課>

【概要】市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。

【実績】16回派遣、受講者は718名。

②せせらぎスクール推進事業<生活環境総務課>

【概要】水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行うとともに、調査を実施する団体への支援を行う。

【実績】36団体、参加者は1,582名。

③ふくしま子ども自然環境学習推進事業<自然保護課>

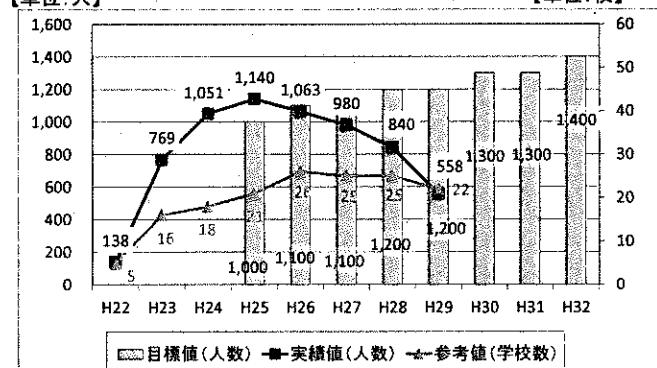
【概要】尾瀬において環境学習を実施する県内の小・中学校等にガイド料等を「尾瀬環境学習推進協議会」を通じて支援。

【実績】参加校：22校、児童・生徒数：538名

○環境指標60 尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数【担当：自然保護課】

目標区分: /

【単位:人】



【単位:校】

目標値の達成状況

X

<コメント等>

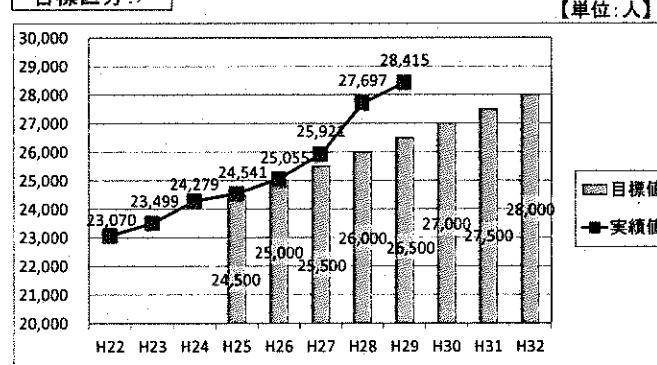
小規模校が多く参加者数が減少した。

今年度より事業対象を社会教育団体にも拡大したことから、積極的に周知を行うことで参加者の増加に努めるほか、尾瀬の魅力を発信する事業により県民への関心を高め、本事業の推進に努める。

○環境指標61 環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)【担当:生活環境総務課】

目標区分: /

【単位:人】



【単位:人】

目標値の達成状況

◎

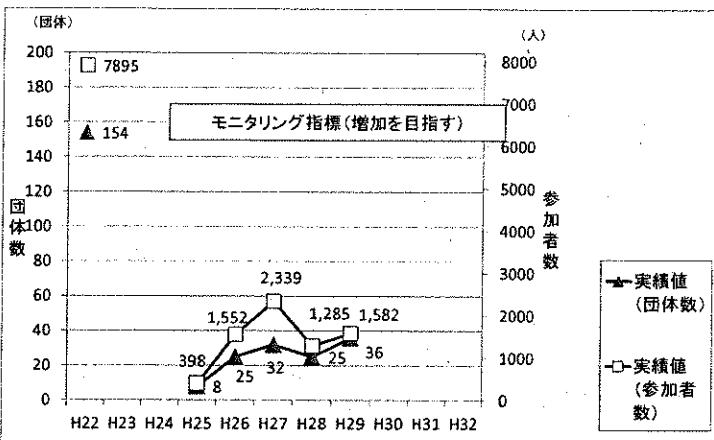
<コメント等>

受講者数は目標値を上回っており、平成29年度は特に水環境に関するテーマのアドバイザー派遣が全体の半分を占めた。

引き続きホームページ等で周知活動を実施し、今後も県民へ環境教育・学習機会を提供できるよう努める。

○環境指標62 せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数【担当:生活環境総務課】

目標区分:▲



<コメント等>

平成29年度はせせらぎスクール指導者養成講座実践編開催地周辺の小学校にチラシを配布したほか、他部局と連携し参加団体へ調査資料を支援した結果、小学校を中心に参加団体数が増加した。

今後も積極的な周知活動を行い、引き続き震災以前の水準を目指す。

※平成25年度の数値は自主的に行った団体の数

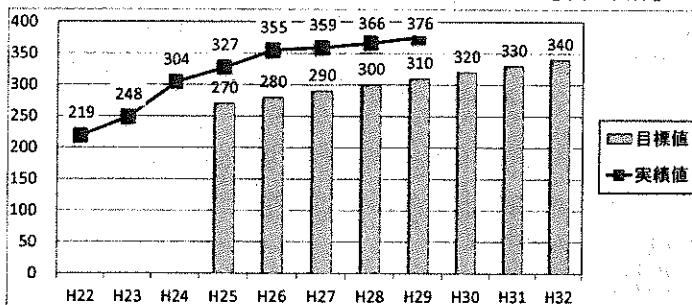
○環境指標63 「福島認定書」事業参加団体数(再掲)【関連資料: 統計資料編 資料10 (p. 16)】

※p. 44 (指標10) 参照

○環境指標64 NPO法人の認証を受けた環境保全に関する市民活動団体数(累計)【担当:生活環境総務課】

目標区分:▲

【単位:団体】



目標値の達成状況 ◎

<コメント等>

毎年度、順調に目標値を上回っているが、引き続き県民、民間団体、事業者、行政などの自発的かつ連携した環境保全活動の推進を図っていく。

○環境指標65 県機関におけるグリーン購入割合(再掲)

※p. 57 (指標35) 参照

<今後の方向性>

○環境教育・学習の推進

本県の優れた自然環境の中で行う体験を伴う環境学習を推進するため、今後も、せせらぎスクールや尾瀬で行う環境学習活動を支援していきます。

また、環境保全・回復活動をより一層促進するため、環境アドバイザーや環境教育副読本を活用するなど、環境教育・学習機会を提供していくほか、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用し、様々な主体の参加と連携・協働による取組を推進しながら、各種ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。

さらに、環境創造センターの交流棟「コミュタン福島」を活用し、放射線や環境に関する学習活動を支援していきます。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

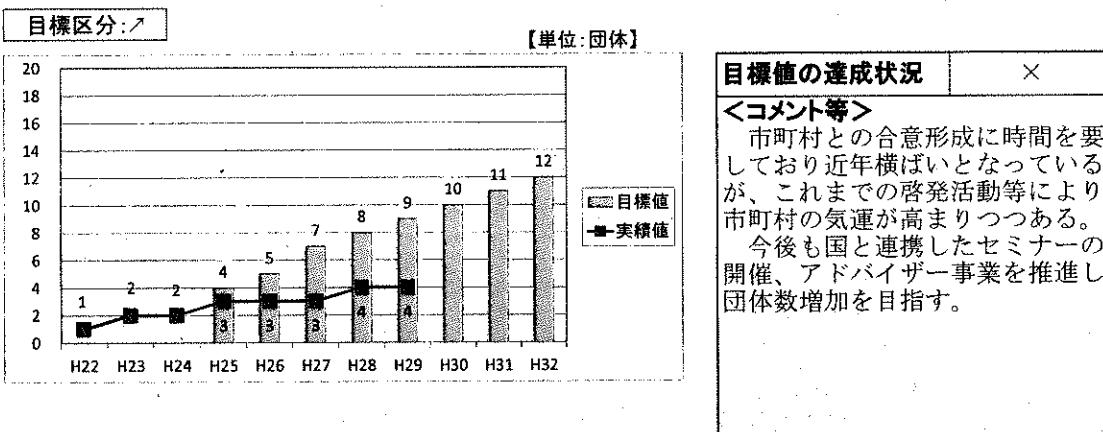
<主な取組>

景観形成総合対策事業【関連資料：統計資料編 資料63 (p. 100)】<自然保護課>

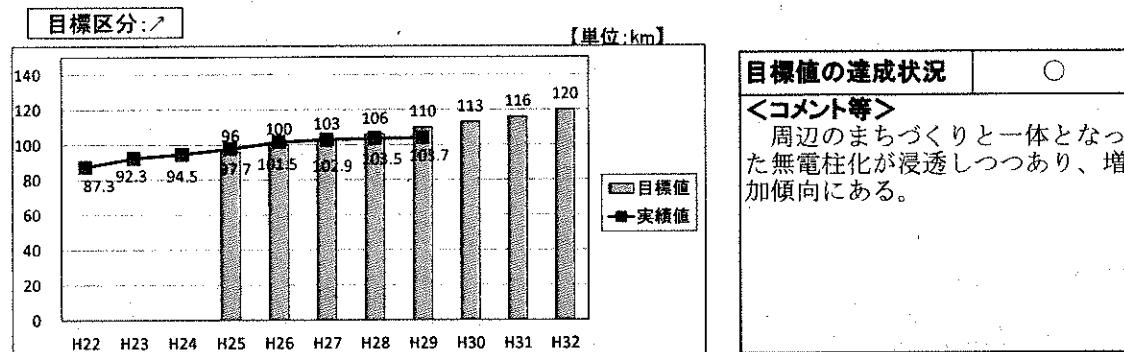
【概要】本県における景観形成を推進するため、景観形成に関する知識の普及及び意識啓発に努めるとともに、技術的な支援を行う。

【実績】景観アドバイザーの派遣 1回

○環境指標66 市町村景観計画策定団体数【担当：自然保護課】



○環境指標67 無電柱化された道路の延長【担当：道路整備課】



<今後の方向性>

○ 景観形成活動の促進

景観行政団体への移行や景観計画策定を予定している市町村に対し、今後も、移行について働きかけを行うとともに、技術的支援を進めていきます。

(3) 情報の収集・提供と発信

<主な取組>

環境白書の作成<生活環境総務課>

【概要】環境の状況及び環境の保全・回復に関する施策の状況等を明らかにするため、毎年度、作成する。

【実績】福島県環境審議会にて報告（9月）、福島県環境白書の作成（10月）、ホームページ等により広く公表。

<今後の方向性>

○ 分かりやすい情報の提供

本県における環境の状況や環境の保全・回復に関する施策について、より多くの県民に理解していただくため、環境白書の構成や見せ方等を適宜見直すなど、引き続き分かりやすい情報の提供に努めます。

○ 環境創造センターの活用

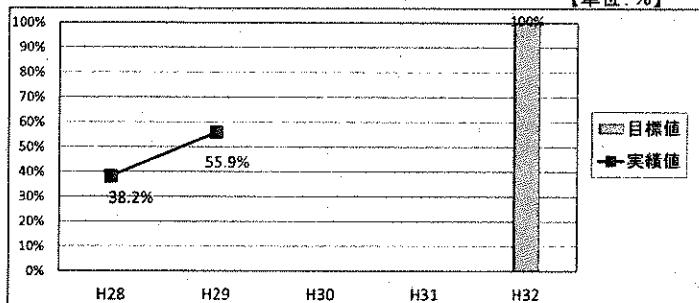
環境創造センターは、環境学習の拠点としての機能を担っており、今後、センターを活用しながら、環境に関する様々な情報を集積・蓄積し、国内外へ向けて広く発信していきます。

○環境指標68 環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合

【担当:環境共生課】

目標区分:↗

【単位:%】



目標値の達成状況

—

<コメント等>

平成29年度は県内全小学校の約6割から来館いただいた。

目標値の達成に向け、今後も関係機関と連携し、取り組んでいく。

<今後の方向性>

○ 環境創造センターの活用

環境創造センターは、環境学習の拠点としての機能も担っており、今後、センターを活用しながら、環境に関する様々な情報を修正・蓄積し、国内外へ向けて広く発信していきます。

指標の評価の考え方

平成29年の実績値について、以下の考え方により評価を行う。

○ 評価の仕方

- 1 平成29年の実績値が出ていれば、目標値との比較により評価。
- 2 平成29年の実績値が出ていないもの、比較する数値が無いものは「-」（評価なし）とし、指標に関する現状の分析をする。

○ 評価の仕方

評価については、平成29年目標値との比較における達成率¹により、「◎」、「○」、「△」、「×」、「-」（評価なし）のいずれかで行うのを原則とする。ただし、実績値の推移等が著しく評価と乖離する場合には、これによらない。

◎	・平成29年の実績値が、平成29年目標値に達しているもの。 (達成率：100%以上)
○	・平成29年の実績値が、平成29年目標値に達していないが、今後、達成見込みがあるもの。 (達成率：80%以上～100%未満)
△	・平成29年の実績値が、平成29年目標値に達しておらず、今後も達成が困難な可能性が高いもの。 (達成率：70%以上～80%未満)
×	・平成29年の実績値が、平成29年目標値に達しておらず、今後も特に達成が困難なもの。 (達成率：70%未満)
-	・比較する数値が無いもの。

※一部の指標は平成29年度実績値が出ていないため、それ以前の実績値で評価しています。

¹ ここでは、上昇又は維持を目指すものについては、「(実績値／目標値) × 100%」、減少を目指すものについては、「(目標値／実績値) × 100%」で算出した値とする。

第3章 福島県の環境行政組織

第1節 本庁機関

本県の環境行政組織のうち、本庁機関については、昭和37年に厚生部公衆衛生課が人体に関する公害を、企画開発部企画課がその他の公害を所掌したことに始まりました。その後、昭和47年6月には生活環境部環境保全課及び公害規制課の2課制になりましたが、昭和53年4月には保健環境部に再編され、原子力安全対策室の附置（同年同月）、原子力安全対策課の設置（平成元年4月）、廃棄物対策室の附置（平成5年4月）、また、平成6年4月の行政機構改革により、生活環境部に再編され（公害規制課は環境指導課に名称変更）、平成7年4月には廃棄物対策課が設置され、平成12年4月には環境保全課が環境政策課に再編されました。

平成14年4月に先行導入したF・F（フラット&フレキシブル）型行政組織は、平成15年4月から本庁機関に正式導入され、環境行政を所掌する体制は、県民環境室、県民安全室、環境政策室、環境対策室の4室10グループから新たに県民環境総務領域、県民安全領域、環境共生領域、環境保全領域の4領域10グループに再編されました。

平成20年4月には、わかりやすく親しみやすい県政の実現を目指すとともに、F・F型行政組織の導入目的に沿った運営のさらなる定着化を図るため、組織の改編を行い、生活環境総室、県民安全総室、環境共生総室、環境保全総室の4総室7課2室となりました。

平成23年10月には、環境保全総室に新たに除染対策課が設置され、平成24年4月には、環境評価景観室及び不法投棄対策室が廃止されました。

平成25年4月には、県民安全総室に放射線監視室、環境共生総室に環境創造センター整備推進室が新たに設置されました。

平成26年10月には、環境保全総室に新たに中間貯蔵施設等対策室が設置されました。

平成27年4月には、組織改正により新設された危機管理部へ県民安全総室が移管されました。

平成28年4月には、環境創造センター整備推進室が廃止され、環境行政を所掌する体制は現在、生活環境部に生活環境総室（生活環境総務課）、環境共生総室（環境共生課、自然保護課、水・大気環境課）、環境保全総室（一般廃棄物課、産業廃棄物課、中間貯蔵施設等対策室、除染対策課）、危機管理部に危機管理総室（原子力安全対策課、放射線監視室）の2部4総室8課2室となっています。

第2節 出先機関

本県の環境行政組織のうち、出先機関については、昭和37年に保健所及び県事務所が担当したことに始まりました。その後、いわき市に県・市公害対策センターの設置（昭和47年1月）、郡山市に県・市公害対策センターの設置（昭和51年10月）などの変遷を経て、順次、整備・強化されてきました。

平成9年4月の行政組織の改正により、公害対策センターは環境センターに改められ、環境汚染の防止のために必要な試験検査及び調査研究を行うことになり、また、環境保全・廃棄物対策、環境汚染の防止に関する事務は、各地方振興局が所管区域ごとに担当することに

なり、さらに、平成10年4月からは野生生物の保護及び狩猟に関する事務も担当することになりました。

また、原子力発電所周辺地域住民の安全対策に関する事務を行う機関としては、昭和49年4月に原子力センターが大熊町に設置され、平成8年4月には、環境放射性物質の調査研究を行う機関として、原子力センター福島支所が福島市に設置されました。原子力センターは、平成23年3月15日からは、原子力災害による周辺放射線量の上昇に伴い、福島市に移転して業務を継続しました。

平成27年10月には、原子力災害によって放射性物質に汚染された環境の回復・創造に向けて、モニタリング、調査研究、情報収集・発信及び教育・研修・交流の機能を担う拠点として整備を進めてきた環境創造センターの本館が三春町に、また、環境創造センターの出張所として環境放射線センターが南相馬市に、福島支所が福島市にそれぞれ設置され、供用が開始されました。その後、平成28年7月には、研究棟、交流棟「コミュタン福島」、附属施設である野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターを含む環境創造センターの全施設の供用が開始されました。

第3節 附属機関等

1 環境審議会

福島県環境審議会は、平成5年11月19日の環境基本法の施行に伴い、環境基本法第43条の規定に基づき、平成6年8月1日に設置された機関です。これに伴い、(旧)公害対策基本法に基づき設置されていた福島県公害対策審議会は同日廃止されました。

環境審議会は、(旧)公害対策審議会の所掌事務を引き継いだだけでなく、本県の環境保全に関して基本的な事項を調査審議します。

現在、委員22名で構成され、任期は2年となっています(名簿-1)。

部会は、第1部会(環境政策及び循環型社会推進等に関すること)、第2部会(廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること)の2つが設置されています。

2 公害審査会

福島県公害審査会は、昭和46年4月に、公害紛争処理法第13条及び福島県公害紛争処理条例第2条の規定に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停または仲裁を行うために設置された機関です。

この審査会は、県議会の同意を得て知事が任命した、弁護士、学識経験者等の委員10人で構成され、任期は3年となっています(名簿-2)。

3 環境影響評価審査会

福島県環境影響評価審査会は、福島県環境影響評価条例第36条の規定に基づき、環境影響評価その他の手続きに関する技術的な事項を調査審議するために設置された機関です。

現在、委員10名で構成され、任期は3年となっています(名簿-3)。

さらに、専門の事項を調査するため、現在、専門委員2名を置いており、任期は3年となっています(名簿-4)。

4 景観審議会

福島県景観審議会は、福島県景観条例第28条の規定に基づき、福島県景観条例で規定された事項及び知事の諮問に応じて県土の景観形成に関する事項を調査審議するために設置された機関です。

現在、委員12名で構成され、その任期は2年となっています(名簿-5)。

5 自然環境保全審議会

福島県自然環境保全審議会は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や温泉法で規定された事項及び知事の諮問に応じて自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する機関で、自然環境保全法第51条の規定に基づいて、昭和48年6月に設置されました。

現在、委員22名で構成され、任期は2年となっています(名簿-6)。

部会は、自然保護部会、鳥獣保護部会、温泉部会、希少野生生物保護部会の4部会が設置されています。

(1) 自然保護部会

自然保護部会は、県立自然公園の指定、指定の解除、区域の変更並びに公園事業の決定、廃止、変更や自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更並びに保全計画の決定、廃止、変更その他自然環境の保全に関する重要事項について調査審議するために設置されています。

(2) 鳥獣保護部会

鳥獣保護部会は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護管理事業計画（5か年）の策定、鳥獣保護区若しくは特別保護地区の指定、その他狩猟鳥獣の捕獲の制限等に関する事項について調査審議するために設置されています。

(3) 温泉部会

温泉部会は、温泉法に基づく掘削等の許可処分、取消、措置命令、採取制限等について調査・審議するために設置されています。

(4) 希少野生生物保護部会

希少野生生物保護部会は、福島県野生動植物の保護に関する条例に基づく希少野生動植物保護基本方針の策定、特定希少野生動植物の指定、生息地等保護区の指定等について調査審議するために設置されています。

6 その他会議等

上記1から5の法令に基づく附属機関のほか、外部有識者や県民の皆さまの意見を伺うため、以下の会議等を設置しています。

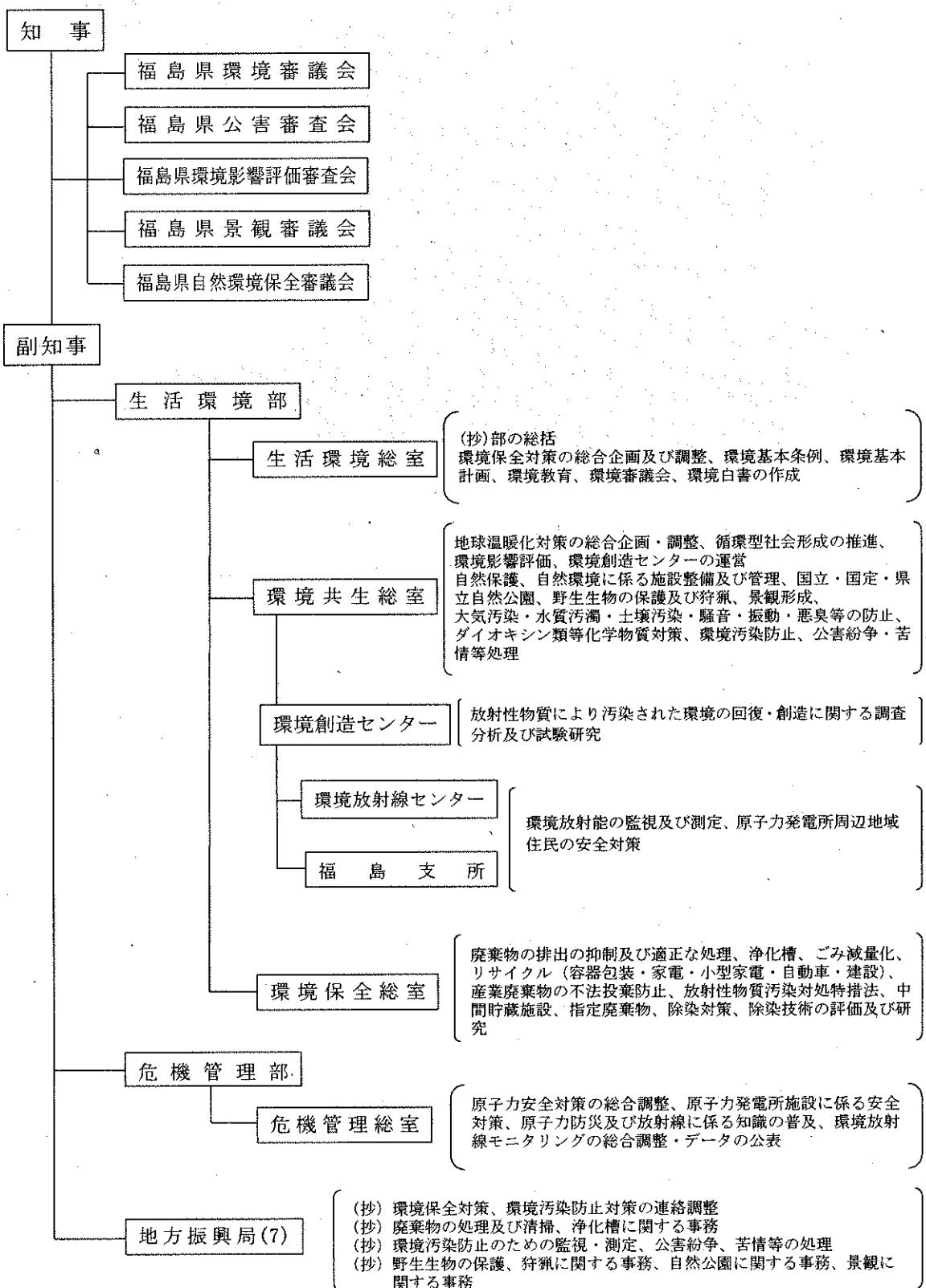
平成30年3月31日現在

No.	名 称	事 項
1	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	・福島第一原発廃炉等中長期ロードマップ、特定原子力施設実施計画、福島第二原発冷温停止維持に関する取組について協議（現地調査含む） ・環境放射能測定基本計画の策定及び測定結果の評価・解析（環境モニタリング評価部会） ・廃止措置等作業従事者の要員確保、安全確保、作業環境の改善、雇用適正化について協議（労働者安全衛生対策部会）
2	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	本県の原子力発電所の廃止措置等に向けた取組に関する安全かつ着実な進展のための県民目線による確認・協議
3	地球にやさしい“ふくしま”県民会議 (地球温暖化対策地域協議会)	県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識の下、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進
4	地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会	低炭素社会への転換を図るため、本県における温室効果ガスの実態を踏まえた排出の在り方について検討
5	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会	エコ・リサイクル製品の認定要件、及びエコ・リサイクル製品の認定等に関する審査
6	福島県野生生物共生センター運営委員会	野生生物共生センターの機能を十分に發揮し、生物多様性保全の意識向上の取組が充実するよう検討

No.	名 称	事 項
7	福島県尾瀬保護指導委員会	尾瀬における湿原植物の保護、増殖等に関する指導・検討
8	福島県野生鳥獣保護管理検討会	野生鳥獣と人とのあづれきを解消し、地域個体群の安定的存続を図るための保護管理施策の検討
9	福島県生物多様性推進協議会	生物多様性に関する課題や保全に係る取組等の検討
10	福島県カワウ保護管理協議会	カワウ個体群の適切な保護管理及び水産被害の防止対策の検討
11	福島県自動車排出ガス対策推進会議	自動車の低公害化を図り、自動車排出ガス対策推進の取組について協議
12	猪苗代湖水質保全対策検討委員会	専門家による猪苗代湖の効果的な水質保全対策について検討
13	環境創造センター運営戦略会議	環境創造センター中長期取組方針等の策定
14	環境創造センター県民委員会	環境創造センター中長期取組方針及び年次計画への意見・助言
15	福島県一般廃棄物技術審査会	一般廃棄物最終処分場及び焼却施設の設置・変更許可の申請についての協議・調整
16	福島県産業廃棄物技術検討会	産業廃棄物最終処分場及び焼却施設等の設置・変更許可申請についての協議・調整
17	福島県産業廃棄物経理的基礎審査検討会	産業廃棄物処理業者等が経理的基礎を有するかどうかの審査
18	中間貯蔵施設に関する専門家会議	中間貯蔵施設に関して専門的見地からの検討
19	中間貯蔵施設環境安全委員会	中間貯蔵施設の周辺地域の環境保全、安全確保に関する検討

福島県環境行政組織図

(平成30年4月1日現在)



名簿－1 福島県環境審議会委員

(平成30年9月1日現在)

No.	氏 名	所 属 等	所属部会	
			1	2
1	大迫政浩	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長	△	△
2	小野広司	福島民友新聞株式会社編集局長		△
3	河津賢澄	国立大学法人福島大学共生システム理工学類特任教授	△	■
4	川名静子	一般財団法人福島県婦人団体連合会評議員	△	
5	鞍田炎	株式会社福島民報社編集局長	△	
6	崎田裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	△	△
7	○清水晶紀	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授	■	△
8	鈴木秀子	公立大学法人会津大学短期大学部食物栄養学科准教授	△	△
9	前後公	福島県町村会副会長（猪苗代町長）		△
10	高荒智子	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校都市システム工学科准教授	△	△
11	高橋龍之	一般社団法人福島県産業廃棄物協会副会長		△
12	武石稔	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構嘱託	△	□
13	武田憲子	生活協同組合パルシステム福島環境委員会非常勤理事		△
14	中野和典	日本大学工学部土木工学科教授	□	△
15	新妻和雄	一般社団法人福島県医師会常任理事		△
16	二瓶恵美子	福島県商工会女性部連合会会长	△	
17	橋口恭子	森の楽校フォレストランド	△	
18	細谷寿江	福島県消費者団体連絡協議会会长		△
19	松枝智之	公募委員	△	
20	門馬和夫	福島県市長会（南相馬市長）	△	
21	油井妙子	一般社団法人福島県農業会議 (福島県女性農業委員協議会理事)		△
22	◎渡邊明	国立大学法人福島大学共生システム理工学類特任教授	△	△

◎印：会長 ○印：会長職務代理者 ■印：部会長 □印：部会長職務代理者 △印：部会員
委員：22人（五十音順）

任期：平成30年9月1日～平成32年8月31日（2年間）

（部会担当分野）

第1部会：環境政策及び循環型社会推進等に関すること

第2部会：廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること

名簿－2 福島県公害審査会委員

(平成28年4月1日現在)

No.	氏 名	所 属 等
1	浅井 則子	一般社団法人福島県薬剤師会常務理事
2	黒沢 高秀	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授
3	後藤 あや	公立大学法人福島県立医科大学総合科学教育研究センター教授
4	酒井 美代子	一級建築士
5	菅波 香織	弁護士
6	鈴木 康元	弁護士
7	高荒 智子	福島工業高等専門学校建設環境工学科准教授
8	◎千葉 和彦	弁護士
9	○中野 和典	日本大学工学部教授
10	西崎 伸子	国立大学法人福島大学行政政策学類教授

◎印：会長 ○印：会長代理

委 員：10人（五十音順）

任 期：平成28年4月1日～平成31年3月31日（3年間）

名簿－3 福島県環境影響評価審査会委員

(平成30年4月1日現在)

No.	氏 名	所 属 等
1	伊藤 絹子	国立大学法人東北大学大学院農学研究科准教授
2	◎稻森 悠平	公益財団法人国際科学振興財団 バイオエコ技術開発研究所 所長兼主席研究員
3	遠藤 菜緒子	只見町ブナセンター学芸専門員
4	川越 清樹	国立大学法人福島大学共生システム理工学類准教授
5	木村 勝彦	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授
6	齊藤 貢	国立大学法人岩手大学理工学部准教授
7	高荒 智子	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校都市システム工学科准教授
8	濱田 幸雄	日本大学工学部教授
9	山本 和恵	東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科教授
10	○由井 正敏	一般社団法人東北地域環境計画研究会会長

◎印：会長 ○印：会長職務代理者

委 員：10人（五十音順）

任 期：平成29年3月17日～平成32年3月16日（3年間）

名簿一4 福島県環境影響評価審査会専門委員

(平成30年4月1日現在)

No.	氏名	所属等
1	井上正	一般財団法人電力中央研究所 名誉研究アドバイザー
2	須藤隆一	特定非営利活動法人 環境生態工学研究所 理事長

専門委員：2人（五十音順）

任期：平成29年3月17日～平成32年3月16日（3年間）

名簿一5 福島県景観審議会委員

(平成30年9月1日現在)

No.	氏名	所属等
1	○小林敬一	学校法人東北芸術工科大学 教養教育センター兼デザイン工学部教授
2	齋藤美佐	公募委員
3	酒井美代子	S.A.建築デザイン一級建築士事務所
4	鈴木泰弘	小名浜まちづくり市民会議副会長
5	鈴木深雪	一般社団法人福島県建築士事務所協会会員
6	知野泰明	学校法人日本大学工学部土木工学科准教授
7	二瓶恵美子	福島県商工会女性部連合会長
8	長谷川珠子	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授
9	○土方吉雄	学校法人日本大学工学部建築学科非常勤講師
10	古市徹雄	株式会社古市徹雄都市建築研究所代表取締役
11	辺見美津男	「有限会社辺見美津男設計室」経営
12	水野谷悌子	みずのやでいこプランディングデザイン室

○印：会長 ○印：会長代理

委員：12名（五十音順）

任期：平成29年7月5日～平成31年7月4日（2年間）

名簿一 6 福島県自然環境保全審議会委員

(平成30年9月1日現在)

No.	氏 名	所 属 等	所 属 部 会			
			自 然	鳥 獣	希 少	温 泉
1	阿 部 多 一	前一般社団法人福島県獣友会会長		△		
2	猪 狩 資 子	公募委員		△	△	
3	石 井 敦 子	一般社団法人日本温泉気候物理医学会 温泉療法専門医				△
4	○伊 藤 伸 彦	北里大学 名誉教授	■	△	□	
5	梅 村 順	学校法人日本大学工学部専任講師				△
6	小 沼 光 子	福島県クリーンふくしま運動推進協議会	△			
7	久保田 美 和	弁護士(福島県弁護士会)				△
8	◎黒 沢 高 秀	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授	△	□	■	
9	小島原 一 枝	一般社団法人福島県薬剤師会会員				△
10	小 寺 祐 二	国立大学法人宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター准教授	□	■		
11	阪 口 圭 一	国立研究開発法人産業技術総合研究所 地質調査総合センターイノベーションコーディネータ	△			△
12	佐 藤 好 億	福島県温泉協会常務理事				△
13	○柴 崎 直 明	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授				■
14	棚 邊 美根子	日本野鳥の会白河支部事務局長		△	△	
15	徳 永 勝 男	公益財団法人福島県観光物産交流協会常務理事	△			
16	西 崎 伸 子	国立大学法人福島大学行政政策学類教授		△	△	
17	半 谷 真知子	J A福島女性部協議会副会長		△		
18	古 川 真智子	福島県植物研究会会員	△		△	
19	益 子 保	公益財団法人中央温泉研究所長				□
20	松 本 秀 樹	福島県森林組合連合会代表理事専務	△		△	
21	丸 陸 美	福島県自然保護協会理事	△	△		
22	三 森 一 男	福島県山岳連盟会長	△		△	

◎印：会長 ○印：副会長 ■印：部会長 □印：部会長職務代理者 △印：部会員

委 員：22名（五十音順）

任 期：平成29年8月1日～平成31年7月31日（2年間）

(部会名) 自然：自然保護部会 鳥獸：鳥獸保護部会

希少：希少野生生物保護部会 温泉：温泉部会

第4章 平成29年度・30年度 環境の保全・回復に関する事業一覧

平成29年度と30年度における環境の保全・回復に関する事業について、第4次（改定）環境基本計画（平成30年3月改定）の施策体系に沿って示します。

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)			
				平成30年度予算額 (単位:千円)			
I 環境回復の推進							
1 放射性物質による環境汚染からの回復							
(1) 環境放射線モニタリングの実施							
環境放射能等 測定事業	原発事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、県内全域を対象に、県民のニーズを踏まえたきめ細やかな環境放射線モニタリングを実施する。	空間線量率の測定 約3,700地点で定点測定、延べ約8,000地点で随時測定を実施した。 放射性核種分析 大気浮遊じん、土壤、海水等の分析を実施した。		891,602			
環境放射能水準調査事業	我が国の原子力発電施設等の周辺においては、現在、原子力施設立地県等において放射線監視事業が実施されているが、この監視事業成果の精度を高めるためには、測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行いう必要がある。このため、当該施設周辺のより広範囲な地域において、環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射線監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価に資する。	【空間線量率の測定】 モニタリングポストによる通年測定(13地点)を実施した。 【放射能核種分析】 環境試料10種、計42試料の分析を実施した。		28,586			
福島県放射能 測定マップによる 測定結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	県内全域の空間線量率測定結果、放射性核種の分析結果、走行サーべいによる測定結果をマップ上で公表した。		26,044			
野生鳥獣放射 線モニタリング 調査事業	県内で捕獲された野生鳥獣の肉について、放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。	野生鳥獣（イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、ヤマドリ、カモ類等）の肉の放射性核種濃度を測定しました。 測定検体数277（うち100Bq/kgを超えた検体74）		16,153			
環境創造セン ター（本館） 管理運営事業	環境創造センター本館の施設維持管理及び企画運営を行う。	環境創造シンポジウム（平成30年3月4日）を実施した。		16,153			
環境創造セン ター研究開発 事業	原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための調査研究を行う。	放射線計測、除染・廃棄物、環境動態及び環境創造に関する調査研究（13テーマ、IAEA協力プロジェクトを含む）を実施した。		266,985			
環境放射線セ ンター校正事 業	放射線測定機器の校正を行う環境創造セン ター環境放射線センター校正棟の施設維持管理 及び運営を行う。	県が所有する空間線量率計、表面汚染検査 計、積算線量計の校正作業を行った。		340,181			
(2) 除染等の推進							
野生動物環境 被害対策推進 事業	県内で増殖した野生動物の捕獲・除去を行 い、環境への被害を抑制することを目的とする。	イノシシ3,758頭、外来種48頭を捕獲・処分 した。		41,565			
				54,717			

環境基本 計画 施設体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位：千円)
				平成30年度予算額 (単位：千円)
	《再掲》 環境創造セン ター研究開発 事業	原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための調査研究を行う。	放射線計測、除染・廃棄物、環境動態及び環境創造に関する調査研究（13テーマ、IAEA協力プロジェクトを含む）を実施した。	266,985 340,181
	市町村除染対策支援事業	放射性物質汚染対処特措法に基づき市町村が策定する除染実施計画による除去土壤の適正保管や搬出等のほか、市町村等が実施する線量低減化活動を総合的に支援する。	【市町村除染地域における除染実施状況（平成29年度末）】 ・住宅 計画数：418,583戸 ・公共施設等 11,958施設 ・道路 18,841km ・農地 31,061ha ・森林 4,478ha ※面的除染は平成29年度末で全て終了 【線量低減化支援事業による支援状況】 ：12市町村	102,785,826 113,876,339
	除染対策推進事業	放射性物質汚染対処特措法に基づき市町村が策定する除染実施計画に基づき、県管理施設等における除去土壤の適正保管や搬出等を実施する。	【県有施設除染実施状況（平成29年度末）】 ・県有施設：732施設 ・道路：1,635km ・森林：35ha (進捗率：100.0%)	3,651,360 3,084,280
	除染推進体制整備事業	仮置き場の適正な維持管理等を行うため、事業者等の育成・技術的支援等に引き続き取り組む。	①除染事業者等の育成状況 業務従事者コース：148人 現場監督者コース：77人 現場管理者コース：96人 ②市町村除染技術支援事業：3件 ③除染に関するリスクコミュニケーションセミナー：1回	84,874 63,959
	環境再生プラザ	住民理解の促進を図るため、環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵などの環境再生に関する情報の発信や専門スタッフによる解説や相談を行っている施設であり、環境省と県が共同運営している。	環境再生プラザ活動状況（平成29年度） 専門家派遣：143件 (受講者数9,730人) 移動展示：42会場 (県内：38会場 県外：8会場 来場者数：5,153人)	0 0
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進				
	《再掲》 環境創造セン ター研究開発 事業	原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための調査研究を行う。	放射線計測、除染・廃棄物、環境動態及び環境創造に関する調査研究（13テーマ、IAEA協力プロジェクトを含む）を実施した。	266,985 340,181
	災害廃棄物処理基金事業	市町村等が実施する災害廃棄物処理事業の事業費について、国の補助金に上乗せして、東日本大震災災害廃棄物処理基金から交付する。	福島県災害廃棄物処理基金事業補助金を4市町（特定被災地方公共団体）に対し補助し、災害廃棄物処理の促進を図った。	238,466 172,145
	災害廃棄物の適正な処理と 関係補助金申請事務等の支 援	国・市町村・事業者と連携し、災害廃棄物の適正な保管及び処理の促進を図るとともに、災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の災害復旧事業に関する補助金の申請事務等を支援する。	災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の災害復旧事業に関する補助金の申請事務等を支援した。	0 0

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位：千円)
				平成30年度予算額 (単位：千円)
	廃棄物処理施設課題検討会事業	廃棄物が放射性物質に汚染されていることにより、災害廃棄物や焼却灰の処理が進まないことにについて、関係者で情報を共有するとともに、抱えている課題について検討し、処理の促進を図る。	開催回数：1回 施設の抱える課題について情報を共有し、その解決に向けた協議を行った。	64
	帰還に向けた放射線不安対策事業	避難区域において、住居周辺に残置されたごみや住宅リフォームから発生する廃棄物等の放射能汚染に対する住民等の不安を払拭するため、相談、線量測定等を行い、その結果を基に助言や関係機関の紹介等を実施する。	平成29年2月1日から相談受付開始。 相談受付件数 225件	12,241
	放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業	県内に保管されている放射性物質に汚染された産業廃棄物の処理を進めため、施設周辺の住民理解の促進を図ることを目的に、処理施設や保管施設周辺の環境放射線モニタリングを実施する。 また、市町村等が行う環境放射線モニタリング経費等や、産業廃棄物処理業者等が実施する放射性物質監視施設の整備について支援する。 汚染廃棄物処理に関する安全性についての住民理解を促進するため、住民説明会等へ講師として専門家を派遣する。	放射性物質安全確認調査事業として、産業廃棄物焼却施設16施設の排ガス、産業廃棄物最終処分場17施設の放流水等、産業廃棄物破碎処理施設36施設の粉じんの放射能濃度の検査を実施し、全ての施設で不検出となった。さらに、市町村安全確認支援として市町村等が行う産業廃棄物処理施設周辺の環境放射線モニタリング経費等を3市町村に支援した。 放射能濃度分析機器等整備支援事業として、産業廃棄物処理業者等が行う放射能濃度分析機器等の整備費を12件支援した。	25,317
	特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金	富岡町・楢葉町に対し、国が行う特定廃棄物埋立処分事業に伴う影響を緩和する地域振興等事業を実施するための基金の造成に必要な経費を交付する。	富岡・楢葉両町に交付済。 ・富岡町 6,000,000千円 ・楢葉町 4,000,000千円 計 100億円	10,000,000 (平成29年度で終了)

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

原子力発電所 の安全確認	原子力発電所の安全が確保されるよう立入調査を実施し、取組状況を確認していくほか、様々な広報媒体を通じた発電所の状況や県の取組内容の県民への情報提供等を実施する。	・廃炉安全監視協議会の専門委員3名を追加委嘱したほか、職員の研修を実施し、専門性の向上を図った。 ・廃炉安全監視協議会（11回）、廃炉安全確保県民会議（6回）を開催し、廃炉に向けた取組状況を確認した。	71,472
		・緊急時通信連絡網や原子力防災資機材を計画的に整備するとともに、浪江町を対象とした住民避難訓練を含む総合的な原子力防災訓練を実施し、防災体制の充実・強化を図った。 「原子力災害時における避難に伴う波瀬対策検討会」を立ち上げ、課題解決に向けた検討を行い、事前対策と緊急時対策の視点から検討項目を整理し、項目毎の具体的な取り組み方針をとりまとめた。	98,936
原子力防災体制整備事業	原子力発電所における不測の事態に備えて、県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し、緊急時通信連絡網や原子力防災資機材の配備・維持管理、緊急時対応研修、オフサイトセンター維持管理のほか、原子力総合防災訓練を実施する。 原子力災害時の円滑な住民避難に向けた検討組織「原子力災害時における避難に伴う波瀬対策検討会」を設置し、課題解決に向けた検討を行う。	577,548	
《再掲》 環境放射能等測定事業	原発事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、県内全域を対象に、県民のニーズを踏まえたきめ細やかな環境放射線モニタリングを実施する。	空間線量率の測定 約3,700地点で定点測定、延べ約8,000地点で随時測定を実施した。 放射性核種分析 大気浮遊じん、土壤、海水等の分析を実施した。	891,602 1,449,494
《再掲》 環境放射能水準調査事業	我が国の原子力発電施設等の周辺においては、現在、原子力施設立地県等において放射線監視事業が実施されているが、この監視事業成果の精度を高めるためには、測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要がある。 このため、当該施設周辺のより広範囲な地域において、環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射線監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価に資する。	【空間線量率の測定】 モニタリングポストによる通年測定（13地点）を実施した。 【放射能核種分析】 環境試料10種、計42試料の分析を実施した。	28,586
			26,044

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位：千円)
				平成30年度予算額 (単位：千円)
	《再掲》 福島県放射能 測定マップに による測定結果 の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	県内全域の空間線量率測定結果、放射性核種の分析結果、走行サーベイによる測定結果をマップ上で公表した。	16,153
				16,153

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出の抑制

地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	県民会議 5月19日 福島市 地球温暖化対策推進講演会 6月9日 小型モビリティ体験試乗会 10月16日 地球温暖化対策キャンペーン 12月 ライトダウンキャンペーン 6~7月	2,731
地球にやさしい“ふくしま”県民会議啓発活動事業	地球温暖化問題の専門家による講演会等の啓発事業を各地方会議を中心に開催し、意識の啓発を図る。	県北：勉強会 県中：街頭啓発活動、講演会、施設見学会 県南：講演会、視察研修会 会津：講演会 南会津：講演会 相双：イベント出展 いわき：学習会	272 4,813 517
うつくしま地球温暖化防止活動推進員養成事業	地球温暖化防止活動を推進するため、地域で活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を養成し、地球温暖化防止に向けた、地域での草の根運動を推進する。	推進員養成研修 1回 推進員委嘱人数 70人 推進員活動回数 422回	275 675
地球温暖化防止のための「福島議定書」事業	学校や事業所等での省資源・省エネルギーの実践を推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等の職員等全員が一丸となった節電・節水・廃棄物減量化等の取組みを促すとともに、家庭や地域での実践を促進する。	福島議定書参加団体 学校版471校 事業所版1,507団体 表彰37団体 (学校20 事業所17) 基準年と比較して約3,800トンの二酸化炭素が削減された。	6,125 7,225
復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	省資源・省エネルギー化を促進するため、学校や県民の環境負荷低減活動を促進するとともに、取組に対して賞品を提供する。	学校版 参加校数457校 家庭版 参加世帯数2,744世帯 家庭版：前年8月と比較して約38トン/月の二酸化炭素削減	2,878 3,972
《再掲》省エネ意識向上プロジェクト（企業版）	中小企業等における事務室等の高効率照明化等をモデル的に助成し、その効果を広く発信することを通して地域の省エネ意識向上を図る。	事業実施：24事業所 各事業所では、従業員や取引先等に対し省エネ意識の啓発等を行った。 (平成29年度で終了)	18,258
《再掲》省エネ意識向上プロジェクト（市町村立学校版）	市町村立学校における特別教室の高効率照明化等をモデル的に助成し、その効果を広く発信することを通して地域の省エネ意識向上を図る。	事業実施：27校 学校新聞や市町村の広報誌等を活用し省エネ効果の周知等が行われた。 (平成29年度で終了)	25,349
《再掲》エコ七夕	保育園・幼稚園等を対象に、エコに関する願いごとを考える七夕イベントの開催を支援し、園児等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	参加園数 94園 うち もりの案内人派遣園数 8園 うち エコ七夕山県庁参加園数 1園	2,893 3,714

環境基本 計画 施策体系 人 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
《再掲》 すくすく育て！緑のカーテン	小学校を対象に、省エネ効果のある緑のカーテンを育てる取組を支援し、児童等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	参加校 58校	3,951	
				5,497
《再掲》 ふくしまエコライフ絵はがきコンテスト	小学生、中学生、高校生を対象に、地球にやさしい生活をテーマにした絵はがきコンテストを実施し、児童・生徒の環境意識の啓発を図るほか、優秀作品を用いて地域に向けた啓発活動を行う。	応募数2,546点(111校) 表彰数65点 優秀作品を用いたカレンダー等を作成するとともに、展示会により啓発を行った。	2,336	
				3,248
《再掲》 エコ活動実践プロジェクト	高校生を対象に、地域等において自らが行う省エネルギー活動等を支援し、その取組を通して、地域における環境意識の向上を図る。	支援団体数：3団体 成果報告会：平成30年1月20日	1,952 (平成29年度で終了)	
《再掲》 環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあっせんする。	融資件数 継続8件	16,410 100,000	
ふくしまエコオフィス推進事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成25年度～平成32年度)を適用し、県が一事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減に取り組む。	県機関の 平成28年度二酸化炭素排出量 平成27年度比 95.9% グリーン購入割合 88.4%	5,422 4,611	
《再掲》 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業	「福島県地球温暖化対策等推進基金」を活用し、災害時に防災拠点となる公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援する。	市町村公共施設 11施設	439,707 262,648	
運輸部門における温暖化対策事業	本県の温室効果ガス排出量の2割を占める運輸部門について、地球温暖化対策を進めるために、公共交通機関への誘導やエコドライブの推進を図る。	エコドライブ講習会への講師派遣：3回 エコドライブアドバイザー 養成実技講習会：11月18日開催 エコドライブ実技講習会：7月8日開催	159 277	
ふくしまクールシェア推進事業	家庭でのエネルギー使用量の削減及び省エネルギー意識の向上を図るため、県が登録した施設(クール(ウォーム)シェアスポット)において冷暖房を共にするクール(ウォーム)シェアの取組を推進する。	クールシェア(7～9月) スポット登録数 355施設 ウォームシェア(12～2月) スポット登録数 344施設	5,616 7,215	
【新】 地域まるごと 省エネ推進事業	市町村、民間事業者、住民などあらゆる主体が一体となった省エネルギー対策の推進を図るために、地域ぐるみでの省エネルギー計画の策定に取り組む市町村及び省エネルギー対策に取り組む民間事業者を支援して、省エネ意識の向上と省エネの取組を促進する。		70,259	
ふくしま森林 再生事業	放射性物質の影響により、森林所有者等による森林整備等が震災前の水準まで回復していないことから、間伐等の森林施業と放射性物質対策を一体化的に行い、森林の有する多面的機能を維持しながら放射性物質の拡散防止を図る。	間伐等 1,786haの森林整備を実施	1,628,026 4,747,349	
一般造林事業	県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等の森林の公益的な機能の発揮や山村経済の振興等を図るために森林整備を行う。	植栽、下刈り、間伐等 1,827haの森林整備を実施	678,785 716,606	

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
森林整備事業 県営林の保育 管理事業 ふくしま緑の 森づくり林業 公社事業資金 緑化活動県民 参加推進事業 みんなで支え よう森森(も りもり)元気 事業	森林整備事業	手入れが行われず荒廃が懸念される水源区域や公益的機能が高い森林について、間伐等の森林整備を実施する。	間伐等 1,158haの森林整備を実施	399,445
	県営林の保育 管理事業	県土の保全、水資源のかん養、森林資源の充実を図ることを目的として、県営林(県有林、県行造林、県行部分林、水源林)を整備し管理する。	保育間伐等 4haの森林整備を実施	325,958
	ふくしま緑の 森づくり林業 公社事業資金	森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、造林・育林等の森林整備を推進する。	保育間伐等 688haの森林整備を実施	90,337
	緑化活動県民 参加推進事業	県民参加による森林整備活動を推進するため、地方植樹祭等の開催に対して補助を行う。	植樹祭等開催実績3件 地方植樹祭2件(矢祭町、下郷町) うつくしま育樹祭	110,721
	みんなで支え よう森森(も りもり)元気 事業	環境貢献企業の森林整備活動参加を推進するため、フィールドの斡旋・設定及び「企業の森林づくり協定」締結等に対する支援を行う。	協定締結件数5件 イオン環境財団ほか	756,629 763,830
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用				
再生可能エネ ルギー普及拡 大事業 再生可能エネ ルギー導入等 による防災拠 点支援事業 森林環境交付 金事業(地域 提案重点枠) もっともつと 木づかい推進 事業	再生可能エネ ルギー普及拡 大事業	本県を再生可能エネルギー先駆けの地とするため、住宅用太陽光発電設備設置費用や再生可能エネルギーの事業化にかかる調査費用等の支援を実施する。	主な実績 以下の7小事業を実施 ・再生可能エネルギー導入推進検討事業 ・住宅用太陽光発電設備設置補助事業 3,494件の新築棟住宅に対して補助 ・再エネ先駆けの地理解促進事業 5件の普及啓発事業に対して補助 ・風力発電導入拡大事業 1件の風況調査に対して補助 ・バイオガス発電事業化モデル事業 1件の事業可能性調査に対して補助 ・地域参入型再エネ導入支援事業 事業可能性調査3件、設備導入補助3件 ・スマートコミュニティ支援事業 事業可能性調査3件、設備導入補助2件	646,559
	再生可能エネ ルギー導入等 による防災拠 点支援事業	「福島県地球温暖化対策等推進基金」を活用し、災害時に防災拠点となる公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援する。	市町村公共施設 11施設	891,785
	森林環境交付 金事業(地域 提案重点枠)	県民一人一人が参画する新たな森林(もり)づくりを効果的に進めため、市町村が独自性を發揮し、創意工夫を凝らした、県産材や木質バイオマスの利活用の取組を行う。	県内22市町村に対して38件の交付金を交付し、県産材等の利活用を推進した。 県産材利活用の施設整備:34件 ペレットストーブ・薪ストーブの導入:5台	439,707
	もっともつと 木づかい推進 事業	公共的施設の木質化等によって、県民の木材利用に対する意識を醸成し、一般住宅等民間建築物における県産材の利用拡大やバイオマスエネルギー利用機器の普及を図る。	・民間施設への木材製品導入による景観形成:3件 ・公共施設への間伐材製品の設置:8件 ・小中学校での木工工作の実施:8カ所 ・ペレットストーブ・薪ストーブの導入補助:98台 ・木材製品需要拡大技術導入支援:2件	101,338 124,249 15,745 48,014

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化				
	再エネ関連産業官連携・販路拡大促進事業	産学官の連携によりネットワークの形成から県内企業の技術の高度化及び販路開拓まで、一體的に体系的・戦略的な施策を展開し、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を促進する。	産学官の連携体制を強化するとともに、県内企業の再生可能エネルギー分野への新規参入を促進するため、県内企業などを会員とした研究会等の運営を行った。3月に福島県・産業技術総合研究所連携推進委員会を1回実施した。	137,247 250,506
	福島新エネ社会構想等推進技術開発事業	福島新エネ社会構想の実現のため、産学官の連携により県内企業の技術高度化等を支援し、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を促進する。	1 再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業 7件採択 2 産総研連携強化型技術開発事業 ○水素社会実現技術開発事業 再生可能エネルギー分野に携わる県内企業とハイテクプラザが共同で水素輸送・貯蔵に活用できる運転管理・早期故障診断の技術開発を実施した。 テーマ：水素社会実現に向けたスマートO&M(運転管理・メンテナンス)技術の開発 ○再生可能エネルギー関連技術高度化促進研究開発事業 県内ものづくり企業が有する再生可能エネルギー分野の要素技術を製品化し、高度化する研究開発を行った。 テーマ：メタルラップスルー型太陽電池の加工技術の開発 ○産総研連携型再生可能エネルギー研究開発補助事業 4件採択 ○再生可能エネルギー開発技術指導事業 5月に公募を開始し、6件（7社）の実技指導を実施した。 3 海外連携型再生可能エネルギー研究開発支援事業 4件採択 4 浮体式洋上風力実証研究促進事業 浮体式風車3機及び浮体式変電所1機による実証研究が進行中	333,650 683,844
	未来を担う再生エネルギー人材交流・育成事業	欧州先進地との人材交流等を進めるため、専門家や若手企業人等を派遣するとともに、これから本県を担う高校生等に対し、再生可能エネルギー関連技術を学ぶ講座等を開催し、興味や知見の取得を促すことで、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を促進する。	○未来を担う再生可能エネルギー人材育成事業 1 再生可能エネルギートップランナー講座 アーリーフクシマの見学 工業高校生160名 イ 漂体式洋上ウンドファームの見学 21名 2 再生可能エネルギー研究所一日入所体験 383名 ○再生可能エネルギー高度人材育成支援事業 再生可能エネルギー等技術に関連した高度かつ専門的な知識及び技能を習得させるため、県内企業の従業員7人を研究機関等に派遣	22,266 56,490
(4) 福島新エネ社会構想の実現				
	再生可能エネルギー復興支援事業	阿武隈山地及び沿岸部における再生可能エネルギーの導入推進を図るため、送電線、発電設備等の導入を支援する。	共用送電線沿岸部送電ルート平成30年2月起工。平成29年度までに7発電所（太陽光発電所6、風力発電所1）が運転開始	4,921,316 8,528,059
	【新】スマートコミュニケーション支援事業	スマートコミュニケーションの導入を支援し、スマートコミュニケーションの全県大での展開につなげる。		305,720
	水素エネルギー普及拡大事業	水素社会実現のモデル構築に向けて、県内における水素ステーションの導入、F C V（燃料電池自動車）の導入等の推進を図る。	商用水素ステーション1件導入補助。燃料電池自動車県内7台導入補助。県庁公用車に燃料電池自動車を1台導入	83,712 136,301

環境基本 計画 施策件系 人 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)			
				平成30年度予算額 (単位:千円)			
2 環境型社会の形成							
(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換							
	地球にやさしい“ふくしま”ライフスタイル普及啓発事業	廃棄物の減量化や再利用・再資源化、省エネルギー、省資源など地球にやさしいライフスタイルの普及を促進する取組として、容器包装の代表例であるレジ袋削減を推進するため、マイバッグ推進デー協力店の拡大を図るとともに、街頭啓発等を実施し、地球にやさしい買い物のより一層の普及を図る。	○地球にやさしい買い物（レジ袋削減等）普及事業 毎月8日9日をマイバッグ推進デーとしてマイバッグ持参を促進 マイバッグ推進デーキャンペーン 6月16日福島市、10月22日郡山市	1,814			
	《再掲》復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	省資源・省エネルギー化を促進するため、学校や県民の環境負荷低減活動を促進するとともに、取組に対して賞品を提供する。	学校版 参加校数457校 家庭版 参加世帯数2,744世帯 家庭版：前年8月と比較して約38トン/月の二酸化炭素削減	2,082			
	省エネ意識向上プロジェクト（企業版）	中小企業等における事務室等の高効率照明化等をモデル的に助成し、その効果を広く発信することを通して地域の省エネ意識向上を図る。	事業実施：24事業所 各事業所では、従業員や取引先等に対し省エネ意識の啓発等を行った。 (平成29年度で終了)	18,258			
	省エネ意識向上プロジェクト（市町村立学校版）	市町村立学校における特別教室の高効率照明化等をモデル的に助成し、その効果を広く発信することを通して地域の省エネ意識向上を図る。	事業実施：27校 学校新聞や市町村の広報誌等を活用し省エネ効果の周知等が行われた。 (平成29年度で終了)	25,349			
	エコ七夕	保育園・幼稚園等を対象に、エコに関する願いごとを考える七夕イベントの開催を支援し、園児等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	参加園数 94園 うち もりの森内人派遣園数 8園 うち エコ七夕in県庁参加園数 1園	2,893 3,714			
	すくすく育て！緑のカーテン	小学校を対象に、省エネ効果のある緑のカーテンを育てる取組を支援し、児童等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	参加校 58校	3,951 5,497			
	ふくしまエコライフ絵はがきコンテスト	小学生、中学生、高校生を対象に、地球にやさしい生活をテーマにした絵はがきコンテストを実施し、児童・生徒の環境意識の啓発を図るほか、優秀作品を用いて地域に向けた啓発活動を行う。	応募数2,546点（111校） 表彰数65点 優秀作品を用いたカレンダー等を作成とともに、展示会により啓発を行った。	2,336 3,248			
	エコ活動実践プロジェクト	高校生を対象に、地域等において自らが行う省エネルギー活動等を支援し、その取組を通して、地域における環境意識の向上を図る。	支援団体数：3団体 成果報告会：平成30年1月20日 (平成29年度で終了)	1,952			
	《再掲》地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	県民会議 5月19日 福島市 地球温暖化対策推進講演会 6月9日 小型モビリティ体験試乗会 10月15日 地球温暖化対策キャンペーン 12月 ライトダウンキャンペーン 6～7月	2,731 4,813			
	《再掲》地球にやさしい“ふくしま”県民会議啓発活動事業	地球温暖化問題の専門家による講演会等の啓発事業を各地方会議を中心に行催し、意識の啓発を図る。	県北：勉強会 県中：街頭啓発活動、講演会、施設見学会 県南：講演会、視察研修会 会津：講演会 南会津：講演会 相双：イベント出展 いわき：学習会	272 517			

環境基本 計画 施策体系 人 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
《再掲》 ふくしまエコ オフィス推進 事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成25年度～平成32年度)を運用し、県が一事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減に取り組む。	県機関の 平成28年度二酸化炭素排出量 平成27年度比 95.9% グリーン購入割合 88.4%	5,422 4,611	
《再掲》 環境創造資金 融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあつせんする。	融資件数 繼続8件	16,410 100,000	
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用				
エコ・リサイクル製品普及 拡大事業	産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発・市町村の利用に対する支援等に総合的に取り組む。	平成29年度認定件数 3件(新規) 14件(更新) (平成29年度未認定製品数 計53製品) 展示会 3会場 パンフレット等による広報 市町村の利用に対する支援 4市町	8,862 21,875	
《再掲》 環境創造資金 融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあつせんする。	融資件数 繼続8件	16,410 100,000	
《再掲》 地球にやさしい “ふくしま” ライフ普及啓 発事業	廃棄物の減量化や再利用・再資源化、省エネルギー、省資源など地球にやさしいライフスタイルの普及を促進する取組として、容器包装の代表例であるレジ袋削減を推進するため、マイバッグ推進デー協力店の拡大を図るとともに、街頭啓発等を実施し、地球にやさしい買い物のより一層の普及を図る。	○地球にやさしい買い物（レジ袋削減等）普及事業 毎月8日9日をマイバッグ推進デーとしてマイバッグ持参を促進 マイバッグ推進デーキャンペーン 6月16日福島市、10月22日郡山市	1,814 2,082	
3R総合推進 事業	【リデュース・リサイクル推進事業】 県内全小学生や一般家庭に3Rの取組を学ぶ教材(リーフレット)を配布し、意識啓発を図るとともに、家庭で「ごみダイエット」にチャレンジしてもらうことによりごみ減量化に取り組むきっかけ作りを行う。 【リユース推進事業】 イベント等において、使い捨て食器に代わり、リユース食器を使用した場合に食器貢借経費の半額を補助することにより、リユースに対する意識啓発を図る。	【リデュース・リサイクル推進事業】 参加世帯数: 214世帯 【リユース推進事業】 ホームページや市町村広報等により広報を行った。 【食品ロス削減事業】 飲食関連事業者や児童・幼児を対象に啓発ポスターの作成・配布や宴会シーズンに合わせた、啓発チラシの作成・配布を行った。	1,609 2,756	
【新】食品ロ ス削減推進事 業	飲食関連事業者における食品ロス削減の取組を促進するため、食べ残しぜロ協力店認定制度の創設や協力店を支援する取組を行う。 また、県内全小学生に食品ロスを学ぶ教材を作成・配布し食べ残しぜロにチャレンジしてもらうほか、県内7地区の幼稚園・保育園等で幼児向け学習会を行う。	容器包装、家電リサイクル法に基づき、市町村・県民への普及啓発や、自動車、建設リサイクル法に基づき、許可・登録事業者に対する監視指導を実施し、法の円滑な施行及び運用を図る。	11,122 389	
リサイクル関 連推進事業	容器包装、家電リサイクル法に基づき、市町村・県民への普及啓発や、自動車、建設リサイクル法に基づき、許可・登録事業者に対する監視指導を実施し、法の円滑な施行及び運用を図る。	容器包装、家電リサイクル法の説明会の情報提供など、市町村の取組への支援を行った。 自動車リサイクル関連業者、建設工事現場の立入検査を実施した。	337 389	

環境基本 計画 施策体系 人 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
	産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業	産業廃棄物の排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備及び高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対して支援する。 また、産業廃棄物処理業者による施設整備や処理施設への理解促進の取組みに対する支援を行ふ。	・施設整備 1事業者1件（コンクリートがら及び水スラッジの再利用） ・理解促進 3事業者 3件（見学者受入施設の整備による地域住民等の理解促進）	23,208 53,289
(3) 廃棄物の適正な処理				
	一般廃棄物処理施設指導監督事業	市町村等における一般廃棄物処理の適正化を図るため、法に基づき、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、処理施設の維持管理の徹底を図る。	法に基づき一般廃棄物処理施設の立入検査等を行った。	377 382
	一般廃棄物適正処理指導事業	市町村等における一般廃棄物処理の状況を調査し、一般廃棄物の適正処理に係る普及啓発等を行い、今後の一般廃棄物の適正処理に資する。	一般廃棄物処理の状況を調査した。	220 505
	廃棄物処理施設整備指導監督事業	市町村・一部事務組合が行う廃棄物処理施設整備費国庫交付金事業に関する指導、監督を行う。	廃棄物処理施設整備費国庫交付金事業に関する指導監督を行った。	227 214
	産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等がインターネットを利用して検索できる環境を整備する。	産業廃棄物処理業者の許可情報の更新とデータベースの保守管理を行った。	8,117 2,684
	産業廃棄物適正処理指導等経費	廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の適正処理を推進する。	産業廃棄物処理業者や産業廃棄物処理施設に対する立入検査等を実施した。	12,131 13,078
	処理業許可申請調査指導事業	産業廃棄物処理業許可申請、施設設置許可申請等に関する欠格要件照会等を実施し、適正処理の推進を図る。また、法的な問題について、弁護士に相談し指導を受ける。	許可申請に伴う欠格要件照会：937件 弁護士への相談件数：12件	1,542 1,852
	PCB廃棄物適正処理事業	PCB特措法に基づき、県PCB廃棄物処理実施計画を策定するとともに、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を図る。 また、PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体等の拠出により創設された基金に対して拠出する。 さらに、PCB廃棄物適正処理促進員を各地方振興局に配置し、PCB廃棄物保管事業所等への適正処理指導の強化を図る。	PCB廃棄物処理基金への拠出：11,731千円 PCB廃棄物広域処理協議会への出席： 3回 PCB廃棄物保管事業所の立入検査 PCB廃棄物適正処理促進員設置	29,316 67,810
	産業廃棄物排出処理状況確認調査事業	県内の産業廃棄物の発生から最終処分までの流れを把握する。 また、産業廃棄物排出事業者へ管理票報告義務の周知を行うとともに、排出事業者から提出された報告書の受付、整理及び内容確認等を行う。	産業廃棄物処理業者、多量排出事業者のアンケートを取りまとめ、産業廃棄物の処理状況を確認した。 管理票報告書受付件数：4,416件	22,028 24,664
	産業廃棄物処理業務研修会開催事業	排出事業者や処理業者を対象に、廃棄物の適正処理や最新のリサイクル技術等についての見を広めるための研修会を開催する。 また、優良産廃処理業者の認定基準の一つである電子マニフェストの導入を支援するため、産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対して説明会を開催する。	産業廃棄物の排出事業者や処理業者を対象に研修会を3回開催 受講者：398名 電子マニフェスト操作説明会を6回開催（4方 面5日） 受講者：83名	4,067 7,127

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
	原状回復支援 事業	いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事案及び四倉町の不適正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行うことにより原状回復の促進を図る。	原状回復事業を実施するいわき市に対して補助を行った。	17,874
				19,650
	代執行費用求 償事業	不法投棄及び不適正保管事案に係る行政代執行の費用について、債務者に対する滞納処分による徴収を行うため、財産調査、訪問督促、差押え等を行う。	債務者に定期的に納付の履行をさせるとともに財産状況や生活実態等の調査を実施した。	28
	不法投棄防止 総合対策事業	不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実及び拡大防止のための総合的な防止対策を実施する。	不法投棄監視員やカメラを活用した監視活動や不法投棄の調査、指導、啓発活動を行った。また、地域住民の監視体制づくりのため、補助金を支給した。	77,637
				88,319
(4) 環境と調和した事業活動の展開				
	《再掲》 地球にやさし い“ふくしま” ライフスタイル普及啓 発事業	廃棄物の減量化や再利用・再資源化、省エネルギー、省資源など地球にやさしいライフスタイルの普及を促進する取組として、容器包装の代表例であるレジ袋削減を推進するため、マイバッグ推進デー協力店の拡大を図るとともに、街頭啓発等を実施し、地球にやさしい買い物のより一層の普及を図る。	○地球にやさしい買い物（レジ袋削減等）普及事業 毎月8日9日をマイバッグ推進デーとしてマイバッグ持参を促進 マイバッグ推進デーキャンペーン 6月16日福島市、10月22日郡山市	1,814
				2,082
	《再掲》 ふくしまエコ オフィス推進 事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」（平成25年度～平成32年度）を運用し、県が一事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減に取り組む。	県機関の 平成28年度二酸化炭素排出量 平成27年度比 95.9% グリーン購入割合 88.4%	5,422
				4,611
	《再掲》 エコ・リサイ クル製品普及 拡大事業	産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発・市町村の利用に対する支援等に総合的に取り組む。	平成29年度認定件数 3件（新規）14件（更新） (平成29年度末認定製品数 計53製品) 展示会 3会場 パンフレット等による広報 市町村の利用に対する支援 4市町	8,863
				21,875
	環境創造資金 融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあつせんする。	融資件数 継続8件	16,410
				100,000
	試験研究費	資源循環型農業技術、環境負荷低減と多面的機能を發揮させるための技術、気候変動の影響を受けにくい安定した生産技術を確立する。	有機農業などに関する技術、鳥獣害対策、天敵等利用による病害虫管理、温室効果ガス削減など環境負荷低減技術開発等に取り組んだ。	77,924
				95,725
	環境と共生す る農業再生事 業	環境と共生する農業を推進するため、エコファーマーの育成を図る相談会や認定委員会を開催するとともに、エコファーマーマークの活用等の普及・啓発を行う。	相談会や認定委員会の開催。 環境と共生する農業推進マーク利用情報のHP掲載（20件）。	421
				498
	環境にやさし い農業拡大推 進事業	本県産農産物のイメージアップと風評払拭を効果的に進めるため、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い需要が拡大する有機農産物等の生産・流通体制を整備し、付加価値の高い有機農産物の供給拡大を進め、風評払拭を図る。	消費者を対象とした研修会や実需者に向けた産地見学会、商談会の開催（8回）、有機、エコ農産物の啓発用パンフレット、ポスター作成配布、実績展示会による技術の普及、定着化（7カ所）	10,170
				48,854

環境基本 計画 施策体系 人 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位：千円)
				平成30年度予算額 (単位：千円)
	環境保全型農業直接支払事業	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実践する農業者団体等の取組に対し、国・県・市町村が一体となり交付金を交付する。	環境保全型農業直接支払交付金 ・取組市町村数 26市町村 ・取組面積 244,060ha	113,341 151,326
3 自然共生社会の形成				
(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい				
	《再掲》せせらぎスクール推進事業	水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行う。また、水生生物調査を実施する団体へ資材配布等の支援を行う。	郡山市(5月28日)、いわき市(6月17日)、西郷村(7月29日)の3会場で「せせらぎスクール指導者育成講座」を開催し、水生生物調査に関する講義や研修を行い、延べ43名が参加した。また、募集を再開したせせらぎスクールの参加団体へ教材を提供し、36団体(延べ1,582名参加)が水生生物調査・報告に取り組んだ。	1,237 1,203
	自然公園施設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	自然公園内にある県有施設の維持、管理	16,065 17,004
	国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	・尾瀬歩道整備事業 ・安達太良山縦走線標識整備	49,301 95,341
	自然公園等施設整備補助事業	優れた自然の保護とその利用増進を図るために、施設整備を実施する市町村に対して補助する。	・霞ヶ城整備事業 ・磐梯山登山道内看板整備事業 ・幕川温泉園地整備事業	35,557 14,097
	自然公園等事業	環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。	・裏磐梯園地歩道（木道）整備 ・赤法華鳩待峰縦歩道（木道）整備	647,017 1,131,777
	自然公園美化清掃事業	県内の自然公園の清潔保持を図るため、美化清掃実施団体に応分の負担をする。	延べ1,933人が自然公園内の美化清掃を実施し、162トンのごみを排出	2,200 2,184
	自然保護対策事業	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、福島県自然環境保全条例に基づき指定された保全地域等の保護管理、巡視指導、自然とのふれあいを通じた自然保護思想の普及啓発を行う。	県内の自然公園、自然環境保全地域等に自然保護指導員110名配置	8,417 9,676
	温泉源の保護適正利用対策	福島県自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。	2回開催 掘削3件、動力装置5件について許可適当	630 735
	中山間地域等直接支払事業	中山間地域においては、他の地域に比べ過疎化・高齢化が急速に進行する中で、農業生産条件が不利な地域が多いことから、国土保全上重要な役割を果たしている農地等への管理が行き届かず、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている。このため、生産条件の不利性を直接的に補正し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・保全等を図るために、中山間地域等において適切な農業生産活動等を行う集落等に対して交付金を交付する。	取組市町村数：44市町村 取組協定数：1,171協定 取組面積：15,229ha	1,376,391 1,482,031

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
	多面的機能支 払事業	農業の持続的発展と多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画を得て、地域の共同活動を基本とした農地、農業用施設等の地域資源及び農村環境の保全管理並びに施設の長寿命化対策に対して交付金を交付する。	<p>【農地維持支払】 実施市町村：53市町村 活動組織数：1,392組織 交付対象面積：62,056ha 農地維持支払交付金：1,757,210千円</p> <p>【資源向上支払】 実施市町村：47市町村 活動組織数：1,006組織 交付対象面積：51,190ha 向上活動支援交付金：929,971千円</p> <p>【復旧活動支援】 実施市町村：26市町村 活動組織数：185組織 交付対象面積：10,985ha 復旧活動支援交付金：333,549千円</p>	3,020,730
	森林環境適正 管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るために構築した森林GISを活用し、広く県民に向けて森林関係情報を発信する。	<p>森林GISの運用を行い、業務の効率化や地図上の森林情報を確認できるウェブサイト「ふくしま森まっぷ」を活用した県民への情報発信を実施した。 閲覧件数：610,886件</p>	6,143 6,343
	森林環境交付 金事業	県民一人一人が参画する新たな森林(もり)づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らした事業を展開できるよう、森林環境基金の一部を交付する。	<p>県内59市町村に対し、森林環境基本枠として交付金を交付し、森林環境学習の推進等に取り組んだ。 また、地域提案重点枠として22市町村に対して38件の交付金を交付し、県産材等の活用を推進した。</p>	290,145 316,543
	森林ボラン ティア団体活 動支援事業	県民参加による森林づくり運動のより一層の推進を図るため、県内各地域において積極的な森林整備活動を行うボランティア団体を支援する。	支援団体：7団体	1,380 1,640
	森林ボラン ティアサポー トセンター事 業	森林づくり活動の広報、森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林整備機材の貸出などをを行う「森林ボランティアサポートセンター」を設置し、県民のボランティア活動への参加を支援する。	委託先：(公財) ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 相談件数：41件 HPアクセス数：143,587件	6,092 6,479
	「緑の輪」推 進事業	次世代を担う子供たちに、森林とのふれあいを通じて、森林・林業への関心を深めてもらうことを目的に、県内各地で結成されている「緑の少年団」の活動を支援する。	補助先：(公社) 福島県森林・林業・緑化協会 福島県緑の少年団活動実績発表大会（5月開催） 福島県緑の少年団大会（7月開催）	2,180 2,016
	グリーン・ア ドバイス・セ ンター開設事 業	県民の緑化意識や緑化技術の向上を図るために、県民の緑に関する質問や相談などに対応するグリーン・アドバイス・センターを開設する。	委託先：(公財) 福島県都市公園・緑化協会 相談件数：5,047件	5,940 6,010
	森林とのふれ あい施設管理 事業	自然とのふれあいの場を県民へ提供するため、県条例により設置されている「緑化センター」、「県民の森」、「昭和の森」の管理運営を行う。	指定管理者 「緑化センター」 ：(公財) 福島県都市公園・緑化協会 「ふくしま県民の森」 ：(公財) ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 「昭和の森」 ：(公財) 猪苗代町振興公社	97,132 97,173
	緑の文化財保 全対策事業	地域の巨木・名木として受け継いできた「緑の文化財」について、樹勢回復と保全措置のための外科的治療や環境整備等の対策を支援する。	事業実施箇所：3カ所	278 1,037
	森林病害虫等 防除事業	森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、被害木の伐倒駆除や薬剤による予防措置等の防除対策を推進する。	松くい虫被害対策 薬剤散布：462ha 伐倒駆除：946m ³ 樹幹注入：25本 かのけかげりい被害対策 伐倒駆除：403m ³ 樹幹注入：474本	55,631 67,113

環境基本 計画 施設体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
	治山事業	保安林の機能を多面的に發揮させるため、荒廃地等の復旧整備、水土保全施設の整備及び森林整備を実施する。	治山事業: 158地区	18,718,367
				13,677,144
	森林保全管理事業	公益的機能の発揮が特に必要な森林について保安林に指定し適正な管理を行うとともに、それ以外の森林については土地の適正な利用を確保するため、林地開発許可及び連絡調整を行う。	保安林面積 114,350ha (H30.3.31現在) 林地開発許可 49件 (新規: 19件、変更30件) 連絡調整 12件 (新規: 12件)	6,357
				7,335
	ふなっこある さと川づくり 事業	それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮したワンダの保全や復元、一連区間の魚道の設置等の河川整備を行う。	環境や生態系に配慮し、魚が遷上するための魚道を設置した。	25,000
				25,000
	都市公園整備事業	レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、うるおいある都市景観の形成、都市防災機能の向上など、公園緑地の多様な機能を活かし、安全で個性と魅力ある地域づくりを進めるため県営都市公園の整備、老朽化施設の更新を行なう。	防災公園の整備や老朽化した運動施設、園路の更新、防災緑地の整備等 (あづま総合運動公園外4公園、堺浜地区防災緑地外9緑地)	3,753,509
				3,332,492
	ふくしまっ子 自然体験・交 流活動支援事 業	東日本大震災の経験を踏まえ、再発見した郷土の良さを伝え合い発信する交流活動を行うとともに、充実した自然体験活動を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力の育成を図る。	自然体験や交流活動等の支援事業を実施し、小・中学校を対象とした事業で26,486名、幼稚園・保育所を対象とした事業で52,293名、社会教育団体対象事業で87名、市町村やPTA、子ども会等を対象とした事業で16,888名、延べ95,754名であった。	333,749
				269,763
(2) 有害鳥獣対策				
地域の力で進 める！鳥獣被 害対策事業	地域ぐるみで取り組む効果的な鳥獣被害防止対策を支援し、地域農業の維持振興を図る。(H29事業名: 鳥獣害対策事業)	鳥獣被害防止総合対策事業 推進事業47協議会等 整備事業12協議会	183,567	
				307,967
(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用				
鳥獣保護区等 整備事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の設定、休猟区、特定獣具使用禁止区域等の設定、管理を行う。	平成27年度期限満了となる区域の期間更新等を行なった。 ・鳥獣保護区 ・特定獣具使用禁止区域	476	
				544
野生生物管理 事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護管理員の設置等を行う。	・野鳥の森管理業務委託、愛鳥週間ポスタークール関係経費、鳥獣保護管理員配置経費はか。	19,153	
				19,521
野生動物保護 管理事業	農業被害等をもたらしている野生動物について、モニタリング調査や生息状況調査を実施し、保護管理のための検討を行なうことにより、人と野生動物の共生を図る。	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カワウ、ニホンジカについて、特定鳥獣保護管理計画策定のため、検討会を実施した。ニホンザル、カワウについて、生息状況調査を実施した。	2,902	
				2,728
鳥獣被害対策 強化事業	ツキノワグマやイノシシ等の野生生物による人的被害や農林業被害が深刻化しているため、適正な対策をとることで被害を減少させ、野生生物との共生の実現を目指す。	ツキノワグマの生息状況調査を実施し、新たな特定計画を策定した。イノシシについては、7,085頭の捕獲を実施した。	281,587	
				309,610
尾瀬のニホン ジカ対策事業	ニホンジカについては、尾瀬の湿原植生の機乱が大きな問題となっていることから、南会津尾瀬ニホンジカ対策推進協議会員による防鹿柵の巡視等や情報交換を実施する。	大江湿原におけるニッコウキスゲ食害防止対策事業 (防鹿柵巡視)、情報交換会を行なった。	170	
				170

環境基本 計画 施策体系 人 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
《再掲》 野生鳥獣放射 線モニタリン グ調査事業	傷病鳥獣保護 事業	県内で捕獲された野生鳥獣の肉について、放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。 傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、野生生物共生センターを管理運営する。	野生鳥獣（イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、ヤマドリ、カモ類等）の肉の放射性核種濃度を測定しました。 測定検体数343（うち100Bq/kgを超えた検体122）	3,032
				2,889
	ふくしまの生 物多様性保全 支援事業	ふくしまの豊かで多様な自然環境と、そこに生息生育する生きものの多様性を保全し、将来へ継承しながらその恵みを持続的に得られるよう、生物多様性推進協議会の開催、生物多様性保全の指標づくり、野生動植物保護センター研修会の開催を実施する。	傷病救護件数173件（鳥獣143、獣類30）	23,629
			・野生動植物保護センター研修会開催（平成30年3月1日）	23,590
環境創造セン ター附属施設 管理運営事業	環境創造セン ター附属施設 管理運営事業	環境創造センターの附属施設である野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行う。	野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行った。	110
				292
(4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全	《再掲》 ふくしまの生 物多様性保全 支援事業	ふくしまの豊かで多様な自然環境と、そこに生息生育する生きものの多様性を保全し、将来へ継承しながらその恵みを持続的に得られるよう、生物多様性推進協議会の開催、生物多様性保全の指標づくり、野生動植物保護センター研修会の開催を実施する。	野生動植物保護センター研修会開催（平成30年3月1日）	18,205
				21,203
(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区的自然環境保全				
(公財) 尾瀬 保護財団への 職員派遣事業	平成7年8月に設立された(公財)尾瀬保護財団を活用して、より良い尾瀬全体の保護と利活用を図っていくため、本県職員を派遣し、当該財団の運営に積極的に貢献する。	(公財) 尾瀬保護財団(群馬県内)へ本県職員1名を派遣		0
				0
尾瀬地域保護 適正化事業	本州最大の高層湿原である尾瀬の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため各種施策を実施する。	第四次尾瀬総合学術研究への協力、尾瀬の植生の保護・復元、環境等調査を実施		1,973
				1,332
《再掲》 ふくしま子ど も自然環境学 習推進事業	尾瀬で行う環境学習等を実施する学校に対して補助を行い、子ども達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいく。	22校へ補助を実施し、538名の児童・生徒が尾瀬で環境学習を行った。		9,724
				22,173
《再掲》 自然公園施設 管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	自然公園内にある県有施設の維持、管理		16,065
				17,004
《再掲》 国立公園等施 設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	・尾瀬歩道整備事業 ・安達太良山縦走線標識整備		49,301
				95,341
《再掲》 自然公園等事 業	環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。	・裏磐梯園地歩道（木道）整備 ・赤法華鳴待峰歩道（木道）整備		647,017
				1,131,777
裏磐梯自然体 験活動推進事 業	平成15年4月に開設した「裏磐梯ビジターセンター」は、観光客等に対し、自然保護思想の普及啓発を図る重要な拠点施設であることから、当該施設を管理運営する「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に対して負担金を出し、裏磐梯の優れた自然の適正な保護と利用の増進を図る。	参加者数：1,672人 裏磐梯の自然に関する企画展や情報提供のほか、環境教育の出張授業を行った。	5,000	
				5,000

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
大 中 小	【新】 スタートアップふくしま尾瀬事業	次世代を担う高校生や大学生、さらには留学生やボランティアなどの若者を新たなるゲットとして、尾瀬の魅力や自然の尊さを体験する機会を創出するほか、SNSを活用した情報発信を通して「ふくしま尾瀬」を国内外に積極的に発信し、福島県側からの入山者数の増加を図る。		36,117
(6) 猪苗代湖等の水環境保全				
	窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト	平成25年4月からの条例による窒素りん除去型浄化槽の設置義務化を契機に同浄化槽のさらなる普及拡大を図るために講習会等を開催し、猪苗代湖の水質日本一への復活に寄与する。	窒素りん除去型浄化槽の管理に関する講習会を2回開催した。	151 167
	紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業	紺碧の猪苗代湖を復活させ、未来の世代に継承していくことを目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、猪苗代湖に関わりを持つあらゆる主体との共通認識の下、水環境保全に向けた活動を積極的に推進していく。	平成26年度から導入した「刈取り船によるヒシ回収事業」を平成29年度は10日間にわたり稼働させ、繁殖するヒシ植物への対策をさらに強化した。あらゆる団体が連携し猪苗代湖の水質悪化の要因となるヒシや水草の回収活動を実施。また、水質保全への啓発活動の一つとして環境学習会を11回開催した。農業用排水路から猪苗代湖に刈草が流入しないよう流域住民に対し「除じんスクリーン」を配布した。 高度処理浄化槽整備補助18基に対して、整備補助を行った。	21,175 32,106
	猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全協議会運営事業	猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会が行う事業運営の負担及び各種事業への参加を行う。	ボランティアによる清掃活動や水環境保全推進員による定期的な湖岸巡回を行うなど水環境保全活動を行った。	1,007 1,007
4 良好的な生活環境の確保				
(1) 大気、水、土壤等の環境保全対策				
	《再掲》 環境創造センター附属施設管理運営事業	環境創造センターの附属施設である野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行う。	野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行った。	18,205 21,203
	大気汚染常時監視事業	大気汚染常時監視システムにより、大気汚染の状況を常時監視する。	県ホームページ「福島県の大気環境」において、大気汚染の状況(1時間値の測定値等)を常時発信した。	4,833 4,956
	大気監視機器維持管理事業	一般環境大気測定局、及び移動大気測定車に設置した測定機器について、保守点検、修繕等の維持管理を行う。	測定局舎等の修繕を行った。PM2.5の成分分析調査を実施した。	32,227 25,100
	大気環境監視施設整備事業	大気環境の常時監視に必要な測定機器類の計画的な整備、更新を行う。	大気常時監視測定局整備計画に基づき、測定機器などを整備した。	20,747 26,927
	有害大気汚染物質調査事業	有害大気汚染物質の濃度を測定し、大気の汚染状況を把握する。	一般環境2地点、沿道1地点の測定調査を実施し結果を公表した。	2,004 1,809
	大気発生源監視事業	ばい煙発生施設等のばい煙排出状況を検査するなど、大気汚染に係る事業場の監視、指導を行う。	煙道排ガス測定を行うなど大気発生源の監視、指導を実施した。	997 909
	大気・水質届出管理システム整備事業	大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく届出情報を処理するシステムを更新整備する。	整備した大気汚染物質発生源管理システムによりばい煙発生施設の届出情報等の更新などを実施した。	486 11,617

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業	アスベストを使用した建築物等の解体等作業現場周辺及び県内一般環境の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握するとともに、事業者への指導を徹底して健康被害の防止を図る。	県内12か所の解体等作業現場等周辺及び県内5地点の一般環境大気中のアスベスト濃度調査を実施した。		1,794
	公共用水域水質常時監視事業	水質汚濁の環境基準が設定されている公共用水域及び環境基準が未設定の主要水域について、公共用水域水質測定計画に基づき、河川等の水質汚濁の状況を監視する。	河川68地点、湖沼25地点、海城14地点の合計107地点において常時監視を実施した。	2,511
	地下水の水質常時監視事業	トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染の状況を監視するため、地下水の水質測定計画に基づき、県内をメッシュに区分した地区的井戸、有害物質を使用している工場・事業場周辺の井戸、汚染が確認された井戸等を対象として水質調査を行う。	メッシュに区分した地区20地点、有害物質を使用している工場・事業場周辺19地点、汚染が確認された井戸等合計246地点の水質調査を実施した。	35,348
	水浴場水質調査事業	主要な水浴場の水質の状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずるとともに、結果を公表する。	7地点の水浴場で遊泳開始前及び遊泳中の水質を判定し、公表した。7地点全ての水浴場で遊泳に適した水質であった。	33,370
	産業廃棄物排出事業場等に係る水質保全対策事業	特定事業場等の立入検査を実施し、排出基準が遵守されるよう監視・指導する。 廃油や燃料油の漏洩、廃液の流出など水質事故時における原因調査及び環境への影響調査等を実施する。	延べ328箇所の特定事業場の立入検査を行った。水質事故の現地調査を実施し、環境への影響調査、原因者への指導を行った。	3,545
	騒音・悪臭防止対策事業	東北新幹線鉄道、高速自動車道の騒音・振動等の調査を行い、高速交通公害の防止対策を推進するとともに、市町村に対する悪臭防止に係る指導を行う。	福島県高速交通公害対策連絡会議（県と関係市町村で構成）が、騒音等の調査を基に関係事業者への要望活動を行った。	368
	騒音常時監視事業	騒音に係る環境基準の類型指定地域内の幹線交通を担う道路について、自動車交通騒音を調査し、環境基準の達成状況を把握する。	県内4路線の騒音測定を実施し、評価区間ににおける環境基準の達成状況を面的評価により把握し公表した。	922
	フロン対策事業	フロン排出抑制法に基づく登録及びフロン類の適正回収等の指導を行う。	各種関係団体へ指導を通して、機器の適正管理、フロン類の回収等に関する普及啓発を推進した。	502
	休廻止鉱山坑廻水処理事業	休廻止鉱山から排出される坑廻水を処理する事業者に対し、その経費の一部を補助する。	補助を受けた事業者（2者）が坑廻水処理事業を実施（南会津町）	3,719
岩石採取場立入検査等事業	岩石採取場立入検査等事業	岩石採取場からの土砂の流出や水質汚濁等を未然に防止するため、安全指導の徹底を図る。	県内の岩石採取場の立入検査（205箇所）を実施し、災害発生の未然防止について指導を行った。	10,417
				940
				1,215

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)			
				大	中	小	平成30年度予算額 (単位:千円)
	浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進支援事業	合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町村に対し、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進支援事業による県費補助を行うとともに、指導監督を行う。	浄化槽設置整備事業 43市町村: 90,887千円 浄化槽市町村整備推進支援事業 6市町: 11,880千円	162,767			
	浄化槽保守点検業者登録指導事業	浄化槽法及び福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく登録、指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。	新規登録 更新登録 10件 54件	107			148,208
	農業集落排水事業	農村社会の混住化等、農村を取りまく状況の変化によって、農業用水の汚濁が進行していることから、農村の家庭雑排水、し尿等を処理する施設の整備を実施する。	実施地区数: 8地区	117,674			177
	市町村下水道事業費等補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に財政支援を行う。	県内27市町村に財政支援を行った。	65,571			63,604
	流域下水道費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事業を実施する。	4処理地区(県北、県中、二本松、田村)において事業実施した。	65,797			80,600
	流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市環境の向上を図るために、阿武隈川上流流域下水道の事業を実施する。	4処理地区(県北、県中、二本松、田村)において事業実施した。	1,496,760			1,606,000
(2) 化学物質の適正管理等							
	化学物質環境汚染実態調査事業	環境中における有害化学物質の濃度を経年的に把握するモニタリング調査を実施し、化学物質による環境汚染防止対策の基礎資料とする。	県内の公共用水の有害化学物質の調査を行った(環境省委託事業)。	241			321
	化学物質発生源周辺環境調査事業	PRTR法対象化学物質の排出量が多い事業所周辺の大気・水質中の化学物質濃度を測定し、環境への影響を調査する。	事業場の放流水、公共用水域の化学物質濃度の調査を行い公表した。	852			1,066
	産業廃棄物排出事業者等化学物質管理促進事業	産業廃棄物処理業者などを対象とした化学物質リスクコミュニケーションに関するセミナー等を開催するとともに、各工業団地等における研修会、化学物質環境教室の開催などにより、リスクコミュニケーションのさらなる促進を図る。	事例発表交流会等及び企業訪問により、リスクコミュニケーションの促進を図った。	284			516
	大気中微小粒子化学成分調査事業	産業廃棄物焼却炉等由来の大気中微小粒子の化学成分を調査し、県民の健康影響に資する知見の充実を図る。	大気中微小粒子を採取し、成分分析を実施した。	1,596			2,325
	ダイオキシン類発生源総合調査事業	産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類発生源施設の立入調査を実施し、事業者に対する当該施設の適正管理等の指導を実施するとともに、当該施設による環境への影響を確認するため、環境中の大気や水質等の調査を実施する。	発生源施設の煙道排ガス、排出水、発生源周辺大気及び土壤、一般環境大気及び土壤、公共用水域水質・底質、地下水質のダイオキシン類濃度調査を行った。	14,154			19,511
	ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業	中間処理業者が販売する中間処理物におけるダイオキシン類等有害物質調査を行うとともに、最終処分場に埋め立てされる燃え殻等及び最終処分場の放流水中に含まれるダイオキシン類濃度の調査を行う。	次の調査を実施した。 放流水: 24施設23検体 燃え殻: 8施設 8検体 中間処理物: 3施設 3検体 いずれも基準超過なし。	6,508			6,238

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)
				平成30年度予算額 (単位:千円)
	《再掲》 産業廃棄物抑制及び再利用 施設整備支援事業	産業廃棄物の排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備及び高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対して支援する。 また、産業廃棄物処理業者による施設整備や処理施設への理解促進の取組みに対する支援を行う。	・施設整備 1事業者1件コンクリートがら及び水スラッジの再利用) ・理解促進 3事業者3件(見学者受入施設の整備による地域住民等の理解促進)	23,208
	《再掲》 PCB廃棄物適正処理事業	PCB特措法に基づき、県PCB廃棄物処理実施計画を策定するとともに、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を図る。 また、PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体等の拠出により創設された基金に対して拠出する。 さらに、PCB廃棄物適正処理促進員を各地方振興局に配置し、PCB廃棄物保管事業所等への適正処理指導の強化を図る。	PCB廃棄物処理基金への拠出 : 11,731千円 PCB廃棄物広域処理協議会への出席: 3回 PCB廃棄物保管事業所の立入検査 PCB廃棄物適正処理促進員設置	53,289
	(3) 公害紛争等の対応			29,316
	公害審査会の運営事業	公害審査会等を開催し、公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。	公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行った。	118 395
	公害苦情調査事業	公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。	適切な公害苦情処理に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行った。	56 62
	(4) 大規模な開発行為への対応			
	国土利用計画管理事業	福島県国土利用計画を適正に管理していくために、総合的に評価・分析を行う。	県土地利用基本計画の変更等、国土利用計画法に関する府内調整を実施し、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導した。	0 0
	大規模土地利用事前指導事業	大規模土地利用事前指導要綱により、大規模な開発を行う事業者に対して、事前協議を求め適切な助言を行う。	大規模土地利用事前指導件数 27件	52 52
	環境影響評価推進事業	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の事業について、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行い、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることとし、良好な環境の確保を図る。	【審査会開催状況】 環境影響評価審査会 9回 【審査状況】 配慮書 受理3件 知事意見通知4件 方法書 受理8件 知事意見通知11件 準備書 受理2件 知事意見通知3件 評価書 受理3件 知事意見通知2件 適用除外件数 受理1件 認定通知1件	4,603 6,855
	5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成			
	(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築			
	うつくしま「水との共生」プラン推進事業	健全な水循環を未来に継承するために策定した「うつくしま『水との共生』プラン」の推進に向け、「水との共生」出前講座等を実施するとともに、夏井川流域におけるモデル的な取り組みの成果の他流域への普及、推進を図る。	・全県的に県内外の水環境活動団体との交流を実施した。 ・「夏井川流域の会」では、「川ばた会議」や小学校連携活動等の各種イベントを実施した。 ・水環境ニュースの発行やHP「水に関する情報」の更新などにより情報発信した。	44 31
	「水との共生」出前講座	県内の川や湖の環境保全活動などに取り組んでいる団体等を支援するため、学習したい内容などの要望に応じて集会や研修会に講師を派遣する。	各専門分野の講師を派遣。 延べ13回開催。延べ441人参加。	150 183
	環境教育副読本作成事業	県内小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本を作成し、県内の学校等に配布し授業等での活用に供することで、産業廃棄物をはじめとした環境問題に関する理解の促進を図り、環境保全に関する取組を実践できる人材を育成する。	環境教育副読本30,000部を作成。県内の小学5年生、教育機関等に配付した。	2,441 2,506

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位:千円)			
				大	中	小	平成30年度予算額 (単位:千円)
	こどもエコクラブ	子どもたちが、地域の中で環境保全活動や環境学習を主体的に行うことができるよう環境省が支援する事業で、これに登録するクラブを支援する。	こどもエコクラブに9団体、延べ213名が登録した。		0		0
	くらしと環境の県民講座	生活環境部で取り組んでいる施策や事業について、職員が集会や職場などへ出向き、講義や意見交換を行うことにより県民に県政への理解促進等を図る。	10回開催し、計392名が参加した。		0		0
	環境アドバイザー等派遣事業	市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。	環境アドバイザーを16回派遣し、延べ718名が受講した。		230		416
	ふくしま環境活動支援事業	個人、民間団体等が提供する自然体験活動等の場や環境教育を行う企業・民間団体等を「ふくしま環境教育支援認定・登録制度」に認定・登録し、その情報をHPへの掲載等の周知を行うことにより、地域の環境教育・学習の機会のための橋渡しを行う。	「ふくしま環境教育支援認定・登録制度」について、制度及び認定・登録実績をホームページ等で広く周知した。		0		0
	せせらぎスクール推進事業	水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行う。また、水生生物調査を実施する団体へ資材配布等の支援を行う。	郡山市(5月28日)、いわき市(6月17日)、西郷村(7月29日)の3会場で「せせらぎスクール指導者育成講座」を開催し、水生生物調査に関する講義や研修を行い、延べ43名が参加した。また、募集を再開したせせらぎスクールの参加団体へ教材を提供し、36団体(延べ1,582名参加)が水生生物調査・報告に取り組んだ。		1,237		1,203
	環境教育フェスティバル	環境教育普及・啓発のためのイベントを開催し、イベントを通して環境問題に関する理解の促進を図り、環境保全に関する取組を実践できる人材を育成する。 ふくしま環境活動支援ネットワーク構成団体による環境保全活動におけるパネル展示や体験ブースの展示、高校生による環境に関する研究発表や体験ブースの展示や物販を行なう。	8月5日に環境創造センター交流棟コミュニケーション福島にて、ふくしま環境活動支援ネットワーク構成団体16団体、県立高校17校が環境保全等に関する取組を発表し、3,117名が来場した。		7,776		(平成29年度で終了)
	“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰事業	環境保全に関し顕著な功績のあった個人、団体等を顕彰する。	被表彰者 4団体		134		275
	《再掲》 地球温暖化防止のための 「福島議定書」事業	学校や事業所等での省資源・省エネルギーの実践を推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等の職員等全員が一丸となった節電・節水・廃棄物減量化等の取組みを促すとともに、家庭や地域での実践を促進する。	福島議定書参加団体 学校版471校 事業所版1,507団体 表彰37団体 (学校20 事業所17) 基準年と比較して約3,800トンの二酸化炭素が削減された。		6,125		7,225
	《再掲》 復興ふくしま エコ大作戦! みんなでエコチャレンジ事業	省資源・省エネルギー化を促進するため、学校や県民の環境負荷低減活動を促進するとともに、取組に対して賞品を提供する。	学校版 参加校数457校 家庭版 参加世帯数2,744世帯 家庭版:前年8月と比較して約38トン/月の二酸化炭素削減		2,878		3,972
	《再掲》 地球にやさしい “ふくしま”ライフスタイル普及啓発事業	廃棄物の減量化や再利用・再資源化、省エネルギー、省資源など地球にやさしいライフスタイルの普及を促進する取組として、容器包装の代表例であるレジ袋削減を推進するため、マイバッグ推進デー協力店の拡大を図るとともに、街頭啓発等を実施し、地球にやさしい買い物のより一層の普及を図る。	○地球にやさしい買い物（レジ袋削減等）普及事業 毎月8日9日をマイバッグ推進デーとしてマイバッグ持参を促進 マイバッグ推進デーキャンペーン 6月16日福島市、10月22日郡山市		1,814		2,082

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位：千円)
				平成30年度予算額 (単位：千円)
環境基本 計画 施策体系 大 中 小	《再掲》 うつくしま地 球温暖化防止 活動推進員養 成事業	地球温暖化防止活動を推進するため、地域で活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を登録し、地球温暖化防止に向けた、地域での草の根運動を推進する。	推進員養成研修 1回 推進員委嘱人数 70人 推進員活動回数 422回	275 675
	《再掲》 地球にやさし い“ふくしま” 県民会議 事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	県民会議 5月19日 福島市 地球温暖化対策推進講演会 6月9日 小型モビリティ体験試乗会 10月15日 地球温暖化対策キャンペーン 12月 ライトダウンキャンペーン 6~7月	2,731 4,813
	ふくしま子ど も自然環境学 習推進事業	尾瀬で行う環境学習等を実施する学校に対して補助を行い、子ども達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいく。	22校へ補助を実施し、538名の児童・生徒が尾瀬で環境学習を行った。	9,724 22,173
	《再掲》 産業廃棄物排 出事業者等化 学物質管理促 進事業	産業廃棄物処理業者などを対象とした化学物質リスクコミュニケーションセミナー等を開催するとともに、各工業団地等における研修会、化学物質環境教室の開催などにより、リスクコミュニケーションのさらなる促進を図る。	事例発表交流会等及び企業訪問により、リスクコミュニケーションの促進を図った。	284 516
	森林環境交付 金事業（森林 環境基本枠）	県民一人一人が参画する新たな森林（もり）づくりを効果的に推進するため、市町村が森林の適正管理や森林環境学習などを行う。	県内59市町村に対し、森林環境基本枠として交付金を交付し、森林環境学習の推進等に取り組んだ。 森林環境学習実施校：459校 (小学校346校、中学校113校)	188,807 192,294
	若者の森林自 己学習支援事 業	若者のふくしまの森林に対する关心と理解の拡大を推進するため、県内の大学等におけるサークル等のグループが行う森林自己学習活動について支援を行う。	大学生グループが森林に関する活動に取り組んだ。 実施グループ数：5グループ	1,571 1,650
	森林づくり指 導者育成事業	県民に対して森林環境学習及び県民自らが行う森林整備活動の指導ができる人材を育成する。	もりの案内人養成講座開催委託実施 委託先：(公財)ふくしまワールド・エコ・ライフ財團 もりの案内人認定者数：13名 森林ボランティアリーダー育成講座委託 委託先：(公財)ふくしまワールド・エコ・ライフ財團 グリーンフォレスター認定者：5名 (平成29年度で終了)	2,932
	【新】 もりの案内人 養成事業	県民に対して森林環境学習等の指導ができる人材を育成する。		2,125
	【新】 グリーンフォ レスター養成 事業	県民自らが行う森林整備活動の指導ができる人材を育成する。		1,046
里山林整備事 業	森林づくりへの意識の醸成や森林と人の絆の回復を図り、併せて野生動物との共生のための森林環境を整えることを目的に、地域住民が行う身近な里山林の整備を支援する。	環境整備(緩衝帯整備、景観整備) 実施件数（市町村数）30件（15市町村） 実施面積 51ha 〔緩衝帯整備：29ha、景観整備：22ha〕		19,200 31,000

環境基本 計画 施策体系 人 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位：千円)
				平成30年度予算額 (単位：千円)
	県立学校における森林環境学習推進事業	県立学校が行う森林の環境に関する学習、森林の管理に関する学習、森林資源の利用に関する学習、地域における森林の役割に関する学習及び森林に関わる職業に関する学習に対する活動経費を支援する。(県立学校10校で実施予定)	森林組合林産加工場見学、講師の指導を受けながらブナ林等の観察を通じた森林体験学習、枝打ちや伐採体験、そして間伐材を利用したプランター制作体験などの活動を実施した。(県立学校11校で実施)	2,220
	先駆けの地における再生可能エネルギー教育推進事業	県内の小・中・高等学校それぞれ2校合計6校の推進校が、発達段階に応じたそれぞれの課題やテーマに取り組み、地域の特性を生かした再生可能エネルギーに関する学習を行う。推進校は地域や校外へ取組、成果の公開や情報発信を行い、県教育委員会は提供された指導事例や学習プログラムをデータベース化し、各学校での取組のさらなる推進を図る。	県教育委員会が小学校・中学校・高等学校それぞれ2校合計6校を推進校に指定し、各推進校が再生可能エネルギー教育に係るテーマを掲げ、地域の特性を生かしながら、児童・生徒の発達段階に応じた学習を行った。 その成果や取組を自校のHPや学校行事で発表・公開し、福島における再生可能エネルギー教育の普及・啓発を図った。	2,500
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成				3,467
福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	空き缶等散乱ごみ対策を推進するため、福島県クリーンふくしま運動推進協議会が実施する環境美化推進事業に要する経費に対して助成する。	春期・終期県下一斎清掃活動 参加人数 延246,702人 ごみ収集量 1,974.28 t	600	600
	景観形成推進事業	景観法及び福島県景観条例の適正かつ円滑な運用を図り、県土全域を対象とした本県の景観形成を総合的に推進する。	届出受理件数 重点地城 44件 重点地域以外 554件	155
景観形成総合対策事業	福島県景観条例に基づき、景観形成に関する知識の普及や意識啓発を行うとともに、技術的な支援を行う。	景観アドバイザー派遣 1件	40	200
	無電柱化事業	電線地中化や裏配線、軒下配線による無電柱化を推進し、街並みの景観や都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みます。	(一) 河内郡山線(郡山市長者工区)外4箇所で事業実施	381,200
				416,200
(3) 情報の収集・提供と発信				
《再掲》福島県放射能測定マップによる測定結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	県内全域の空間線量率測定結果、放射性核種の分析結果、走行サーバイによる測定結果をマップ上で公表した。	16,153	16,153
	環境白書の作成	環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、環境白書を作成する。	平成29年9月の福島県環境審議会で報告し、平成29年10月に福島県環境白書を作成した。さらに、ホームページ等で広く公表した。	150
《再掲》エコ・リサイクル製品普及拡大事業	産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発、市町村の利用に対する支援等に総合的に取り組む。	平成29年度認定件数 3件(新規)14件(更新) (平成29年度未認定製品数 計53製品) 展示会 3会場 パンフレット等による広報 市町村の利用に対する支援4市町	8,863	21,875
	《再掲》地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	県民会議 5月19日 福島市 地球温暖化対策推進講演会 6月9日 小型モビリティ体験試乗会 10月15日 地球温暖化対策キャンペーン 12月 ライトダウンキャンペーン 6~7月	2,731
《再掲》環境創造センター(本館)管理運営事業	環境創造センター本館の施設維持管理及び企画運営を行う。	環境創造シンポジウム(平成30年3月4日)を実施した。	4,813	112,742
				202,640

環境基本 計画 施策体系 大 中 小	事業名	事業の概要	平成29年度実績	平成29年度決算見込額 (単位：千円)
				平成30年度予算額 (単位：千円)
	環境創造センタ（交流棟）管理運営事業	環境創造センター交流棟の施設維持管理及び企画運営を行う。	コミュニティ福島については、平成28年7月のオープンから平成28年度末までに約5万2千人の方に来館いただいた。	223,462 331,799
	《再掲》環境創造センター附属施設管理運営事業	環境創造センターの附属施設である野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行う。	野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの施設維持管理及び企画運営を行った。	18,205 21,203
	《再掲》大気汚染常時監視事業	大気汚染常時監視システムにより、大気汚染の状況を常時監視する。	県ホームページ「福島県の大気環境」において、大気汚染の状況（1時間値の測定値等）を常時発信した。	4,833 4,956
	《再掲》産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等がインターネットを利用して検索できる環境を整備する。	産業廃棄物処理業者の許可情報の更新とデータベースの保守管理を行った。	8,117 2,684
	環境再生プラザ	一住民理解の促進を図るため、環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵などの環境再生に関する情報の発信や専門スタッフによる解説や相談を行っている施設であり、環境省と県が共同運営している。	環境再生プラザ活動状況（平成29年度） 専門家派遣：143件 (受講者数9,730人) 移動展示：42会場 (県内：38会場 県外：8会場 来場者数：5,153人)	0 0
	ふくしまからはじめよう。森林とのきずな事業（森林環境情報発信事業）	東日本大震災や原発事故発生以降の森林の現状に対する理解を深め、森林づくり意識の醸成に資するため、森林環境に関する情報を収集し発信する。	新聞広告、ラジオ放送、ポスター及びパンフレット等により、森林の整備と再生や県産材の活用、森林(もり)づくりの推進等について発信した。	12,953 13,774
	《再掲》森林環境適正管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るために構築した森林G I Sを活用し、広く県民に向けて森林関係情報を発信する。	森林G I Sの運用を行い、業務の効率化や地図上の森林情報を確認できるウェブサイト「ふくしま森まつぶ」を活用した県民への情報発信を実施した。 閲覧件数：610,866件	6,143 6,343

平成29年度 福島県環境日誌

年月日	事 項
H29. 04. 17	第1回 福島県環境影響評価審査会
H29. 04. 28	福島県水循環協議会設立総会
H29. 05. 15	第2回 福島県環境影響評価審査会
H29. 05. 19	地球にやさしい“ふくしま”県民会議
H29. 06. 05	“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰表彰式
H29. 06. 16	マイバッグ推進デーキャンペーン
H29. 06. 16	第3回 福島県環境影響評価審査会
H29. 06. 21 ～H29. 07. 07	福島県庁ライトダウンキャンペーン
H29. 07. 01	ふくしまクールシェアキックオフイベント
H29. 07. 06	第8回中間貯蔵施設環境安全委員会
H29. 08. 01	第4回 福島県環境影響評価審査会
H29. 08. 09	福島県自然環境保全審議会
H29. 08. 09	福島県自然環境保全審議会鳥獣保護部会
H29. 08. 09	福島県自然環境保全審議会希少野生生物保護部会
H29. 09. 07	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会
H29. 09. 12	第5回 福島県環境影響評価審査会
H29. 09. 13	福島県環境審議会 全体会 ・福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則で定めるばい煙排出基準の見直しについて ・福島県環境教育等行動計画の見直しについて ・福島県環境基本計画進行管理（平成29年度版福島県環境白書）について ・福島県環境教育等行動計画の進行管理について ・福島県地球温暖化対策推進計画の改定概要について
H29. 10. 11	福島県中通り地方流域水循環協議会設立総会
H29. 10. 12	第6回 福島県環境影響評価審査会
H29. 10. 17	福島県会津地方流域水循環協議会設立総会
H29. 10. 19	福島県浜通り地方流域水循環協議会設立総会
H29. 10. 22	マイバッグ推進デーキャンペーン
H29. 10. 26	第69回福島県自然環境保全審議会温泉部会
H29. 10. 30	第10回中間貯蔵施設に関する専門家会議
H29. 11. 01	福島県景観審議会
H29. 11. 14	第9回中間貯蔵施設環境安全委員会
H29. 11. 15	福島県自然環境保全審議会希少野生生物保護部会
H29. 11. 16	福島県環境審議会 全体会 ・福島県環境教育等行動計画の改定について ・福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について
H29. 12. 01	第7回 福島県環境影響評価審査会

年月日	事 項
H29.12.01 ～H29.12.28	地球温暖化対策キャンペーン
H30.01.17	福島県環境審議会 全体会 ・水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて ・平成30年度水質測定計画について
H30.01.19	第8回 福島県環境影響評価審査会
H30.01.20	エコ活動実践プロジェクト成果発表会
H30.01.29	第70回福島県自然環境保全審議会温泉部会
H30.02.05	第9回 福島県環境影響評価審査会
H30.02.09	地球温暖化防止のための「福島議定書」事業表彰式
H30.02.09	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会
H30.03.13	環境創造センター県民委員会開催（第4回）
H30.03.22	第10回中間貯蔵施設環境安全委員会

生活環境部所掌環境関連法令・条例等

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
生活環境総務課	環境基本法	平成5年 法律第91号	環境省
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成15年 法律第130号	財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省
	福島県環境審議会条例	平成6年 条例第59号	H14.3.26
	福島県環境基本条例	平成8年 条例第11号	H25.3.26
環境共生課	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年 法律第117号	環境省
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	昭和63年 法律第53号	環境省
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	昭和54年 法律第49号	経済産業省
	循環型社会形成推進基本法	平成12年 法律第110号	環境省
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	平成12年 法律第100号	環境省
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成19年 法律第56号	環境省
	環境影響評価法	平成9年 法律第81号	環境省
	福島県環境保全基金条例	平成2年 条例第31号	H24.3.21
	福島県循環型社会形成に関する条例	平成17年 条例第26号	H26.3.25
	福島県地球温暖化対策等推進基金条例	平成21年 条例第84号	H28.3.11
	福島県環境影響評価条例	平成10年 条例第64号	H24.12.28
	福島県環境影響評価条例施行規則	平成11年 規則第69号	H27.8.7
	福島県環境影響評価審査会規則	平成10年 規則第101号	H24.3.23
	福島県環境創造センター条例	平成27年 条例第115号	
	福島県環境創造センター条例施行規則	平成28年 条例第36号	
自然保護課	自然公園法	昭和32年 法律第161号	環境省
	自然環境保全法	昭和47年 法律第85号	環境省
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成4年 法律第75号	環境省
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	平成14年 法律第88号	環境省
	自然再生推進法	平成14年 法律第148号	環境省
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成16年 法律第78号	環境省
	生物多様性基本法	平成20年 法律第58号	環境省
	景観法	平成16年 法律第110号	国土交通省
	エコツーリズム推進法	平成19年 法律第105号	環境省
	福島県自然環境保全条例	昭和47年 条例第55号	H22.10.8
	福島県自然環境保全条例施行規則	昭和47年 規則第73号	H27.3.24
	福島県立自然公園条例	昭和33年 条例第23号	H22.10.8
	福島県立自然公園条例施行規則	昭和33年 条例第41号	H27.8.28
	福島県野生動植物の保護に関する条例	平成16年 条例第23号	
	福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則	平成17年 規則第21号	H26.2.7

課室名	法 律 名 等	法律番号	省 庁 名 最終改定
自然保護課	福島県野生動植物の保護に関する条例第2条第2項の特定希少野生動植物を定める規則	平成17年 規則第 22号	
	福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例	平成11年 条例第 59号	H29. 12. 26
	福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則	平成15年 規則第 60号	H27. 3. 24
	福島県鳥獣保護管理員規程	昭和38年 訓令第 32号	H27. 3. 24
	福島県景観条例	平成10年 条例第 13号	H24. 3. 21
	福島県景観条例施行規則	平成10年 規則第 84号	H21. 8. 14
水・大気環境課	福島県景観審議会規則	平成10年 規則第 22号	H24. 3. 23
	大気汚染防止法	昭和43年 法律第 97号	環境省
	水質汚濁防止法	昭和45年 法律第138号	環境省
	土壤汚染対策法	平成14年 法律第 53号	環境省
	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	昭和45年 法律第139号	農林水産省・環境省
	騒音規制法	昭和43年 法律第 98号	環境省
	振動規制法	昭和51年 法律第 64号	環境省
	悪臭防止法	昭和46年 法律第 91号	環境省
	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律	平成 2年 法律第 55号	環境省
	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	平成 6年 法律第 9号	農林水産省・環境省
	ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年 法律第105号	環境省
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	平成11年 法律第 86号	経済産業省・環境省
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	平成13年 法律第 64号	経済産業省・環境省
	公害紛争処理法	昭和45年 法律第108号	総務省
	石綿による健康被害の救済に関する法律	平成18年 法律第 4号	厚生労働省・環境省等
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和46年 法律第107号	経済産業省・環境省等
	特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律	平成17年 法律第 51号	環境省・経済産業省・国土交通省
	福島県生活環境の保全等に関する条例	平成 8年 条例第 32号	H29. 12. 26
	福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則	平成 8年 規則第 75号	H29. 11. 28
	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和50年 条例第 18号	H30. 3. 23
	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	平成14年 条例第 23号	H24. 3. 21
	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則	平成14年 規則第149号	H26. 3. 4
	福島県土壤汚染対策法関係手数料条例	平成21年 条例第 85号	H30. 3. 23
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	平成15年 条例第 17号	H29. 12. 26
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則	平成16年 規則第 10号	H29. 3. 17
	福島県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例	平成13年 条例第 86号	H27. 3. 24
	福島県公害紛争処理条例	昭和45年 条例第 50号	H19. 10. 16
	福島県公害紛争処理条例施行規則	昭和45年 規則第108号	H3. 3. 30
	福島県公害審査会規則	昭和46年 規則第 5号	H24. 3. 23

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
一般廃棄物課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年 法律第137号	環境省
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	平成23年 法律第 99号	環境省
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	昭和50年 法律第 31号	環境省
	浄化槽法	昭和58年 法律第 43号	環境省
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3年 法律第 48号	経済産業省・環境省
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成 7年 法律第112号	財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省
	特定家庭用機器再商品化法	平成10年 法律第 97号	経済産業省・環境省
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	平成24年 法律第 57号	経済産業省・環境省
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成12年 法律第116号	農林水産省・環境省
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	平成21年 法律第 82号	環境省
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	平成 6年 規則第 6号	H26. 3. 14
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 31号	H30. 3. 23
	福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例	平成24年 条例第 5号	H30. 3. 23
	福島県浄化槽保守点検業者登録条例	昭和60年 条例第 36号	H29. 12. 26
	福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則	昭和60年 規則第 50号	H27. 10. 2
	福島県浄化槽法施行条例	平成11年 条例第 60号	H29. 12. 26
	福島県浄化槽法施行細則	昭和60年 規則第 59号	H22. 3. 31
産業廃棄物課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年 法律第137号	環境省
	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	平成 4年 法律第 62号	環境省
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	平成13年 法律第 65号	環境省
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	平成15年 法律第 98号	環境省
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年 法律第104号	国土交通省・環境省
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	平成14年 法律第 87号	経済産業省・環境省
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	平成 6年 規則第 6号	H26. 3. 14
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 31号	H30. 3. 23
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	平成15年 条例第 17号	H29. 12. 26

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
対策設 置課 中間貯 蔵室等	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法	平成15年 法律第 44号	環境省
対策課 除染課	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	福島県民健康管理基金条例	平成23年 条例第 83号	

用語解説

アルファベット・略語

BOD

(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

COD

(化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

DO

(溶存酸素量) Dissolved Oxygen の略。水に溶解している酸素の量で、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境です。

ER ドクター

「福島県野生動物救命救急ドクター」参照。

IAEA

(国際原子力機関) International Atomic Energy Agency の略

原子力の平和的利用促進等を目的とする国際機構であり、県では環境回復・創造に向けた調査研究等において技術協力をしています。

PCB

ポリ塩化ビフェニル。環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和 49 年に「化学物質審査規制法」に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかつことなどから事業者が長期

間保管し続けており、平成 13 年に「PCB 廃棄物処理特別措置法」が制定され、処理体制の整備を図った上で平成 38 年度までに処理を終えることとしています。

PCB 特措法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律です。

pH

水の酸性・アルカリ性を表す指標。中性は 7。数字が小さいほど酸性度が高くなります。

PRTR

(化学物質排出移動量届出制度) Pollutant Release and Transfer Register の略。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。PRTR によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができます。

PRTR 法

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としており、環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱に関する情報 (SDS) を提供する SDS 制度等が定められています。

SS

(浮遊物質) Suspended Solids の略。水中に浮

遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことです。

あ

アスベスト（石綿）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、様々な用途に広く使用されてきましたが、空中に飛散したアスベストを肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、現在では、原則として製造等が禁止されています。

い

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物、主に家庭から排出されるごみが一般廃棄物です。

猪苗代湖裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活動の推進を図るために、地域住民、関係団体、事業者及び行政（県、国及び関係市町村）により設立（平成12年11月）された協議会です。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めた計画です。

インタープリテーション

知識や情報を単に与えるというものではなく、自然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者の好奇心を利用し、自ら自然の事物やそれらの背後にある自然の原則を理解してもらおうというも

ので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る教育的活動・技能です。

う

うつくしま、エコ・リサイクル認定製品

主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、その利用を促進しています。

うつくしま地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県民などによる地球温暖化防止活動を支援し、助言するため、知事が委嘱する運動員です。

うつくしま「水との共生」プラン

本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示した計画です。

裏磐梯ビジターセンター

裏磐梯を訪れる方に磐梯朝日国立公園の自然を分かりやすく展示し、自然に興味を持ってもらうために、北塩原村内に設置されたセンターです。「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」が管理運営を行っています。

裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会

「裏磐梯ビジターセンター」参照。

え

エコドライブ

地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす環境にやさしい自動車の運転方法などのことです。

エコファーマー

土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的

に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた方です。

お

汚染状況重点調査地域

その地域の平均的な放射線量が1時間当たり $0.23\mu\text{Sv}$ 以上の地域を含む市町村を、地域内の原発事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、環境大臣が市町村単位で指定するものです。

汚染廃棄物

原発事故に伴い、当該原子力発電所から放出された放射性物質に汚染された廃棄物をいいます。

汚染廃棄物対策地域

その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に原発事故由来放射性物質により汚染されているなどの事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成23年12月に、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）

原子力災害発生時に必要となる様々な緊急事態応急対策について、関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設です。

温室効果ガス

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大

気中の二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などのガスは、その熱を吸収して地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。

か

合併処理浄化槽

微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

家電リサイクル法

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付ける法律です。

家庭で不要になったエアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、製造者に回収とりサイクルを、消費者にその費用負担を義務付ける法律です。

小売業者は消費者から廃家電を引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は引き取った廃家電を一定水準以上のリサイクルを実施します。

カバーリクロップ

土壤浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培する作物のことです。

ライグラスなどの牧草類、大麦などの麦類、レンゲなどのマメ科植物がそれぞれの生育・栽培特性に応じて、様々な場面で活用されています。

カーボン・オフセット

日常生活や経済生活において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを低減し埋め合わせるという考え方です。

環境アドバイザー等派遣事業

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザーや職員を講師として派遣する事業です。

環境影響評価

環境の悪化を未然に防止するため、大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らがその事業の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

環境影響評価法

環境影響評価について、国等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた法律です。

環境再生プラザ

原発事故からの環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵などに関する情報発信、環境回復に関する専門家派遣等を行う拠点であり、福島県と環境省が共同で運営しています。

環境性能診断

施設の環境負荷低減に向け、建築関係職員が施設管理者に対して運用改善と改修工事の両面からCO₂と光熱水費等の削減手法を提案するものです。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

環境放射線モニタリング

放射線量の測定のほか、放射性物質濃度の測定を含みます。

環境保全・回復活動

地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全を主たる目的として行われる活動をいいます。

き

企業の森林づくり制度

植栽、間伐等が必要な森林において、企業等と県、森林所有者・地元市町村等の間で森林づくり協定を締結し、企業等が森林づくり活動を行う制度です。

く

クールアース・デー

毎年7月7日がクールアース・デーと定められており、天の川を見ながら地球環境の大切さを再確認するとともに、家庭や職場における取組を推進する日です。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28°Cにした場合でも、

「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称をいいます。

クリーンエネルギー自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）棟の大気汚染物質の排出量が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール車、ハイブリット車、プラグインハイブリット車、クリーンディーゼル車等があります。

グリーン・アドバイス・センター

個人庭園の造成、庭木の育て方、病害虫の診断、樹木の管理など、緑化に関する相談を受ける、県で開設しているセンターです。

グリーン購入

品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入することです。

グリーンフォレスター

森林づくり活動や学校教育活動での森林整備活動を通して、林業の重要性、技術などを広く県民に伝えるボランティアによる指導者で、県が認定しています。

景観形成重点地域

景観計画区域のうち、県土の景観形成を図る上で重要な区域として景観計画で定めるものをいい、福島県においては、「磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域」を設定しています。

景観法

良好な景観の形成についての基本理念や国等の

責務、景観計画の策定等について定めた法律です。

県行造林

県と森林所有者が契約を結んで造林を行い、樹木を伐採して収益を分け合うことです。

原災法（原子力災害対策特別措置法）

原子力災害についての原子力事業者、国等の責務や「原子力災害対策指針」の策定等について定めた法律です。

原子力災害対策指針

原子力事業者や行政機関等が原子力災害対策を円滑に実施するため、原子力規制委員会が「原子力災害対策特別措置法」に基づき定める指針です。

建設リサイクル法

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

減容化

廃棄物について、焼却等の処理により容積を減らすことをいいます。

二

広域避難計画（福島県原子力災害広域避難計画）

「地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき県が策定する計画です。なお、関係市町村は、県の避難計画を踏まえた避難計画を策定することとしており、県は、広域避難計画の策定等を通じて、市町村の計画作成を支援することとしています。

光化学オキシダント

工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを主体とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えます。

公共用水域水質測定計画

「水質測定計画」参照。

高度処理浄化槽

窒素やりんの除去能力の高い浄化槽のこと、BOD10mg/L以下、総窒素(T-N)10mg/L以下、総リン(T-P)1mg/L以下の性能を有するものです。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の回収により資源の有効利用や廃棄物の適正処理確保を図るために法律です。

国定公園

「自然公園」参照。

コミュニケーション福島

福島県環境創造センター交流棟の愛称。

展示施設や360度球形シアターを備え、身近な視点から放射線や福島の環境への理解を深めていただける施設です。

国土利用計画

「国土利用計画法」に基づき、総合的な視点に立って国土の有効利用を図ることを目的として策定される計画で、国土利用に関する行政上の指針となります。全国計画、都道府県計画、市町村計

画の3つの計画で構成されます。

国立公園

「自然公園」参照。

絶滅の猪苗代湖復活プロジェクト会議

猪苗代湖の美しい水環境を復活させ、未来の世代に継承していくことを目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、猪苗代湖に関わりをもつあらゆる主体の共通認識のもと、水環境保全に向けた活動を一丸となって推進していくため、平成24年5月31日に立ち上げた会議です。

さ

災害対策基本法

防災に関する基本理念や国等の責務、防災計画の作成等災害対策の基本を定めた法律です。

災害廃棄物

暴風、洪水、高潮、地震など、各種の災害に伴って発生する廃棄物を指しますが、本白書においては、東日本大震災により発生した廃棄物を指しています。

再生可能エネルギー

自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギーのことをいいます。再生可能エネルギーは、自然の力で定期的に補充されるエネルギー資源で、枯渇することなく繰り返し使用でき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類が産業廃棄物です。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨をいいます。

棄物です。

指定猟法禁止区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある猟法を定め、その猟法により鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域を知事又は環境大臣が指定するものです。

し

自然環境保全地域

「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。「自然環境保全法」に基づき国が指定するものもあります。

自然公園

「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立自然公園」の三種があります。

各公園について、風致を維持するため「特別地域」が、景観を維持するため特に必要があるときは特別地域内に「特別保護地区」が指定され（福島県立自然公園においては、特別保護地区の制度はありません）、公園区域内で特別地域等に含まれない区域を「普通地域」といいます。

自然保護指導員

「福島県自然環境保全条例」に基づき県が配置しており、自然環境の保全状況の把握や自然環境の保全のための指導等を行います。

指定廃棄物

「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、環境大臣が指定した一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超える放射性物質を含む廃

自動車リサイクル法

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車が使用済みになった場合に生じるシャレッダースト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのため必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者は全て都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっています。

主灰

廃棄物を焼却炉で焼却する際、燃えがらとして炉の底の部分から排出された灰分をいいます。

循環型社会

焼却や埋立処分しているごみの量を極力減らし、限りある地球の資源として有効に繰り返し使う社会のことです。

浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制や、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化

槽清掃業の許可制度等を定めた法律です。

できます。

昭和の森

昭和天皇御在位 50 年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整備された森林公园です。

除染情報プラザ

「環境再生プラザ」参照。

除染特別地域

その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成 23 年 12 月に、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

森林 GIS

「GIS」とは、「地理情報システム (Geographic Information System)」の略称。森林の図面情報（森林計画図）とその台帳情報（森林簿）を関連付けたシステムで、パソコンの画面上で、森林の図面と空中写真を重ねて表示させたり、樹種や林齡を色分けして、知りたい森林を抽出することなどが

森林施業

森林を育成するために行う植林・下刈・除伐・間伐・枝打等をいいます。

森林ボランティア

植林・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

森林ボランティアサポートセンター

「ふくしま県民の森フォレストパークあだたら」（大玉村）内に開設。森林ボランティアに関する情報の収集・提供や森林づくり活動に必要な機材の貸出など、森林づくり運動を支援しています。

す

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれています。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

水質測定計画

「水質汚濁防止法」に基づき毎年、県が定める計画で、「公共用水域水質測定計画」と「地下水の水質測定計画」があります。「公共用水域水質測定計画」は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、対象水域や測定項目など必要な事項を定める計画です。「地下水の水質測定計画」は、県内の地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定地点や測定項目など必要な事項を

定める計画です。

せ

生物多様性

「生物多様性条約」においては、「全ての生き物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」、「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」の3つのレベルがあるとしています。

生物多様性推進協議会

本県の生物多様性に関する課題等の検討や「ふくしま生物多様性推進計画」策定について、様々な立場から意見をいただくために設置した協議会です。

石綿

「アスベスト」参照。

石綿による健康被害の救済に関する法律

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に對し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした法律。救済給付の支給や、支給に充てるための基金等について定めています。

せせらぎスクール

水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

そ

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音につい

て必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

総合モニタリング計画

福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングを確実に、かつきめ細かに実施するため、政府が原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定した計画。この計画に基づき、県、関係省庁及び事業者などが連携してモニタリングを実施します。

た

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコブラナーポリ塩化ビフェニル（コブラナ PCB）の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する発がん性や催奇形性、内分泌かく乱作用が疑われています。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に關する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壤に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び

粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律です。

対策地域内廃棄物処理計画

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」第13条第1項に基づいて、汚染廃棄物対策地域内の廃棄物の適正な処理を行うために国(環境大臣)が定めた計画です。

太陽光発電

太陽電池により太陽光を電力に変換する発電方式です。

多核種除去設備（ALPS）

汚染水に含まれる62種の放射性物質を除去する設備です。

多面的機能（農業・農村）

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことです。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽です。

ち

地域ぐるみ監視体制づくり支援事業

地域住民等による不法投棄の未然防止・早期発見を目的とした日常的な監視体制づくりに要する費用を助成する、県で実施している事業です。

地域防災計画

「災害対策基本法」に基づき、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する防災計画であり、一般災害対策編、地震・津波災害対策編、事故対策編、原子力災害対策編及び資料編から構成されています。

地下水の水質測定計画

「水質測定計画」参照。

地球温暖化対策推進計画

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図る団体として、県が指定しています。

地球にやさしい“ふくしま”県民会議

県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもと、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、平成20年5月に設立されました。

窒素・りん除去型浄化槽

窒素及びりんの除去機能を有する高度処理型の浄化槽のことです。

地方流域水循環協議会

水循環基本法に基づき、安全で持続可能な水循環社会の形成と継承を図ることを目的に設置された協議会。中通り・浜通り・会津の3地方に設置し、民間団体及び市町村、国、県等が連携して、本県における健全な水循環の維持、回復に向けた取り組みを推進していきます。各地方流域水循環協議会の情報共有、総合調整を行う場として県水循環協議会が設置されています。

中間処理

廃棄物の形態や特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないよう最終処分に至るまでに行われるさまざまな無害化や安定化・減容化処理のことです。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）

平成26年11月に、「日本環境安全事業株式会社法」の一部を改正し、成立した法律です。改正により、国が「中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが規定され、「日本環境安全事業株式会社」の名称も「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」へ変更されました。

なお、同法の附帯決議において、国は減容化技術の早期発見等、必要な措置の具体的な内容等を明記した工程表を作成し、進捗状況を毎年国会に報告することとされています。

中山間地域

平野の外縁部から山間地を指します。

山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約7割を占めています。

中長期ロードマップ

「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」参

照。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理を図るために事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて獵具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律です。

鳥獣保護管理員

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が配置しており、鳥獣保護区等の維持管理や鳥獣の生息状況等の調査、狩猟者に対する指導等を行います。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、知事又は環境大臣が指定する区域です。また、知事又は環境大臣は、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定することができます。

鳥獣保護管理事業計画

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護管理事業を実施するために定める計画です。

通報連絡担当者会議

県、立地4町、周辺9市町村及び東京電力（株）の担当者で構成する、原子力発電所との円滑な通報連絡体制を維持するための会議です。

て

低炭素社会

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑え、自然と人間とが共存するための社会のことです。

と

特定獣具使用禁止区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定獣具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する区域として知事が指定するものです。

特定廃棄物

対策地域内廃棄物（旧警戒区域・旧計画的避難区域等で発生した災害廃棄物や住民の方が一時帰宅された際に発生する片付けごみ）又は指定廃棄物（同用語の解説を参照）を指します。「放射性物質汚染対処特別措置法」第20条に記載があります。

特定廃棄物埋立処分施設

富岡町に位置する（搬入路は楓葉町に所在）既存の管理型処分場で、国が平成28年4月に国有化し、特定廃棄物埋立処分施設となりました。同施設を活用して福島県内で発生した特定廃棄物の埋立処分事業を行っています。処分場面積は約9.4ha、埋立容量が約96万m³となっています。

特別管理産業廃棄物

「特別管理廃棄物」参照。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。ほかの廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務

付けるなど、特別な処理基準が適用されます。「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB等、廃石綿等などが指定されています。

特別栽培農産物

化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から5割以上を削減して栽培された農産物のことです。

（自然公園）特別地域

「自然公園」参照。

（自然公園）特別保護地区

「自然公園」参照。

（鳥獣保護）特別保護地区

「鳥獣保護区」参照。

土壤汚染対策法

土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律です。平成21年4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壤の適正な処理の義務付けなどが規定されました。

土地利用基本計画

県が「国土利用計画法」に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として、県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域と土地利

用の調整等に関する事項について定めた計画です。

は

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものをいい、木材やわら、もみがら、家畜排せつ物、生ごみなどがあります。

廃棄物処理施設課題検討会

廃棄物処理施設の設置等に係る課題について関係者間で情報を共有するとともに、抱えている課題等について検討し、廃棄物の処理の促進を図ることを目的とした検討会です。

廃棄物等

「廃棄物処理法」に基づく廃棄物に加えて、廃棄物以外の使用済物品、副産物等を含みます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする法律です。

廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置終了までの具体的な工程として策定されたロードマップです。

ばいじん

ボイラーや電気炉などから発生するすすなどの粒子状の物質です。

廃炉安全監視協議会

「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」参照。

バグフィルター

フィルターを用いてばいじん等をろ過する排ガス処理装置のことです。

ひ

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5μm 以下の小さなものです。健康への影響が懸念されています。

飛灰

廃棄物を焼却する際、バグフィルター等でとれたばいじんの総称のことです。

ふ

風致地区

都市における風致（水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる「都市計画法」に規定される地域地区であり、建築物の建築や宅地の造成、木竹の伐採などが規制されます。

風力発電

風の力で風車を回し、その回転運動によって発電するものです。

ふくしまエコオフィス実践計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、県の事務及び事業に關し定める温室効果ガス

の排出量削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）です。

ふくしま環境活動支援ネットワーク

県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的に支援する仕組みとして平成21年度に設立されたネットワークです（事務局：福島県環境創造センター・福島県生活環境総務課）。

「福島認定書」事業

二酸化炭素排出量の削減目標を定め、その目標達成に向けて、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と約束する事業です。

福島県 PCB 廃棄物処理計画

「PCB 特措法」に基づき、県内の PCB 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な PCB 廃棄物の処理の推進を図るために定めた計画です。

福島県環境影響評価条例

環境影響評価について、県等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた条例です。

福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」に基づき、本県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。

福島県環境基本条例

環境の保全について、県としての基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境保全に関する基本的施策などを明

確にした条例です。

福島県環境共生建築計画・設計指針

「環境と共生する建築物」の計画・設計をする際の基本的事項を示し、世界的問題である二酸化炭素排出量の削減など、建築物のライフサイクルを通じたあらゆる環境負荷の低減に配慮し、自然と共生する環境負荷の少ない社会の形成に取り組み、地球にやさしい「ふくしま」を目指すことを目的として、平成18年に策定しました。

福島県クリーンふくしま運動推進協議会

散乱ごみについての対策を考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることを目的として、昭和58年に設立されました。各行政機関や関係業界、各種団体等により構成されており、県下一斉清掃活動などの取組を行っています。

福島県景観条例

福島県土の景観形成に関する県等の責務や、「景観法」の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（廃炉安全監視協議会）

平成24年12月に設置。県、関係市町村、学識経験者で構成し、中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況等について安全監視を行っています。

福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針

県有建築物のエネルギー使用に関する目標値及び実現するための手順等を示し、建築物の整備の方向性を明確にすることを目的として、平成29年

5月に策定しました。

福島県再生可能エネルギー関連産業集積推進協議会

再生可能エネルギー関連産業の集積・育成に関する各種事業の情報共有や方向性の検討等を行うために設置された協議会。業界団体や大学、県等により構成されています。

福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会

県内外の企業、大学等によるネットワークの形成、共同研究の検討など、本県における再生可能エネルギー関連産業集積に向けた情報の共有、発信等を行うために設置された研究会。県内外の企業や大学、市町村等が会員となっています。

福島県再生可能エネルギー導入推進連絡会

本県における再生可能エネルギーの推進を戦略的に展開していくために設置された連絡会。再生可能エネルギーの推進に関し協議するほか、必要に応じて、県に対して助言、提案等を行います。

福島県自然環境保全条例

自然環境の保全に関する県等の責務や、自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の指定に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県浄化槽保守点検業者登録条例

「浄化槽法」に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めた条例です。

福島県生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等についての県等の責務や、大気・水環境の保全並びに騒音、振動及び悪臭に関する規制等について定めた条例です。

福島県分別収集促進計画

「容器包装リサイクル法」第9条第1項に基づいて、県内の容器包装廃棄物の分別収集を促進するため策定する計画です。

福島県防災会議

「災害対策基本法」に基づき設置される会議。県、国の各行政機関、自衛隊、市町村、消防機関、各公共機関等により構成され、地域防災計画の作成や実施の推進、災害が発生した場合の連絡調整等の業務を担っています。

福島県水環境保全基本計画

「福島県生活環境の保全等に関する条例」第5条に基づき、県内の水環境を将来にわたって、より安全で快適で豊かなものにしていくための基本方針を定めた計画です。

ふくしま県民の森

県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井地内に造成され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

福島県野生動物救命救急ドクター（ER ドクター）

ボランティアにより野生鳥獣の初期治療を行う動物病院の獣医師です。

ふくしまレッドリスト

福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

（自然公園）普通地域

「自然公園」参照。

不法投棄監視員

県が各市町村に配置しており、不法投棄の監視を行っています。また、このほか、市町村においても独自に監視員を配置しています。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm以下のものをいいます。

フロン排出抑制法

オゾン層の破壊又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する措置等を定めた法律です。フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされたことから、平成25年6月に改正、平成27年4月1日に施行されました。管理者については、点検の実施、一定量以上フロン類を漏えいさせた場合に国に報告する責務等が定められています。

フロン類

正式名称をフルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）といい、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類があります。CFC、HCFCはオゾン層破壊物質であるとともに、単位質量当たりの地球温暖化に対する影響力が二酸化炭素よりも大きく（90～8,100倍）、代替フロンであるHFCはオゾン層を破壊しないものの、地球温暖化に対する影響力は二酸化炭素の140～11,700倍となっています。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。

防災基本計画

「災害対策基本法」に基づき、中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画です。県や市町村は、同計画に基づき、地域防災計画を作成します。

放射性核種

放射能をもつ原子核の種類のことです。

放射性物質汚染対処特措法

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講すべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする法律です。

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会(PCB廃棄物広域処理協議会)

室蘭市における、北海道並びに東北、北関東、甲信越及び北陸地域の15県のPCB廃棄物処理事業に関して、安全の確保及び運搬に係る調整を図るために設置された協議会です。

ほ

ま

マイバッグ

スーパーなどの買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバッグのことです。レジ袋を使わぬことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバッグともいいます。

マスバランス

物質収支のことです。

み

水環境保全推進員（猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進員）

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全のため、湖岸の巡回や水環境保全実践行動指針の普及啓発を行っています。猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長が委嘱しています。

水循環基本法

水循環に関する施策を総合・一体的に推進し、健全な水環境維持・回復することを目的とした法律です。

緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

む

無電柱化

無電柱化は、道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすことです。

も

もりの案内人

自然観察会や野外活動、森林づくりなどを通して、一緒に学びながら森林の役割や大切さを広く県民に伝えていくボランティアによる指導者で、県が認定を行っています。

や

野生生物共生センター

昭和 57 年に安達郡大玉村の「ふくしま県民の森」内に設置され、ケガや病気の野生動物を治療し、野生に復帰させる活動を行っていた「鳥獣保護センター」に、保護管理、環境学習等の新たな機能を追加し、平成 28 年に「野生生物共生センター」として再整備を行いました。

野生動植物保護アドバイザー

野生動植物保護に関し専門的知識及び経験を有する方を県が選任し、福島県野生動植物の保護に関する条例に基づき県が実施する野生動植物の保護施策に関することや、ふくしまレッドリストの点検・運用に関して助言を行います。

野生動植物保護サポーター

野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

野生動植物保護地区

「自然環境保全地域」内で特に保全を図るべきとして指定される「特別地区」の中で、さらに特定の野生動植物を保護する必要があるとして指定される地区で、指定動物の捕獲・殺傷、指定植物の採取・損傷が禁止されます。

ゆ

有機農産物

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づき、認定機関から認定された生産者が作付けする農産物です。

優良景観形成住民協定

「福島県景観条例」に基づき、景観形成に関する住民協定のうち、県土の景観形成に資するものについて、知事が優良として認定するものです。

ユネスコエコパーク

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が実施する「人間と生物圏（MAB : Man and the Biosphere）計画」の中心事業である「生物圏保存地域（Biophere Reserves ; 略称 BR）」のこと。

よ

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るために、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定める法律です。

り

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の利害関係者が共有し、意思疎通を図っていく合意形成の手段のことをいいます。

流域別下水道整備総合計画

「環境基本法」第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域において、「下水道法」

に基づき県が策定する、下水道整備に関する総合的な基本計画です。

緑化センター（福島県総合緑化センター）

県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚を図ることなどを目的として、郡山市逢瀬町内に設置。園内には、樹木を観察できる教材樹木園や、安積平野を借景とした築山山水式庭園などがあります。

緑地環境保全地域

良好な生活環境を保全するために、「福島県自然環境保全条例」に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している地域を指定しています。

緑地協定

地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結する、「都市緑地法」に基づく制度です。

わ

ワンド

河川敷の池になっているような地形のこと。

参考資料 東日本大震災～平成 29 年度までの主な動き

【原子力発電所について】

平成 23 年

3月 11 日・東日本大震災発生。

〃・東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一」）が地震と津波で被災。

〃・国が福島第一について、原子力緊急事態宣言。

〃・県が福島第一の半径 2 km 圏内に避難要請。

〃・国が福島第一の半径 3 km 圏内に避難指示。

12日・国が東京電力福島第二原子力発電所（以下「福島第二」）について、原子力緊急事態宣言。

〃・国が福島第二の半径 3 km 圏内に避難指示、半径 10km 圏内に屋内退避指示。

〃・福島第二 3 号機が冷温停止。

〃・福島第一 1 号機原子炉建屋で水素爆発。

〃・国が福島第二の半径 10km 圏内に避難指示。

〃・国が福島第一の半径 20km 圏内に避難指示。

14日・福島第一 3 号機原子炉建屋で水素爆発。

〃・福島第二 1 号機が冷温停止。

〃・福島第二 2 号機が冷温停止。

15日・福島第一 2 号機圧力制御室付近で爆発音。

〃・福島第一 4 号機原子炉建屋で水素爆発。

〃・福島第二 4 号機が冷温停止。

〃・国が福島第一の半径 20～30km 圏内に屋内退避指示。

16日・福島市内の水道水から放射性ヨウ素と放射性セシウムが検出。

18日・国が原発事故の深刻度を「レベル 5」と暫定評価。

19日・川俣町の原乳、茨城県のほうれん草などから暫定基準を超過する放射性ヨウ素、放射性セシウムが検出。

県は川俣町に出荷自粛と自家消費の自粛を要請。

20日・福島第一 5 号機が冷温停止。

〃・福島第一 6 号機が冷温停止。

4月 2日・福島第一 2 号機取水口付近のコンクリート亀裂から高濃度放射性物質を含む汚染水が海に流出。

4日・東京電力が、高濃度汚染水保管場所確保のため、緊急の措置として、低濃度の汚染水約 11,500 トンを海に放出。

12日・原子力安全・保安院が原発事故の評価を「レベル 7」に訂正。

17日・東京電力が原発事故収束に向けた工程表

「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を発表。

22日・国が福島第一の半径 20km 圏内を「警戒区域」に設定。

推定被ばく線量が年間 20mSv を超える区域を「計画的避難区域」に、福島第一の半径 20～30km の区域を「緊急時避難準備区域」に設定。

参考資料（東日本大震災～平成 29 年度までの動き）

5月 11 日・福島第一 3号機取水口付近から高濃度放射性物質を含む汚染水が海に流出。

20日・東京電力が、福島第一 7, 8号機増設中止と 1～4号機の廃炉を正式決定。

6月 18 日・県、立地町が東日本大震災後はじめて、福島第一の原発事故収束作業を現地調査。

7月 14 日・福島第一において、循環注水冷却システムが稼働。

19日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」の
ステップ 1 の目標を達成し、ステップ 2 へ移行。

9月 30 日・国が緊急時避難準備区域を解除。

10月 20 日・県議会が県内原発の全基廃炉の請願を採択。

11月 30 日・県が県内原発の全基廃炉を要請する方針を表明。

12月 16 日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」のステップ 2 が完了。

21日・ステップ 2 以降の廃炉工程表として、
「東京電力(株)福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止措置等に向けた
中長期ロードマップ（以下「中長期ロードマップ」）」を決定。

26日・国が避難区域見直しの考え方を公表。

〃・国が福島第二の原子力緊急事態宣言を解除。

平成 24 年

1月 28 日・福島第一汚染水処理システムの配管で凍結による汚染水漏れ頻発。

31日・東京電力が、福島第二の冷温停止維持に係る設備等の復旧計画を提出。

4月 1 日・国が田村市と川内村の避難区域を再編。警戒区域を解除。

16日・国が南相馬市の避難区域を再編、警戒区域を解除。

5月 17 日・福島第二 4号機の復旧が完了。

6月 20 日・原子力規制委員会設置法が成立。

7月 5 日・国会事故調査委員会が報告書をとりまとめ。

17日・国が飯舘村の避難区域を再編。

23日・政府事故調査委員会が最終報告書をとりまとめ。

8月 10 日・国が楢葉町の避難区域を再編、警戒区域を解除。

9月 19 日・原子力規制委員会が発足。

〃・県原子力センターが福島市に事務所を開設。

10月 11 日・福島第二 3号機の復旧が完了。

31日・原子力規制委員会が原子力災害対策指針を決定。

11月 7 日・国が福島第一を原子炉等規制法に基づく特定原子力施設に指定。

12月 3 日・福島第一 4号機の燃料取出し完了の 1年前倒しを決定。

7日・県が廃炉安全監視協議会を設置。

10日・国が大熊町の避難区域を再編、警戒区域を解除。

平成 25 年

2月 15 日・福島第二 2号機の復旧完了。

3月 7 日・国が新たに廃炉対策推進会議を設置し、中長期ロードマップを

6月に改訂することを決定。

- 18日・福島第一において、停電により使用済燃料代替冷却システムが一時停止。
- 22日・国が葛尾村の避難区域を再編、警戒区域を解除。
- 25日・国が富岡町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
- 26日・県防災会議を開催し、福島第一の暫定的UPZ等、
地域防災計画原子力災害対策編の修正を決定。
- 28日・東北電力が浪江・小高原発の建設計画中止を発表。
- 30日・福島第一において、「多核種除去設備（ALPS）」の試運転開始。

4月 1日・県原子力安全対策課に原子力専門員配置。

〃・国が浪江町の避難区域を再編、警戒区域を解除。

5日・福島第一において動力電源盤故障警報が発生し、
3号機使用済燃料プール冷却設備が停止。

〃・福島第一の地下貯水槽から汚染水漏えいが判明。

5月 28日・国が双葉町の避難区域を再編、警戒区域を解除。

30日・福島第二1号機の復旧が完了。福島第二の復旧が全ての号機で完了。

6月 5日・国が緊急時モニタリング体制等にかかる原子力災害対策指針を改定。

15日・ALPSのバッチ処理タンクから漏えいを確認し、翌日A系を停止。

19日・福島第一タービン建屋東側取水口付近の観測孔から
高濃度のトリチウムを検出。

27日・政府廃炉対策推進会議が、中長期ロードマップの改訂を決定。

7月 11日・県が廃炉安全監視協議会環境モニタリング評価部会を設置。

22日・東京電力が福島第一において放射性物質を含む地下水が
港湾へ漏出していたとの見解を公表。

〃・福島第一4号機原子炉建屋の燃料取出し用カバーの設置完了。

8月 4日・県が廃炉安全確保県民会議を設置。

8日・国が川俣町の避難区域を再編。

19日・福島第一構内H4エリアの地上タンクから約300トンの汚染水が漏えい。

28日・原子力規制委員会がタンク漏えいを国際的な事故評価尺度の「レベル3」
(重大な異常事態)と評価。

〃・県漁業協同組合連合会(以下「県漁連」)が9月以降の試験操業中断を決定。

9月 3日・国が汚染水問題に関する基本方針を決定。

19日・廃炉安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を設置。

20日・安倍首相が福島第一を視察し、東京電力に5, 6号機の廃炉を要請。

25日・県漁連が試験操業を再開。

10月 1日・県原子力安全対策課に原子力対策監設置。

30日・福島第一4号機からの燃料取出し計画を原子力規制委員会が認可。

11月 18日・福島第一4号機の使用済核燃料プールから燃料取り出し開始。

12月 18日・東京電力は福島第一5, 6号機の廃炉方針を決定。

20日・国は廃炉・汚染水問題に対する追加対策を決定。

汚染水問題に対する予防的重層的な対策が示される。

平成 26 年

- 2月 13日・県防災会議を開催し、緊急時モニタリング体制等について
県地域防災計画原子力災害対策編を見直し。
- 19日・福島第一 2号機原子炉圧力容器底部の温度計損傷。
〃・福島第一構内 H 6 エリアタンク上部から汚染水漏えい。
- 25日・福島第一において、掘削工事中の電源ケーブル切断により、
4号機使用済燃料プールが一時冷却停止。
- 3月 18日・福島第一 A L P S において、トラブルにより A 系 C 系が停止。
- 28日・福島第一における掘削作業中の協力作業員の死亡事故発生。
- 4月 1日・楢葉町役場内に原子力安全対策課楢葉駐在員を配置。
〃・田村市都路地区避難指示解除準備区域の避難指示を解除。
- 9日・東京電力が地下水バイパスのため、専用井戸で地下水の汲み上げ開始。
- 5月 21日・東京電力が地下水バイパス計画による地下水の海への流出を実施。
- 6月 2日・東京電力が凍土遮水壁の設置工事を開始。
〃・福島第一 4000トンノッチタンク群からの漏えいが発生。
- 7月 10日・福島第二・1号機で使用済燃料の取り出し完了。
- 24日・福島第一のタービン建屋とトレーニングの接続部に、
水、ドライアイスの試験投入を開始。
- 8月 12日・東京電力がサブドレン計画のため井戸からの地下水汲上試験を開始。
- 9月 3日・東京電力が福島第一・2号機の海側トレーニングの止水対策のため
セメントなどの止水剤を投入する模擬実験を開始。
- 30日・福島第一の高圧受電盤内のケーブル端末作業において感電負傷事故が発生。
- 10月 1日・川内村東部の避難指示解除準備区域の避難を解除、
居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編。
- 16日・福島第一・2号機の海側トレーニングの止水対策のため止水剤の投入を開始。
- 22日・福島第一・1号機建屋カバー解体に向けた飛散防止剤散布作業を開始。
- 31日・福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業実施。
- 11月 5日・福島第一・4号機の使用済燃料の移送を完了。
- 8日・福島第一において、A L P S 処理水を溜める地上タンクの、
増設工事中に鋼材が落下、作業員 3人が負傷。
- 9日・福島第一・4号機の使用済燃料プールの冷却が自動停止。
- 10日・福島第一・1号機建屋カバーの屋根パネル取り外し作業（2回目）実施。
- 19日・福島第一・4号機の未使用燃料の移送を完了。
- 20日・福島第一・1号機の建屋上部のガレキ調査開始。
- 26日・福島第一・2号機の海側トレーニング内を埋め立てるセメントの投入開始。

平成 27 年

- 1月 7日・県、双葉町、大熊町及び東京電力により、「福島第一原子力発電所の廃炉等
の実施に係る周辺地域の安全確保協定」を締結。
- 19日・福島第一において、雨水を貯蔵する地上タンク上部から、作業員が落下、
翌日死亡する事故発生。

- 20日・福島第二の廃棄物処理建屋において、濃縮器の点検用架台に、作業員が挟まれ、死亡する事故発生。
- 23日・東京電力が平成26年度中の汚染水全量処理を断念することを発表。
-
- 2月 6日・福島第一1～4号機東側観測孔分析結果に有意な変動が生じる。
- 11日・福島第一2号機タービン建屋から、3号タービン建屋への移送ポンプ停止。
- 22日・福島第一において、構内側溝排水放射線モニタ「高高」警報が作動。
- 24日・福島第一2号機海水配管トレーンチ立坑部の閉塞充填開始。
-
- 3月 10日・福島第一において、H4タンクエリア外集堰の水位低下。
- 16日・福島第一1～4号機東側観測孔分析結果に有意な変動が生じる。
- 18日・福島第一において、H6エリア周辺の分析結果に有意な変動が生じる。
- 21日・福島第一4号機海水配管トレーンチトンネル部の閉塞充填完了。
-
- 4月 16日・福島第一1号機にて変形型ロボットによる格納容器内の調査を開始。
- 21日・福島第一構内において、K排水路に設置した仮設ポンプが停止し、K排水路の排水が堰を溢水して港湾外へ流出、県は東京電力㈱に対し原因究明、再発防止、情報提供等を申し入れ。
- 30日・福島第一において陸側遮水壁（凍土方式）の建屋山側の一部において試験凍結を開始。
-
- 5月 27日・福島第一構内のタンクに貯留していた汚染水（RO濃縮塩水）についてタンク底部の残水を除き、処理を完了。
-
- 6月 1日・福島第一5号機の使用済燃料の移送を完了
- 12日・廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の改訂が決定。
-
- 7月 20日・福島第一において、雑固体廃棄物焼却設備付近のクローラークレーンから発火。
- 28日・東京電力が福島第一1号機建屋カバー解体に向けた屋根パネル一枚目を取り外し。
-
- 8月 8日・福島第一において、作業車の装置に挟まれた作業員が死亡する事故が発生。県は東京電力に対し、原因究明、再発防止の徹底等を申し入れ。
-
- 9月 5日・政府は楢葉町の避難指示解除準備区域を解除。
- 14日・福島第一において、サブドレン処理済水を海へ排水開始。
- 30日・原子力規制庁が新たに特定原子力施設放射性廃棄物管理検討会を設置。
-
- 10月 5日・福島第一1号機建屋カバー解体に向けた、屋根パネル6枚目を取り外し。
(全ての屋根パネルの撤去が完了)
- 19日・日本原子力研究開発機構（JAEA）の楢葉遠隔技術開発センター（モックアップ施設）が開所。
- 20日・福島第一3号機の原子炉格納容器に計測器付きカメラを初めて投入し、内部調査を開始。
- 26日・福島第一において、海側遮水壁の閉合を完了。
-
- 12月 21日・福島第一において、海水配管トレーンチの穴埋め作業を完了。（2～4号機完了）

平成28年

- 2月 1日・県防災会議を開催し、原子力災害対策重点区域の設定及び防護措置等県地域防災計画原子力災害対策編を見直し。
- 24日・東京電力が福島第一原発事故当時における通報・報告状況（炉心溶融等の公表遅れ）について公表。
- 3月 18日・福島第一において、雑固体廃棄物焼却設備による焼却開始。
- 28日・福島第一において、K排水路の港湾内への付替工事が完了。
- 31日・陸側遮水壁（凍土方式）の凍結開始。
- 4月 6日・福島第一・地下貯水槽No.1南西側の漏えい検知孔において、全ベータ放射能の値が急上昇。
- 8日・福島第一・雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位が上昇し、運転上の制限値を超える事象発生。県は東京電力に対し原因究明、再発防止及び水位管理の徹底等を申し入れ。
- 5月 27日・第15回トリチウム水タスクフォースが開催され、今後のトリチウム水の取扱いの検討について、「経済合理性だけでなく社会的な影響等も含めて慎重に議論を進めるべき」と報告書に記載。
- 6月 6日・陸側遮水壁の凍結を促進させるため、補助工法を開始。
- 28日・福島第一の免震重要棟遠隔監視室にある6900V電源盤において警報が発生。セシウム吸着装置等の設備が一時停止したが、燃料冷却や汚染水処理への影響なし。
- 7月 11日・福島第一G1タンクエリア西側において、タンクから3号機タービン建屋への移送中に、移送ホースが外れて堰外に汚染水が漏洩したが、海への流出はなし。県は、開催中だった廃炉安全監視協議会において、早急に対策を施すこと、対応状況を速やかに報告するよう、東京電力に申し入れ。
- 13日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構により、「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2016」が公表。その中で「石棺方式」について記載。
- 14日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構は「石棺方式」について、検討しているとの報道があったが、検討している事実はないと公表。
- 20日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構は「石棺方式」の文言を削除した「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン2016」の修正内容を発表。
- 28日・福島第一・2号機におけるミュオン測定により、燃料デブリの大部分が圧力容器底部に存在していると推定されるとする解析結果を公表。
- 8月 10日・福島第一・雑固体廃棄物焼却設備において、伸縮継手部等に割れを発見し、当該設備を停止。放射性物質による外部への影響なし。
- 25日・福島第一・5,6号開閉所屋上に設置されている引留鉄構の鋼材の一部に損傷を確認。電源確保における影響なし。
- 9月 1日・福島第一H2タンクエリアにおいて、タンク溶接作業中にタンク近傍から発煙を確認、その場で消火。
- 12日・福島第二において、一時的に警報表示装置を停止していたことについて、原子力規制庁から核物質防護規定の遵守に係る厳重注意文書を受領したと

東京電力より報告。

- 13日・福島第一1号機原子炉建屋カバー壁パネルの取り外し作業を開始。
15日・福島第一・固体廃棄物貯蔵庫第9棟について、予定していた平成29年2月竣工が平成30年1月に遅延すると東京電力より報告。
20日・福島第一について、長雨の影響により護岸埋立エリアにおける地下水位が上昇し、地表面を超過。井戸及び地表面からの溢水は確認されず。
30日・福島第二において、軽油関連の設備に関して労働衛生安全法に基づく届出がなされていなかったとして是正勧告書を受領したと東京電力より報告。

-
- 10月13日・福島第一・陸側遮水壁（凍土方式）の海側が凍結完了。
・福島第一の護岸地下水サンプリング箇所（No. 3-2）において、全ベータの過去最大値を更新。
14日・福島第一の護岸地下水サンプリング箇所（No. 1）において、全ベータの過去最大値を更新。
15日・既設多核種除去設備A系のL字型配管の溶接箇所付近からストロンチウム処理水の漏えいを確認。堰内で留まり、外部への流出なし。
17日・既設多核種除去設備A系のL字型配管部から処理水の漏えいを確認。堰内で留まり、外部への流出なし。
19日・福島第一において、軽油関連の設備に関して労働衛生安全法に基づく届出がなされていなかったとして是正勧告書を受領したと東京電力より報告。
-
- 11月 1日・淡水化装置RO膜の洗浄水貯留タンク上部にある空気抜き配管から漏えい。
堰内で留まり、外部への流出なし。
10日・福島第一1号機原子炉建屋カバー壁パネルの取り外しが完了。
・福島第一について、停止中であった雑固体廃棄物焼却設備の運転再開。
15日・サブドレン他浄化設備建屋内において、漏えい発生。堰内で留まり、外部への流出なし。
22日・福島県沖を震源とする最大震度5弱の地震が発生。福島第二3号機において、使用済燃料プール冷却浄化系ポンプが一時停止。
-
- 12月 3日・陸側遮水壁（凍土方式）の山側の未凍結箇所7箇所のうち2箇所の凍結開始。
4日・福島第一・1～3号機使用済燃料プール二次冷却系循環ポンプが一時停止。
5日・福島第一において、作業員が誤ってスイッチに触れたことにより、3号機原子炉注水が停止。約1時間後に原子炉注水を再開。炉内温度や敷地境界のモニタリングポストの数値に変化なし。
・県は東京電力に対し、福島第一・使用済燃料プール冷却停止及び3号機原子炉注水停止に係る原因調査と再発防止を申し入れ。
6日・サブドレン等浄化設備から漏えい発生。堰内で留まり、外部への流出なし。
7日・福島第一の使用済燃料プールの冷却ポンプの停止及び3号機原子炉注水の停止について、原子力規制庁から行政指導。
14日・福島第一1号機について、原子炉冷却に必要な計算上の注水量をもとに、原子炉注水量の低減操作を開始。
・建屋内淡水化装置B系の出口ラインから漏洩。堰内で留まり、外部への流

出なし。

・福島第一において、陸側遮水壁の凍結に使用している冷凍機（全30台）1台が、代替フロンガスの漏えいにより停止。

・福島第一において、設備点検に関して労働衛生安全法に基づく届出がなされていなかったとして是正勧告書を受領したと東京電力より報告。

22日・資源エネルギー庁が、福島第一3号機使用済燃料プールからの燃料取り出し時期に関して、中長期ロードマップに示されている平成29年度内開始が難しい状況にあるとの見解を示す。

24日・福島第一2号機原子炉格納容器の内部調査に向けた格納容器貫通孔の穴開け作業完了。

平成29年

1月30日・福島第一2号機において、先端にカメラを装着したガイドパイプを格納容器内に挿入し、圧力容器下部（ペデスタル内）の撮影に成功。

2月16日・福島第一2号機において、自走式調査装置を原子炉格納容器内に投入し調査。ペデスタル入口の手前まで走行したところで動作不良になり、装置を格納容器内に残置。

・福島第一港湾内に係留しているメガフロートのバラスト水の水位が海面と同じ高さまで上昇。

3月3日・陸側遮水壁（凍土方式）の山側の未凍結箇所5箇所のうち4箇所の凍結開始。

8日・福島第二において、免震重要棟の電源設備の点検作業を行っていた作業員が誤って左手に感電し、指を負傷。

18日・福島第一1号機の原子炉格納容器内における変形型ロボットによる調査。格納容器底部に堆積物を確認

・福島第二の法面において、枯れ草が燃えているのを発見、その場で消火。

31日・政府は、川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯館村の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除。

4月1日・政府は、富岡町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除

6日・福島第一・1／2号機排気筒において、一部点検が未実施だった東側の1箇所に破断を確認

6月30日・福島第一原発事故で強制起訴された東京電力の旧経営陣3人の初公判。

7月19日・福島第一・3号機の格納容器内部調査を開始、水中遊泳ロボットを投入しペデスタル内に溶融物が固化したと思われるもの等を確認

22日・福島第一・3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、共用プールの保管スペースを確保するため、貯蔵されている使用済燃料をキャスク仮保管設備へ輸送。

31日・福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根を設置開始

8月2日・福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン1基の地下水位が低下し一時的に建屋内水位と逆転。

3日・県内17市町村は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県日立市と協

定を締結。

- 4 日・県は東京電力に対し、サブドレン水位低下に関する申し入れを実施。
- 14 日・東京電力は 2016 年 3 月 24 日から 28 日の間において、汚染水処理設備（キュリオン）の運転上の制限を逸脱した運用があつたことを公表。
- 22 日・福島第一・陸側遮水壁（凍土壁）最後の未凍結箇所（1 箇所）凍結開始。
- 30 日・東京電力は福島第一のキャスク仮保管設備に保管している乾式キャスク 2 基に、装填が認可されていない使用済燃料（回収ウラン燃料）4 体が装填されていることを公表。
- 31 日・原子力損害賠償・廃炉等支援機構が「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2017」を公表。
-
- 9 月 1 日・政府は廃炉・汚染水対策チーム会合を開催し、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中期ロードマップ」改訂案を提示。
- 15 日・原子力関係部長会議を開催、廃炉安全監視協議会で取りまとめた「東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂案に対する意見を了承。
- 21 日・県内 18 市町村は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結。
- 25 日・会津美里町は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結。
- 26 日・政府は廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂。
- 28 日・福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン 42 基のうち 6 基において、水位計の設定誤りによる建屋内滞留水水位と周辺地下水位の逆転が確認されたため、サブドレン地下水の汲み上げをすべて停止。
- 29 日・福島第一・原子炉建屋周辺サブドレン 6 基の水位計設定誤りについて、運転上の制限逸脱状態から復帰を宣言。
-
- 10 月 6 日・下郷町は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県常陸太田市と協定を締結。
- 16 日・平成 29 年度福島県原子力防災訓練（災害対策本部設置運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、広報訓練）実施。
- 27 日・サブドレン他浄化設備建屋内において、漏えい発生。堰内で留まり、外部への流出なし。
- 28 日・平成 29 年度福島県原子力防災訓練（住民避難訓練、緊急被ばく医療活動訓練）実施。
-
- 11 月 1 日・東京電力小早川社長、原子力規制委員会において報告した「福島第一原発の廃炉などに関する責任と決意」を説明するため鈴木副知事を訪問。
- 15 日・知事が福島第一を視察。
- 20 日・福島第一・2 号機原子炉格納容器ガス管理設備において、臨界監視用ガス（キセノン-135）の放射能濃度が監視できない状態となり、運転上の制

限の逸脱を宣言。

27日・福島第一・3号機の使用済燃料プール循環冷却一時系ポンプ（B）が一時停止。

12月13日・厚生労働省は福島第一で作業に従事した東京電力社員を労災認定（白血病、3例目）。

19日・福島第一・1号機原子炉建屋カバー解体作業が完了。

26日・いわき市は原子力災害時の広域避難受入に関して茨城県高萩市と協定を締結。
平成30年

1月19日・福島第一・2号機の格納容器内部調査を実施、伸縮性パイプの先端にカメラを取り付けた装置により、燃料デブリとみられる小石状、粘土状の堆積物を確認。

22日・福島第一・1号機オペフロ北側のガレキ撤去を開始。

26日・福島第一原発事故で強制起訴された東京電力旧経営陣3人の第2回公判。

29日・いわき市は原子力災害時の広域避難に関して茨城県内35市町村と協定を締結。

2月 8日・福島第一原発事故で強制起訴された東京電力旧経営陣3人の第3回公判。

21日・福島第一・3号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根の設置完了。

28日・福島第一原発事故で強制起訴された東京電力旧経営陣3人の第4回公判。

3月 1日・陸側遮水壁（凍土方式）の山側の未凍結箇所5箇所のうち4箇所の凍結開始。

【除染について】

平成23年

7月22日・除染アドバイザーを委嘱。

8月 2日・町内会等による自主的除染への助成開始。

26日・国が除染の基本的な考え方を決定。

30日・放射性物質汚染対処特措法一部施行。

9月 ・除染アドバイザー派遣開始。

10月 4日・除染業務講習会開催。（10月～）

13日・県生活環境部に環境回復推進監を設置。

〃 ・県除染対策課が発足。

〃 ・県が除染・廃棄物対策推進会議設置。

11月11日・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により土壤等の除染等の措置に関する基本的事項等決定。

14日・県が除染技術実証事業、面的モデル除染事業を開始。

27日・除染の推進に向けての「安心・安全フォーラム」の開始。（11月～）

12月 9日・「除染計画策定マニュアル」作成。

〃 ・除染対策事業交付金受付開始。

28日・除染特別地域に11市町村、汚染状況重点調査地域に40市町村が

指定される。

平成 24 年

- 1月 1日・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
14日・放射線・除染講習会開催。
18日・除染情報プラザが開所。（除染専門家派遣、除染情報発信等）
26日・国が原発周辺の除染工程表を発表。
31日・除染業務に係る技術指針公表。

2月 28日・汚染状況重点調査地域に追加指定（柳津町）。県内指定 41 市町村。

3月 29日・「福島県面的除染の手引き」作成。

- 4月 13日・田村市、楢葉町、川内村の特別地域内除染実施計画策定。
18日・南相馬市の特別地域内除染実施計画策定。

5月 13日・除染対話フォーラム開催。（5月～）

24日・飯舘村の特別地域内除染実施計画策定。

6月 5日・放射線・除染講習会開催。（6月～）

7月 18日・仮置場現地視察会。（7月～）

25日・田村市の本格除染着手。

8月 10日・川俣町の特別地域内除染実施計画策定。

9月 4日・川内村の本格除染着手。

6日・楢葉町の本格除染着手。

25日・飯舘村の本格除染着手。

28日・葛尾村の特別地域内除染実施計画策定。

11月 21日・浪江町の特別地域内除染実施計画策定。

12月 27日・汚染状況重点調査地域の指定解除（昭和村）。県内指定 40 市町村。

28日・大熊町の特別地域内除染実施計画策定。

平成 25 年

4月 25日・葛尾村、川俣町の本格除染着手。

5月 17日・除染管理目標の設定の考え方（暫定版）提示。

6月 24日・大熊町の本格除染着手。

26日・富岡町の特別地域内除染実施計画策定。

28日・田村市において計画に基づく除染終了。

8月 26日・南相馬市の本格除染着手。

28日・仮置場現地視察会。

〃・仮置場等技術指針（第 1 版）公表。

29日・仮置場設置事例集策定。

9月 10日・除染の進捗状況についての総点検。

11月 27日・浪江町の本格除染着手。

12月 26日・特別地域内除染実施計画の変更。

（6 市町村：南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、富岡町）

参考資料（東日本大震災～平成 29 年度までの動き）

平成 26 年

- 1月 8日・富岡町の本格除染着手。
2月 28日・除染業務に係る技術指針（第2版）公表。
3月 31日・計画に基づく除染が終了（川内村、楢葉町、大熊町）。
6月 6日・仮置場等技術指針（第2版）公表。
7月 15日・双葉町の特別地域内除染実施計画策定。
11月 17日・汚染状況重点調査地域の指定解除（三島町）。県内指定 39 市町村。
12月 ・帰還困難区域における拠点施設等の除染開始（大熊町）。

平成 27 年

- 1月 30日・放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部改正。
2月 ・帰還困難区域における拠点施設等の除染開始（双葉町、富岡町）。
3月 2日・双葉町の本格除染着手。
13日・中間貯蔵施設保管場への除去土壤等のパイロット輸送開始。
26日・仮置場等技術指針（第3版）公表。
12月 31日・葛尾村、川俣町において、計画に基づく除染終了。

平成 28 年

- 3月 31日・仮置場等技術指針（第4版）公表。
〃 ・双葉町において、計画に基づく除染終了。
9月 8日・汚染状況重点調査地域の指定解除（矢祭町）。
11月 29日・汚染状況重点調査地域の指定解除（塙町、柳津町）。
12月 31日・飯館村において、計画に基づく除染終了。

平成 29 年

- 1月 31日・富岡町において、計画に基づく除染終了。
3月 31日・南相馬市、浪江町において、計画に基づく除染終了。除染特別地域の 11 市町村の面的除染が終了。
・汚染状況重点調査地域の 36 市町村の面的除染が概ね終了。
7月 14日・除染情報プラザを「環境再生プラザ」へ名称変更。
18日・環境再生プラザとしてリニューアルオープン。
8月 30日・仮置場等技術指針（第5版）公表。
12月 25日・双葉町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。

平成 30 年

- 3月 9日・大熊町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。
19日・汚染状況重点調査地域の 36 市町村の面的除染が全て終了

【廃棄物について】

平成 23 年

- 3月 31 日・県災害廃棄物処理対策協議会設置。
- 5月 16 日・国が東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針を策定。
- 8月 18 日・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法施行。
- 30 日・放射性物質汚染対処特措法一部施行。
- 10月 13 日・県が除染・廃棄物対策推進会議を設置。
- 11月 11 日・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により
汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項を決定。
- 12月 28 日・汚染廃棄物対策地域に 11 市町村が指定される。

平成 24 年

- 1月 1 日・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
- 3月 ・福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金設置。
- 6月 11 日・国が対策地域内廃棄物処理計画を策定。

平成 25 年

- 8月 ・県が福島県東日本大震災に係る災害廃棄物処理加速化指針を策定。
- 9月 10 日・国が福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検を発表。
- 12月 14 日・環境・復興両大臣から知事、大熊・双葉・富岡・楢葉町長へ既存管理型処分場の活用の要請（中間貯蔵施設設置についても要請）。
- 26 日・国が対策地域内廃棄物処理計画を見直し。

平成 26 年

- 2月 12 日・既存管理型処分場の活用計画案の見直しについて、知事から環境・復興両大臣へ申入れ。
- 3月 27 日・既存管理型処分場の活用計画案に関する県からの申入れに対し国から回答。
- 4月 19 日・既存管理型処分場の活用に関する楢葉町住民説明会を開催（県同席）。
(4月 20 日まで延べ 2 日間、286 名参加。)
- 6月 8 日・既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（県同席）。
(6月 14、15 日の延べ 3 日間、496 名参加。)

平成 27 年

- 3月 30 日・東日本大震災で増加した廃棄物の発生状況を踏まえ、県が福島県廃棄物処分計画を 1 年前倒しして改定。
- 6月 5 日・環境大臣が、知事及び富岡・楢葉両町長に対して、既存管理型処分場の更なる安全対策や国有化の考え方を提示。
- 27 日・既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（県同席）。
(6月 28 日まで延べ 2 日間、231 名参加。)

参考資料（東日本大震災～平成 29 年度までの動き）

7月19日・既存管理型処分場の活用に関する楢葉町住民説明会を開催（県同席）。

（7月20日まで延べ2日間、97名参加。）

8月25日・知事、富岡・楢葉両町長から環境大臣及び環境・復興両副大臣へ安全対策等に関して申入れ。

11月16日・8月25日の申入れを踏まえ、再度、国が考え方を提示。

24日・知事が、国が行う既存管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に関して、県から富岡・楢葉両町へ100億円を交付することを表明。

12月4日・知事、富岡・楢葉両町長から環境大臣、復興副大臣に対して、国の埋立処分事業を容認する旨を回答するとともに、国が以下の4項目に責任を持って対応するよう申入れ。

※ 4項目の申入れ内容

- ① 地元への丁寧な対応
- ② 処分場の国有化と県・両町との安全協定の締結
- ③ 県・両町との協議の上での輸送計画策定
- ④ 両町の地域振興策の具体化

平成28年

4月18日・国が既存管理型処分場を国有化。

6月27日・国、県、富岡・楢葉両町による安全協定を締結。

平成29年

11月17日・特定廃棄物埋立処分施設への搬入・埋立処分を開始。

【中間貯蔵施設について】

平成23年

12月28日・環境大臣兼原発事故担当大臣から知事及び双葉郡8町村長へ「中間貯蔵施設の設置を双葉郡内にお願いする」旨の要請。

平成24年

3月10日・環境・復興両大臣から大熊、双葉、楢葉3町長へ中間貯蔵施設の設置要請。

8月19日・環境・復興両大臣から知事・双葉郡8町村長へ中間貯蔵施設に関する調査を実施したい旨の要請。

11月28日・知事が調査受入れを判断し、環境大臣へ伝達。

○条件

- ① 調査受入れが建設受入れではないこと。
- ② 地元に丁寧な説明を尽くすなど、国としての責任を果たすこと。
- ③ 調査の取組状況を適時に報告すること。

平成25年

- 4月 9日・国が楢葉町の現地調査に着手。
23日・国が大熊町の現地調査に着手。
28日・県が中間貯蔵施設に関する専門家会議を設置。
-
- 10月 11日・国が双葉町の現地調査に着手。
-
- 12月 14日・環境・復興両大臣から知事、大熊・双葉・富岡・楢葉町長へ中間貯蔵施設の設置の要請（既存管理型処分場の活用受入れについても要請）。
-

平成26年

- 2月 12日・中間貯蔵施設の配置計画案の見直し等について、知事から環境・復興両大臣へ申入れ。
-
- 3月 27日・2月 12日の県からの申入れに対する国からの回答があり、3項目（県外最終処分の法制化、用地の取扱い、生活再建策・地域振興策）について具体的に提示するよう申入れ。
-
- 4月 25日・環境副大臣が大熊・双葉両町長に面会し（県同席）、3月 27日に申入れた3項目の考え方について説明。
-
- 5月 27日・環境大臣が大熊・双葉両町長に面会（県同席）。住民説明会開催及び3項目の申入れ事項の対応状況について説明。
- ① 県外最終処分の法制化については、「日本環境安全事業株式会社法」に規定する。
 - ② 用地の取扱いについては、住民票に関し総務省をはじめ政府内で検討している。
 - ③ 地域の文化遺産・墓地等についてはきめ細やかに対応する。
- 31日・国が大熊町・双葉町住民説明会を開始（県同席）。（6月 15日まで延べ9日間、県内外において16回開催、参加者 2,605名）
-

7月 28日・環境・復興両大臣が知事、大熊・双葉両町長と面談。

（法制化、用地の取扱いなどの具体的な考え方を提示）

8月 9日・環境・復興両大臣が知事、大熊・双葉両町長と面談。

（中間貯蔵施設等に係る交付金等の財政措置についての対応方針を提示）

25日・知事が大熊・双葉両町長と面談。

（地権者の生活再建支援、その他地域振興策等の課題へ対応するため、両町合わせて150億円の財政措置（交付金）を行う考えを提示）

28日・復興大臣が大熊・双葉両町長（県同席）へ、「大熊・双葉ふるさと復興構想」を提示。

9月 1日・知事から環境・復興両大臣へ建設受入れ容認及び搬入受入れに当たっての確認事項を申入れ。

※ 搬入受入れに当たっての申入れ事項

- 1 避難地域の将来像について
- 2 財政措置について
- 3 確認事項
 - ・地権者に対して、分かりやすい、丁寧な説明を行うこと。
 - ・建設受入れの判断と搬入受入れの判断は別であり、搬入受入れの判

断に当たっては、次の事項を確認すること。

- ① 県外最終処分の法案の成立
- ② 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度
- ③ 国による搬入ルートの維持管理等及び周辺対策の明確化
- ④ 施設及び輸送に関する安全性
- ⑤ 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意

・知事から総理大臣へ建設受け入れ容認の伝達。

9月29日・国が大熊町・双葉町地権者説明会を開始（県同席）。

（10月12日まで延べ10日間、県内外において12回開催、参加者901名
地権者数：2,365名、発送者数：1,269名）

10月23日・大熊・双葉両町長が国へ申入れ（県同席）。

- 1 地権者に丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。
- 2 説明会に出席されなかった地権者に対して、早急に説明を行うこと。

11月19日・日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律が成立。（12月24日施行）

12月16日・大熊町長が、建設受け入れ容認を表明。

平成27年

1月 9日・中間貯蔵施設等に係る交付金（1,500億円）、原子力災害からの福島復興交付金（1,000億円）が計上された平成26年度補正予算案が閣議決定。

13日・双葉町長が、建設受け入れ容認を表明。

14日・福島特定原子力施設地域振興交付金（93億円）が計上された平成27年度当初予算案が閣議決定。

2月 3日・平成26年度補正予算が成立。

8日・環境・復興両大臣から知事へ県の確認項目（法制化等5項目）等に対する回答。

25日・知事、大熊・双葉両町長から環境・復興両大臣へ搬入受け入れ容認を伝達。

3月13日・パイロット輸送の開始。

7月15日・地権者説明の円滑化のため、大熊・双葉両町に新たに1名ずつ駐在員を配置。

平成28年

2月19日・環境省が、大熊・双葉両町に対し、貯蔵施設などの本格施設の整備に着手し、平成28年度の輸送量を15万m³程度とする「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」を説明。

3月27日・福島復興再生協議会において、環境大臣が、「当面5年間の見通し」を公表

28日・パイロット輸送が終了し、県内43市町村から45,382m³の除去土壤等が搬入された。

4月 1日・更なる地権者説明の促進のため、10名の県職員を国へ派遣。

5月19日・国が「減容・再生利用技術開発戦略・工程表」を公表。

参考資料（東日本大震災～平成 29 年度までの動き）

6月17日・大熊町議会全員協議会において、町有地ふれあいパークおおくまの活用が容認され、7月2日にいわき市立赤井中学校からの除去土壤等を搬出。

10月19日・双葉町議会全員協議会において、町有地双葉総合公園の活用が容認され、12月1日に二本松市から学校等の除去土壤等を搬出。

11月15日・受入・分別施設及び土壤貯蔵施設整備の工事着工

12月9日・国が平成29年度の輸送量を50万m³程度とし、平成30年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。

平成29年

3月31日・平成28年度の除去土壤等の輸送実績は、県内46市町村から183,734m³、累計で229,166m³となり、19市町村の輸送が完了。

10月28日・土壤貯蔵施設の運用を開始。

11月21日・国が平成30年度の輸送量を180万m³程度、平成31年度も400万m³を目指すこと、平成31年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。

平成30年

3月31日・平成30年度の除去土壤等の輸送実績は、県内33市町村から529,549m³、累計で758,665m³となり、21市町村の輸送が完了。

【環境創造センターについて】

平成24年

10月29日・環境創造センター基本構想公表。

平成25年

10月18日・環境創造センター本館（三春町）及び環境放射線センター（南相馬市）概要公表。

平成26年

1月31日・環境創造センター研究棟・交流棟（三春町）概要公表。

3月26日・環境創造センター本館（三春町）及び環境放射線センター（南相馬市）建設工事着工。

10月3日・環境創造センター研究棟・交流棟（三春町）建設工事着工。

平成27年

3月31日・猪苗代水環境センター（猪苗代町）建設工事着工。

5月29日・野生生物共生センター（大玉村）建設工事着工。

8月26日・環境創造センター本館（三春町）竣工。

参考資料（東日本大震災～平成 29 年度までの動き）

9月30日・環境放射線センター（南相馬市）竣工。

環境放射線センター及び猪苗代水環境センター竣工。

10月27日・環境創造センター本館（三春町）開所。

11月16日・環境放射線センター（南相馬市）開所

12月21日・野生生物共生センター（大玉村）竣工。

28日・福島県環境創造センター条例の施行。

平成 28 年

3月31日・環境創造センター研究棟及び交流棟竣工。

4月15日・猪苗代水環境センター（猪苗代町）開所。

21日・環境創造センター研究棟への IAEA 及び国環研の入居式。

27日・野生生物共生センター（大玉村）開所。

7月21日・環境創造センター交流棟開所（環境創造センターグランドオープン）。

【IAEAとの協力について】

平成 24 年

12月15日・県と IAEA との間の協力に関する覚書締結。

〃・実施取決め締結（IAEA 提案プロジェクト 5 件）。

平成 25 年

4月10日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 3 件）。

5月27日・IAEA 緊急時対応能力研修センターオープン。

7月22日・IAEA 専門家来県し、除染、廃棄物、放射線モニタリングの分野に関する
～26日 意見交換を実施。

10月30日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 2 件）。

〃・県が IAEA 本部を訪問・協議。

～11月1日

12月11日・IAEA 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。

～19日

平成 26 年

7月14日・IAEA 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。

～18日

10月20日・県が IAEA 本部を訪問・協議。

～22日

12月15日・IAEA 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。

～18日

平成 27 年

7 月 6 日・IAEA 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。

～10 日

10 月 13 日・県が IAEA 本部を訪問・協議。

～15 日

10 月 27 日・IAEA 緊急時対応能力研修センターが環境創造センター本館に移転。

12 月 14 日・IAEA 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。

～18 日

平成 28 年

6 月 27 日・IAEA 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。

～7 月 1 日

10 月 17 日・県が IAEA 本部を訪問・協議。

～21 日

25 日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 1 件）。

11 月 26 日・IAEA 協力プロジェクト中間報告書公表。

12 月 5 日・IAEA 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。

～9 日

平成 29 年

7 月 3 日・IAEA 専門家来県し、引き続き意見交換を実施。

～6 日

10 月 16 日・県が IAEA 本部を訪問・協議。

～17 日

12 月 25 日・実施取決め締結（協力プロジェクトの 5 年間延長）。

平成 30 年

2 月 6 日・IAEA 協力プロジェクトサマリーワークショップ開催。

～8 日

福島県における環境関連計画等

No.	計画名称	計画期間(年度)	担当部局
1	福島県国土利用計画(第5次)	H22~	企画調整部
2	うつくしま「水との共生」プラン	H18~	企画調整部
3	福島県再生可能エネルギー推進ビジョン	H23~H32	企画調整部
4	福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	H12~	危機管理部
5	福島県原子力災害広域避難計画	H26~	危機管理部
6	福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画	S48~	危機管理部
7	福島県環境基本計画【第4次(改定)】	H25~H32	生活環境部
8	福島県環境教育等行動計画	H26~H32	生活環境部
9	福島県地球温暖化対策推進計画	H25~H32	生活環境部
10	福島県循環型社会形成推進計画	H27~H32	生活環境部
11	ふくしまエコオフィス実践計画	H25~H32	生活環境部
12	ふくしま生物多様性推進計画	H23~H32	生活環境部
13	福島県景観計画	H21~	生活環境部
14	第12次鳥獣保護管理事業計画	H29~H33	生活環境部
15	福島県水環境保全基本計画	H25~H32	生活環境部
16	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画	H25~H32	生活環境部
17	福島県廃棄物処理計画	H27~H32	生活環境部
18	福島県分別収集促進計画(第8期)	H29~H33	生活環境部
19	福島県ごみ処理広域化計画	H22~H29	生活環境部
20	福島県ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理計画	H18~H38	生活環境部
21	歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン	H20~	商工労働部

※各計画についての詳細は県HPをご覧ください。

○福島県環境基本条例

平成八年三月二十六日
福島県条例第十一号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等(第九条・第十条)

第三章 環境の保全のための基本的施策(第十一条—第三十条)

附則

わたしたちのふるさと福島は、豊かで美しい自然に恵まれており、わたしたちは、その自然の恵みの下で生活を営み、生産活動を行い、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化をつくり出してきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本県においても、都市型及び生活型公害や廃棄物の問題などが生じてきた。また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、地域の環境のみならず、微妙な均衡の下に成り立っている自然の生態系に影響を及ぼすこととなり、さらには、人類の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたしたちは、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであることを深く認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平一一条例五八・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影

響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との豊かな触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されるとともに、本県の経験、技術等を生かして国際的な協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県内における環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとす

る。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(平一一条例五八・一部改正)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全について講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第九条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 豊かな緑の保全、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られること。
- 四 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第十条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十二条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 県は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び野生生物の種の保存その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全)

第十七条 県は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全)

第十八条 県は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第十九条 県は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第二十条 県は、市町村及び関係機関等と協力して、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十一条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十二条 県は、第二十条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理の普及)

第二十三条 県は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等及びこれらの監査の実施等からなる環境管理について、その普及に努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第二十四条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するとともに、環境の保全に関する試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術の振興に努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第二十五条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(放射性物質による環境の汚染への対処)

第二十六条 県は、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理及び除染の措置等を推進するため、放射性物質による環境の汚染への対処に関し必要な措置を講ずるものとする。

(平二五条例一八・改正)

(地球環境保全の推進)

第二十七条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等を効果的に行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する行動計画の策定等)

第二十八条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第二十九条 県は、公害に係る紛争の円滑な処理を図るとともに公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の都道府県との協力等)

第三十条 県は、環境の保全に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、市町村、事業者及び県民との緊密な連携の下に、環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福島県立自然公園条例の一部改正)

2 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(福島県自然環境保全条例の一部改正)

3 福島県自然環境保全条例(昭和四十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成一一年条例第五八号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。(平成25年3月26日公布)

福島県環境白書－本編－（平成30年度版）

平成30年 月発行

非売品、複写・転写可（出典を明記のこと）

福島県生活環境部生活環境総務課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7156

